

平成 27 事務年度  
国税庁実績評価書

平成 28 年 10 月  
財 務 省



## 目 次

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| I   | 平成27事務年度 国税庁実績評価書の概要                   | 3   |
|     | 図 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図                 | 9   |
|     | 表 平成27事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標      | 10  |
|     | 参考条文等                                  | 11  |
| II  | 国税庁実績評価書                               | 13  |
|     | 実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)          | 15  |
|     | 実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)               | 17  |
|     | 実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)               | 25  |
|     | 業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)               | 26  |
|     | 業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)                | 32  |
|     | 業績目標 1-2-3 (電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進) | 39  |
|     | 実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)   | 45  |
|     | 業績目標 1-3-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)    | 46  |
|     | 業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)     | 52  |
|     | 業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)                 | 58  |
|     | 実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)                  | 62  |
|     | 実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)               | 67  |
|     | 実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)             | 75  |
| III | 成果重視事業の評価書                             | 79  |
| IV  | 参考資料                                   | 83  |
|     | 資料 1 平成27事務年度において実施したアンケート調査の概要        | 85  |
|     | 資料 2 平成27事務年度において実施したサンプル調査の概要         | 89  |
| V   | 国税庁実績評価書についての附属説明書                     | 91  |
|     | 実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)          | 93  |
|     | 実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)               | 98  |
|     | 実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)               | 104 |
|     | 業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)               | 105 |
|     | 業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)                | 111 |
|     | 業績目標 1-2-3 (電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進) | 118 |
|     | 実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)   | 122 |
|     | 業績目標 1-3-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)    | 123 |
|     | 業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)     | 130 |
|     | 業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)                 | 135 |
|     | 実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)                  | 139 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進) .....   | 143 |
| 実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保) ..... | 149 |
| (参考) 用語集.....                    | 153 |

## I 平成 27 事務年度 国税庁実績評価書の概要



## 1. 国税庁の実績評価制度

(1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 11）の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（P. 11）を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。

(2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」（平成25年3月 財務省策定）に基づいて財務省が行う政策評価に準じて行うこととしています。

国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間とし、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しております。

(3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。こういった観点から、国税庁の実績評価については、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂いております。

## 2. 「平成27事務年度国税庁実績評価書」の概要

国税庁実績評価書は、シート形式により実績を説明する評価書と施策の実施状況全般を説明する附属説明書の2部構成となっています。これらに記載される目標及び評定方法については、次のとおりです。

### (1) 目標

平成27事務年度の実施計画は、「平成27事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 8）のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を4、業績目標を6設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、図「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 9）において示しております。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、表「平成27事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 10）において示しております。

### (2) 評価方法

#### イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

#### ロ 施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s+ 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

#### ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じております。なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

#### ニ 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標（大）1については、実績目標（小）1-1～1-4の評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標（小）1-2については、業績目標1-2-1～1-2-3を総合して、また、実績目標（小）1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

### 3. 成果重視事業の評価について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（P）－予算の効率的執行（D）－厳格な評価（C）－予算への反映（A）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つとされ、政策評価との連携強化が求められています。このため、成果重視事業については、実績評価の枠組みで評価を行っています。

### 4. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しております。

資料1 平成27事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 平成27事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

## 平成27事務年度 国税庁実績評価実施計画

平成27事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

### 1. 計画期間

平成27年7月1日から平成28年6月30日までの1年間

### 2. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 実績目標(大)1   | 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収      |
| 実績目標(小)1-1 | 税務行政の適正な執行             |
| 実績目標(小)1-2 | 納税者サービスの充実             |
| 業績目標1-2-1  | 広報・広聴活動等の充実            |
| 業績目標1-2-2  | 相談等への適切な対応             |
| 業績目標1-2-3  | 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進  |
| 実績目標(小)1-3 | 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済 |
| 業績目標1-3-1  | 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施 |
| 業績目標1-3-2  | 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組  |
| 業績目標1-3-3  | 不服申立てへの取組              |
| 実績目標(小)1-4 | 国際化への取組                |
| 実績目標(大)2   | 酒類業の健全な発達の促進           |
| 実績目標(大)3   | 税理士業務の適正な運営の確保         |

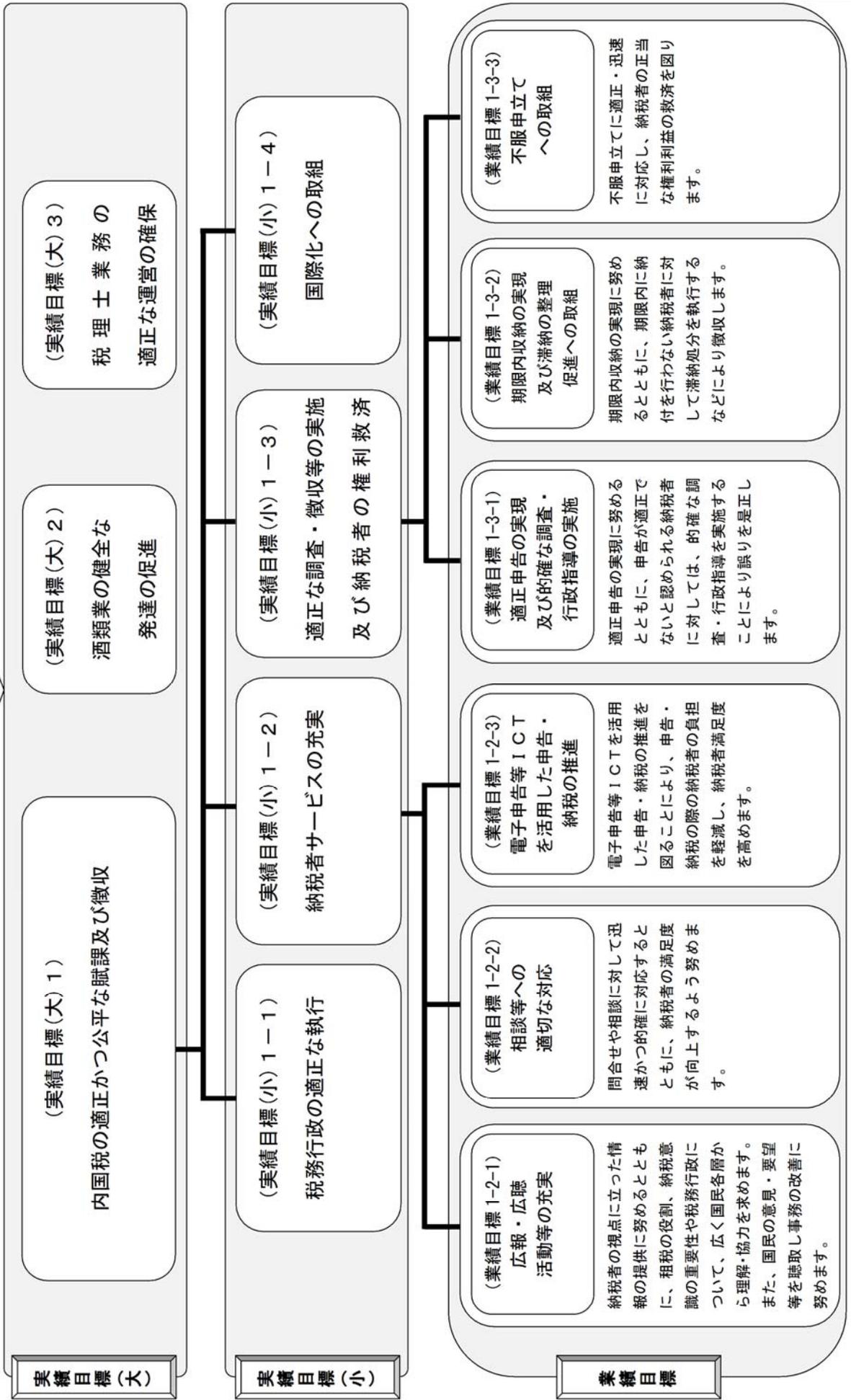
### 3. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

# 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

## 国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。



## 平成27事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

| 実績の目標  | 施策数<br>施策名                       | 測定指標数 |    |    |
|--|----------------------------------|-------|----|----|
|  |                                  | 定量    | 定性 |    |
| <b>実績目標(大)1</b><br>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収           |                                  | —     | —  |    |
| <b>実績目標(小)1-1</b><br>税務行政の適正な執行                | (1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理             | 3     |    |    |
|  | (2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等    |       | 2  |    |
|  | (3) 守秘義務の遵守                      |       | 1  |    |
|  | (4) 職員研修の充実                      | 6     | 1  |    |
|  | (5) 業務・システム最適化の推進                |       | 1  |    |
|  | (6) 社会保障・税番号制度の導入に向けた取組(Ⓜ)       |       | 1  |    |
| <b>実績目標(小)1-2</b><br>納税者サービスの充実                |                                  | —     | —  |    |
| <b>業績目標1-2-1</b><br>広報・広聴活動等の充実                | (1) 国民各層への広報活動の充実                | 1     |    |    |
|  | (2) 租税に関する啓発活動                   | 4     |    |    |
|  | (3) 関係民間団体との協調関係の推進              | 5     | 1  |    |
|  | (4) 地方公共団体との協力関係の確保              |       | 1  |    |
|  | (5) 国民の意見や要望への的確な対応等             |       | 1  |    |
| <b>業績目標1-2-2</b><br>相談等への適切な対応                 | (1) 納税者からの相談等への適切な対応             | 7     |    |    |
|  | (2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応          | 1     |    |    |
|  | (3) 改正消費税法への対応                   |       | 1  |    |
|  | (4) 改正相続税法への対応                   |       | 1  |    |
| <b>業績目標1-2-3(Ⓜ)</b><br>電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進   | (1) e-Taxの普及と利用満足度の向上            | 7     |    |    |
|  | (2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進 | 1     |    |    |
| <b>実績目標(小)1-3</b><br>適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済    |                                  | —     | —  |    |
| <b>業績目標1-3-1</b><br>適正申告の実現及び<br>的確な調査・行政指導の実施 | (1) 有効な資料情報の収集                   |       | 1  |    |
|  | (2) 的確な調査事務の運営                   | 4     | 2  |    |
|  | (3) 社会・経済状況に対応した調査への取組           |       | 3  |    |
|  | (4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施            |       | 1  |    |
| <b>業績目標1-3-2</b><br>期限内収納の実現及び<br>滞納の整理促進への取組  | (1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施          |       | 1  |    |
|  | (2) 滞納を未然に防止するための取組              |       | 1  |    |
|  | (3) 効果的・効率的な徴収事務運営               | 5     | 2  |    |
|  | (4) 滞納の整理促進への取組                  |       | 1  |    |
|  | (5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収        |       | 1  |    |
| <b>業績目標1-3-3</b><br>不服申立てへの取組                  | (1) 不服申立ての適正・迅速な処理               | 3     | 2  |    |
|  | (2) 裁決事例の公表の充実                   |       | 1  |    |
|  | (3) 改正不服申立制度への適切な対応              |       | 1  |    |
| <b>実績目標(小)1-4</b><br>国際化への取組                   | (1) 租税条約等に基づく情報交換                | 4     | 1  |    |
|  | (2) 相互協議事案の適切・迅速な処理              |       | 1  |    |
|  | (3) 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有 |       | 1  |    |
|  | (4) 開発途上国に対する技術協力                |       | 2  |    |
| <b>実績目標(大)2</b><br>酒類業の健全な発達の促進                | (1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応        | 7     | 1  |    |
|  | (2) 酒類の公正な取引環境の整備                |       | 1  |    |
|  | (3) 日本産酒類の輸出環境整備                 |       | 1  |    |
|  | (4) 構造・経営戦略上の問題への対応              |       | 1  |    |
|  | (5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携            |       | 1  |    |
|  | (6) 未成年者飲酒防止対策等の推進               |       | 1  |    |
|  | (7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保             |       | 1  |    |
| <b>実績目標(大)3</b><br>税理士業務の適正な運営の確保              | (1) 税理士会等との連絡協調の推進               | 3     | 1  |    |
|  | (2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施           |       | 1  |    |
|  | (3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組           |       | 1  |    |
| <b>上記合計</b>                                    |                                  | 43    | 37 | 32 |

(注) (Ⓜ) マークは、重点的に進める目標等を示します。

(参考条文等)

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号  
国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)

## Ⅱ 国税庁実績評価書



## 実績目標(大)1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。このため、①納税者に租税の意義や税法の知識、手続などについて正しく理解していただくよう努めるとともに、納税者の視点に立った広報・広聴、相談に努めるなど納税環境を整備すること、②税務行政の執行に当たって関係法令を適正に適用するとともに、申告内容が適正でないと思われる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては的確な調査や滞納処分を行うなど、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。</p> <p><b>(上記目標を達成するための実績目標(小))</b></p> <p>実績目標(小)1-1： 税務行政の適正な執行<br/>         実績目標(小)1-2： 納税者サービスの充実<br/>         実績目標(小)1-3： 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済<br/>         実績目標(小)1-4： 国際化への取組</p> |
|---------|---|

## 実績目標(大)1についての評価結果

|             |   |
|-------------|---|
| 実績目標についての評定 | <b>B 進展が大きくない</b>   |
| 評定の理由       | <p>実績目標(大)1については、実績目標(小)1-1～1-4の評定を総合して評価を行いました。</p> <p>実績目標(小)1-1の評定は「A 相当程度進展あり」であり、実績目標(小)1-4の評定は「S 目標達成」でしたが、実績目標(小)1-2及び1-3の評定が「B 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。</p> |
| 分析          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、納税環境の整備を図るとともに、適正かつ公平な税務行政の推進を図ることは、重要で必要な取組です。</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税庁の実績評価書は、B評定となった目標について、今後の施策への反映が記載されており、大変分かり易く良く出来ていると評価している。分かり易さは、効果的にPDCAを回していくためのある意味前提と考えており、こうした形での行政事務の改善を継続してほしい。</li> <li>○ 目標については、過剰に高いものでなく、また、易し過ぎるものでもなく、その立て方も整備されてきた。</li> <li>○ 前年度に委員から出された意見について対応しており、誠実に仕事をしている。</li> <li>○ 職員の働く時間の質が向上し、より良い仕事につながり、現在の良い評価が続くことを期待している。</li> <li>○ 実績目標(大)1の「分析」欄において、実績目標(大)2と3と同様、有効性及び効率性についても記載すべきである。</li> </ul> |
|------------------|--|

| 実績目標に係る<br>予算額 | 区分            |      | 平成25年度     | 26年度        | 27年度        | 28年度        |             |
|----------------|---------------|------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算 |            | 100,511,234 | 113,732,355 | 109,931,831 | 108,958,451 |
|                |               | 補正予算 |            | △1,266,594  | △1,524,294  | △478,535    | —           |
|                |               | 繰越等  |            | 0           | 0           | N.A.        |             |
|                |               | 合計   |            | 99,244,640  | 112,208,061 | N.A.        |             |
| 執行額(千円)        |               |      | 96,370,401 | 109,475,515 | N.A.        |             |             |

(注) 平成27年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

(概要)

国税庁の広報活動経費や国税総合管理（KSK）システムの整備費等、内国税の賦課及び徴収に必要な経費

**実績評価を行う過程  
において使用した資料  
その他の情報**

国税庁レポート2016（国税庁）、平成27年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について（平成28年6月国税庁）、平成26年分の相続税の申告状況について（平成27年12月国税庁）

**担当部局名**

長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、広報広聴室、首席国税庁監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所

**実績評価実施時期**

平成28年10月

## 実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を目指すため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理<br/>         実1-1-2 : 税務行政の透明性の確保及び個人情報への適切な取扱い等<br/>         実1-1-3 : 守秘義務の遵守<br/>         実1-1-4 : 職員研修の充実<br/>         実1-1-5 : 業務・システム最適化の推進<br/>         実1-1-6 : 社会保障・税番号制度の導入に向けた取組</p> |
|---------|---|

## 実績目標(小) 1-1 についての評価結果

|             |   |
|-------------|---|
| 実績目標についての評定 | <b>A 相当程度進展あり</b>   |
| 評定の理由       | <p>施策「実1-1-1」、「実1-1-4」、「実1-1-5」及び「実1-1-6」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>  |
| 分析          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>申告納税制度の下において、適正・公平な課税の実現を目指すため、税務行政を適正に執行する必要があります。</p> <p>社会保障・税番号（マイナンバー）制度の円滑な導入に向け、法人番号の指定等の業務の的確な実施、番号の利活用方策の検討及びシステム構築に取り組むほか、計画的かつ効率的な周知・広報を行うことは、重要で必要な取組です。</p> <p>国税総合管理（KSK）システム等の国税情報システムについては、世界最先端IT国家創造宣言に基づき、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いものへと再構築するための取組を推進します。</p> <p><b>(平成27年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税総合管理（KSK）システム<br/>             平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、局署機器の更改において、更新台数の削減や汎用性のある機器への見直し等を行い、コスト削減を図りました。（反映額：▲299百万円）（事業番号0007）</li> <li>・ 法人番号システム等<br/>             平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システム改修における工数やネットワーク回線に係る通信方式の見直しを行い、コスト削減を図りました。（反映額：▲165百万円）（事業番号0009）</li> </ul> |

| 施策   |  | 実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理 |        |      |      |      |      |     |  |
|--|--|-------------------------|--------|------|------|------|------|-----|--|
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | [主要]<br>実1-1-1-A-1<br>「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合<br>(単位：%)   | 事務年度                    | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |  |
|  |  | 目標値                     | 95     | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |  |
|  |  | 実績値                     | 98.6   | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.5 |     |  |
|  | <p>(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調</p> <p>(注) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>納税者の救済手段である更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |                         |        |      |      |      |      |     |  |
|  | [主要]<br>実1-1-1-A-2<br>所得税還付金の6週間以内の処理件数割合<br>(単位：%)  | 事務年度                    | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |  |
|  |  | 目標値                     | 95     | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |  |
|  |  | 実績値                     | 96.4   | 96.3 | 96.0 | 96.9 | 96.7 |     |  |
|  | <p>(出所) 課税部個人課税課、徴収部管理運営課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>  |                         |        |      |      |      |      |     |  |
|  | [主要]<br>実1-1-1-A-3<br>納税証明書の15分以内の発行割合<br>(単位：%)   | 会計年度                    | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |  |
|  |  | 目標値                     | 90     | 90   | 90   | 90   | 90   | ○   |  |
|  | 実績値  | 93.2                    | 92.8   | 93.2 | 92.6 | 92.1 |      |     |  |
| <p>(出所) 徴収部管理運営課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>納税証明書の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から90%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |  |                         |        |      |      |      |      |     |  |

|  |  |   |  |            |
|--|--|---|--|------------|
| <b>施策についての評価</b>   |  | s 目標達成  |  |            |
| <b>評価の理由</b>   | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |   |  |            |
| <b>施策</b>  | <b>実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等</b>  |   |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b>  | [主要]<br>実1-1-2-B-1<br>情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応  | <b>目標</b>   | 情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。                        | <b>達成度</b> |
|  |  | <b>実績</b>   | 開示請求及び不服申立てに対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。  | ○          |
|  | <p>(目標の設定の根拠)<br/>情報公開の観点から、国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> |   |  |            |
|  | [主要]<br>実1-1-2-B-2<br>行政機関個人情報保護法に基づく個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応  | <b>目標</b>   | 行政機関個人情報保護法に基づき個人情報を適切に管理します。また、開示請求等に対して適切に対応します。 | <b>達成度</b> |
|  | <b>実績</b>  | 個人情報を適切に取り扱うための留意事項や情報漏えい・行政文書の紛失の未然防止策を周知し、職員の意識向上を図るとともに、個人情報の不適切な取扱事例が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。<br>また、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 | △  |            |
| <p>(目標の設定の根拠)<br/>個人情報保護の観点から、個人情報を適切に管理するとともに国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、個人情報の適切な取扱いに対する職員の意識向上を図るとともに、個人情報の不適切な取扱事例に関する原因究明と再発防止策を講じ、また、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応しましたが、マイナンバー制度が導入され、より個人情報の厳正な管理が求められる中において、個人情報の不適切な取扱事例がみられたことから達成度は「△」としました。</p> |  |   |  |            |
| <b>施策についての評価</b>   |  | a 相当程度進展あり  |  |            |
| <b>評価の理由</b>   | 測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」でしたが、1-1-2-B-2の達成度が「△」であったことから、「a 相当程度進展あり」としました。   |   |  |            |

|                     |  |            |  |            |
|---------------------|--|------------|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>実1-1-3：守秘義務の遵守</b>  |            |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実1-1-3-B-1<br>守秘義務遵守の周知徹底  | <b>目標</b>  | 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。  | <b>達成度</b> |
|                     |  | <b>実績</b>  | 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行いました。<br>また、不適切な事例が発生した場合には、再発防止のため、更なる守秘義務の遵守について周知を行い、守秘義務を確実に遵守して、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得られるよう職員への周知徹底に取り組みました。 | ○          |
|                     | <p>（目標の設定の根拠）<br/>税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守の徹底がその基本となるためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）<br/>上記実績のとおり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行い、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得られるよう取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |            |  |            |
| <b>施策についての評価</b>    |  | a 相当程度進展あり |  |            |
| <b>評価の理由</b>        | 守秘義務の遵守については、会議や研修等を通じて職員への周知を図ったことから、測定指標は「○」と判定しました。一方で、問題となる事例がみられたことから、「a 相当程度進展あり」としました。  |            |  |            |
| <b>施策</b>           | <b>実1-1-4：職員研修の充実</b>  |            |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実1-1-4-B-1<br>アンケート調査による受講者の意見等の把握   | <b>目標</b>  | 職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、職員研修の充実を図ります。   | <b>達成度</b> |
|                     |  | <b>実績</b>  | 研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。   | ○          |
|                     | <p>（目標の設定の根拠）<br/>職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、必要に応じて研修内容に反映させることにより、職務遂行に必要な専門的知識・技能を付与し、職員の能力・資質の一層の向上を図り、適正な税務行政を執行していくことが重要であるためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）<br/>上記実績のとおり、研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、職員研修の充実を図ったことから、達成度は「○」としました。</p>  |            |  |            |
| <b>施策についての評価</b>    |  | s 目標達成     |  |            |

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>評定の理由</b> | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|---------------------------------|

|           |                             |  |  |
|-----------|-----------------------------|--|--|
| <b>施策</b> | <b>実1-1-5：業務・システム最適化の推進</b> |  |  |
|-----------|-----------------------------|--|--|

|                     |           |   |            |
|---------------------|-----------|---|------------|
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | <b>目標</b> | 「世界最先端 I T 国家創造宣言」に基づいた行政情報システム改革の取組に沿って、計画的に業務・システムの改革に取り組みます。   | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績</b> | 「世界最先端 I T 国家創造宣言」に基づいた、政府情報システム改革ロードマップや平成27年度政府情報システム投資計画に沿って、国税総合管理（K S K）システムのリプレースに併せて、機器の集約・統合や運用経費の削減に取り組みました。 | ○          |

（目標の設定の根拠）  
 国税総合管理（K S K）システム等の国税情報システムについては、世界最先端 I T 国家創造宣言に基づき、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（B P R）を踏まえた、より付加価値の高いものへと再構築するための取組を推進するためです。

（目標の達成度の判定期理由）  
 上記実績のとおり、国税総合管理（K S K）システムのリプレースに併せて、機器の集約・統合や運用経費の削減に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

|                  |        |  |  |
|------------------|--------|--|--|
| <b>施策についての評定</b> | s 目標達成 |  |  |
|------------------|--------|--|--|

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>評定の理由</b> | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|---------------------------------|

|           |                                   |  |  |
|-----------|-----------------------------------|--|--|
| <b>施策</b> | <b>実1-1-6：社会保障・税番号制度の導入に向けた取組</b> |  |  |
|-----------|-----------------------------------|--|--|

|                     |           |   |            |
|---------------------|-----------|---|------------|
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | <b>目標</b> | 番号制度の導入に向けたシステム構築や周知・広報等の準備を進め、円滑に制度を導入します。   | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績</b> | 番号制度の円滑な導入に向け、システム構築を進めるとともに、法人番号の指定等の業務を的確に実施したほか、番号を活用した納税者利便の向上策等の検討を進めました。また、国税庁ホームページの特設ページによる情報提供や、関係民間団体等に対して説明会を開催するなど、番号制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。 | ○          |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>(目標の設定の根拠)</b><br/>番号制度の導入により、国税庁では、法人番号の付番機関となるとともに番号の利活用機関となるため、制度の円滑な導入に向け、法人番号の指定等の業務の的確な実施、番号の利活用方策の検討及びシステム構築に取り組むほか、計画的かつ効率的な周知・広報を行うことが重要であるためです。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b><br/>上記実績のとおり、システム構築や積極的な周知・広報を実施し、番号制度の導入に向けた取組を実施することができたことから、達成度は「○」としました。</p> |  |
| <p><b>施策についての評定</b></p>  | <p>s 目標達成</p>                          |
| <p><b>評定の理由</b></p>  | <p>測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。</p> |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p><b>評価結果の反映</b></p> | <p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p>   |
|                       | <p><b>(関係法令の適正な適用と迅速な処理)</b><br/>所得税還付申告書の処理等に当たっては、正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。</p>  |
|                       | <p><b>(税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)</b><br/>情報公開法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。<br/>また、行政機関個人情報保護法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。<br/>特に、個人情報については、マイナンバー制度の導入に伴い、一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修、管理の状況についての点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知徹底して職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。</p> |
|                       | <p><b>(守秘義務の遵守)</b><br/>税務行政の執行に当たっては、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。</p>  |
|                       | <p><b>(職員研修の充実)</b><br/>職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、常に研修内容の見直しを行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。</p>   |
|                       | <p><b>(業務・システム最適化の推進)</b><br/>政府情報システム改革ロードマップや政府情報システム投資計画に沿って、システムの安定性・信頼性の確保及び運用等経費の削減を図り、併せて、業務やシステムの簡素化・効率化を進めていきます。</p>  |

**(社会保障・税番号制度の導入に向けた取組)**  
 番号制度の円滑な導入・定着に向け、法人番号の指定等の業務的確な実施、番号の利活用方策の検討及びシステム改修に取り組むほか、効果的な周知・広報の実施に努めます。

**財務省政策評価懇談会における意見**  
 ○ 施策「個人情報の適切な取扱い等」と施策「守秘義務の遵守」の達成度の判定に差があることについて、分かり易い表現を検討してはどうか。

| 実績目標に係る<br>予算額 | 区分            | 平成25年度     | 26年度       | 27年度       | 28年度       |            |
|----------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算       | 34,071,376 | 43,689,030 | 38,748,064 | 40,088,128 |
|                |               | 補正予算       | △837,733   | △1,313,858 | △357,618   | —          |
|                |               | 繰越等        | 0          | 0          | N. A.      |            |
|                |               | 合計         | 33,233,643 | 42,375,172 | N. A.      |            |
| 執行額(千円)        | 32,155,705    | 39,006,288 | N. A.      |            |            |            |

(注) 平成27年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

(概要)  
 国税総合管理 (KSK) システム及び法人番号システム等の整備費並びに税務大学校に必要な経費

**実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報**  
 国税庁レポート2016 (国税庁)

**前事務年度実績評価結果の施策への反映状況**

**(関係法令の適正な適用と迅速な処理)**  
 所得税還付申告書等の処理に当たっては、効率的かつ的確な事務処理に努めました。

**(税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)**  
 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。また、個人情報の適切な取扱いについては、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。

**(守秘義務の遵守)**  
 守秘義務の遵守については、会議等で周知するとともに、職員に対する研修を行い、その周知徹底に取り組みました。

**(職員研修の充実)**  
 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。

**(業務・システム最適化の推進)**  
 業務・システムの最適化の推進に当たっては、政府情報システム改革ロードマップや政府情報システム投資計画に沿って、計画的に業務・システムの改革に取り組みました。

**(社会保障・税番号制度の導入に向けた取組)**

|                     |   |                        |                 |
|---------------------|---|------------------------|-----------------|
|                     | <p>番号制度の円滑な導入に向け、法人番号の指定等の業務を的確に実施するとともに、国税庁ホームページによる情報提供や、関係民間団体等に対する説明会を開催するなど、番号制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p>         |                        |                 |
| <p><b>担当部局名</b></p> | <p>長官官房（総務課、人事課、企画課、参事官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校</p> | <p><b>実績評価実施時期</b></p> | <p>平成28年10月</p> |

## 実績目標(小) 1-2 : 納税者サービスの充実

|         |  |
|---------|--|
| 上記目標の概要 | <p>適正申告・納税を推進するため、納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報活動を充実し、租税に関する啓発活動を推進するとともに、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応し、納税者サービスを充実します。また、e-Taxの一層の普及及び定着を図ることなど、電子申告等ICTを活用した申告・納税を一層推進することにより、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。</p> <p><b>(上記目標を達成するための業績目標)</b></p> <p>業績目標1-2-1：納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層に理解・協力を求めます。<br/>また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。</p> <p>業績目標1-2-2：問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。</p> <p>業績目標1-2-3：電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。</p> |
|---------|--|

## 実績目標(小) 1-2 についての評価結果

|             |  |
|-------------|--|
| 実績目標についての評定 | <b>B 進展が大きくない</b>  |
| 評定の理由       | <p>実績目標(小) 1-2 については、業績目標1-2-1～1-2-3の評定を総合して評価を行いました。業績目標1-2-1及び業績目標1-2-2の評定は「S 目標達成」でしたが、業績目標1-2-3の評定が「B 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。</p>   |
| 分析          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>納税者が適正に申告・納税できるよう、税に関する各種の情報提供や相談等へ適切に対応するとともに、電子申告等ICTを活用した申告・納税を推進することにより、納税者サービスの充実を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>なお、業績目標1-2-1～1-2-3には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配慮して各種施策に取り組みました。</p> |

## 財務省政策評価懇談会における意見

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 該当なし |
|---------------------------|------|

|       |   |          |          |
|-------|---|----------|----------|
| 担当部局名 | 長官官房（総務課、会計課、企画課、厚生管理官、広報広聴室、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校 | 実績評価実施時期 | 平成28年10月 |
|-------|---|----------|----------|

## 業績目標 1-2-1：広報・広聴活動等の充実

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

|         |  |
|---------|--|
| 上記目標の概要 | <p>申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページを活用するなど、納税者の申告・納税に役立つ情報を分かりやすく提供します。また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実<br/>         業1-2-1-2：租税に関する啓発活動<br/>         業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進<br/>         業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保<br/>         業1-2-1-5：国民の意見や要望への的確な対応等</p> |
|---------|--|

## 業績目標1-2-1についての評価結果

|             |  |
|-------------|--|
| 業績目標についての評定 | <b>S 目標達成</b>  |
| 評定の理由       | <p>全ての施策の評定が「S 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>   |
| 分析          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の申告・納税に役立つ情報を分かりやすく提供するなど広報・広聴活動等の充実を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>国税庁ホームページにおける広報については、情報提供の充実を図るとともに、音声読上げソフトに対応したページを作成し、障害のある方や高齢者の方を含め、誰もが必要な情報に簡単にアクセスできるよう利便性の向上を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>関係民間団体に対し、e-Taxの一層の普及及び定着や社会保障・税番号（マイナンバー）制度の円滑な導入のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、各団体の活動を通じてe-Taxの推進等が図られたことは、税務行政の効率化につながる取組でした。</p> <p><b>(平成27年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁の広報活動経費<br/>             平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、より効果の高い媒体や手段の選択を行うなど、効果的・効率的な広報に努めることにより、コスト削減を図りました。<br/>             (反映額：▲33百万円) (事業番号0005)</li> </ul> |

|      |                        |      |        |      |      |      |      |     |
|------|------------------------|------|--------|------|------|------|------|-----|
| 施策   | 業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実 |      |        |      |      |      |      |     |
| 測定指標 | [主要]                   | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|      | 業1-2-1-1-A-1           | 目標値  | 77     | 80   | 80   | 80   | 80   |     |
|      | 国税の広報に関する評価<br>(単位：%)  | 実績値  | 75.2   | 75.4 | 78.9 | 80.4 | 80.6 |     |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <b>（定量的な指標）</b> | <p>(出所) 長官官房広報広聴室調</p> <p>(注) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p><b>（目標値の設定の根拠）</b><br/>         国税の広報に関する様々な取組についての評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b><br/>         実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |
|-----------------|---|

|                  |        |
|------------------|--------|
| <b>施策についての評定</b> | s 目標達成 |
|------------------|--------|

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>評定の理由</b> | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|---------------------------------|

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| <b>施策</b> | <b>業1-2-1-2：租税に関する啓発活動</b> |
|-----------|----------------------------|

|                     |  |      |        |      |      |      |      |     |
|---------------------|--|------|--------|------|------|------|------|-----|
| <b>測定指標（定量的な指標）</b> | [主要]<br>業1-2-1-2-A-1<br>租税教育に関する評価<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|                     |  | 目標値  | 95     | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |
|                     |  | 実績値  | 96.6   | 96.3 | 96.8 | 97.3 | 97.9 |     |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>(出所) 長官官房広報広聴室調</p> <p>(注) 数値は、租税教育に関するアンケート調査において、「有益である」から「有益でない」の5段階評価で上位評価（「有益である」及び「やや有益である」）を得た割合です。</p> <p><b>（目標値の設定の根拠）</b><br/>         租税教育に関する様々な取組についての評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b><br/>         実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

|                     |  |      |        |      |      |      |      |     |
|---------------------|--|------|--------|------|------|------|------|-----|
| <b>測定指標（定量的な指標）</b> | 業1-2-1-2-A-2<br>税務大学校における公開講座の満足度(講座の内容)<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|                     |  | 目標値  | 70     | 75   | 80   | 80   | 80   | ○   |
|                     |  | 実績値  | 77.7   | 82.5 | 76.7 | 80.6 | 82.5 |     |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>(出所) 税務大学校調</p> <p>(注) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（「良かった」及び「やや良かった」）を得た割合です。</p> <p><b>（目標値の設定の根拠）</b><br/>         租税に関する知識の普及や納税意識の高揚に寄与することを目的として、税務大学校で実施している公開講座の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|              |   |      |   |      |      |      |      |     |
|--------------|---|------|---|------|------|------|------|-----|
| 測定指標（定量的な指標） | <p>（目標の達成度の判定理由）<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>   |      |   |      |      |      |      |     |
|              | 業1-2-1-2-A-3<br>税務大学校における公開講座の満足度（講座のレベル）（単位：%）   | 会計年度 | 平成23年度  | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|              |   | 目標値  | 70  | 75   | 80   | 80   | 80   | ○   |
|              |   | 実績値  | 82.1  | 85.1 | 81.7 | 81.7 | 84.7 |     |
|              | <p>（出所）税務大学校調<br/>（注）数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「適正なレベルであった」、「難しかった」、「やさしすぎた」のうち、「適正なレベルであった」が選択された割合です。</p> <p>（目標値の設定の根拠）<br/>租税に関する知識の普及や納税意識の高揚に寄与することを目的として税務大学校で実施している公開講座の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |      |   |      |      |      |      |     |
|              | 業1-2-1-2-A-4<br>租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度（単位：%）  | 会計年度 | 平成23年度  | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|              |   | 目標値  | 90  | 90   | 90   | 95   | 95   | ○   |
|              |   | 実績値  | 88.7  | 94.7 | 96.9 | 97.4 | 96.8 |     |
|              | <p>（出所）税務大学校調<br/>（注）数値は、租税史料室（税務情報センター）についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>（目標値の設定の根拠）<br/>租税に関する知識の普及に役立てることを目的として展示している租税史料室を見学した者の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>                 |      |   |      |      |      |      |     |
|              | 施策についての評価   |      | s 目標達成  |      |      |      |      |     |
| 評価の理由        | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。  |      |   |      |      |      |      |     |
| 施策           | 業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進  |      |   |      |      |      |      |     |
| 測定指標         | [主要]<br>業1-2-1-3-B-1<br>関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請  | 目標   | 関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じ、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。        |      |      |      | 達成度  |     |
|              |   | 実績   | 関係民間団体が開催する改正税法やマイナンバー制度の説明会への講師派遣を行ったほか、e-Taxの1層の普及及び定着やマイナンバー制度の円滑な導入 |      |      |      | ○    |     |

|   |   |        |   |     |
|---|---|--------|---|-----|
| (定性的な指標)  |   |        | のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策への積極的な協力を求めました。   |     |
|   | <p>(目標の設定の根拠)<br/>関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしているためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、国税庁が推進する施策への積極的な協力を求めるなど、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及に取り組むことができたことから、達成度は「○」としました。</p> |        |   |     |
| 施策についての評価   |   | s 目標達成 |   |     |
| 評価の理由   | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |        |   |     |
| <b>施策 業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保</b>  |   |        |   |     |
| 測定指標<br>(定性的な指標)  | [主要]<br>業1-2-1-4-B-1<br>地方公共団体との協力関係の確保   | 目標     | 地方税務協議会等を開催するなどして地方公共団体との協力関係を確保していきます。   | 達成度 |
|   |   | 実績     | 地方税務協議会等を2,636回開催し、所得税申告書等のデータ提供や申告相談における職員の相互派遣等について、十分な協議を行い、実施しました。<br>さらに、地方税ポータルシステム（eLTAX）とのデータ連携範囲の拡大に取り組みました。 | ○   |
| <p>(目標の設定の根拠)<br/>地方公共団体との間で、申告説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌への掲載等に関して連携・協調を図ることは、納税者サービスの向上や国・地方の税務行政の効率化を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、所得税申告書等のデータ提供、申告相談における職員の相互派遣などの実施及び地方税ポータルシステム（eLTAX）とのデータ連携範囲拡大に向けた取組等により、更なる納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図ることができたことから、達成度は「○」としました。</p> |   |        |   |     |
| 施策についての評価   |   | s 目標達成 |   |     |
| 評価の理由   | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |        |   |     |
| <b>施策 業1-2-1-5：国民の意見や要望への的確な対応等</b>   |   |        |   |     |
| 測定指標  | [主要]<br>業1-2-1-5-B-1<br>国民の意見や要望への  | 目標     | 国民各層から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。  | 達成度 |

|                  |   |           |  |   |
|------------------|---|-----------|--|---|
| (定性的な指標)         | 的確な対応   | <b>実績</b> | <p>国民各層から寄せられた意見・要望等について、内容ごとに検討し、パンフレットやタックスアンサーの記載内容についてわかりやすく改善するなど、納税者サービスの向上を図りました。</p> <p>また、国税モニターと座談会を実施（全国で251回開催）し、直接伺った意見について、広報広聴施策に反映させました。</p> | ○ |
|                  | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、国民各層から寄せられた意見・要望等について、事務の改善に取り組み、納税者サービスの向上を図るとともに、国税モニターから直接伺った意見を広報広聴施策に反映させたことから、達成度は「○」としました。</p> |           |  |   |
| <b>施策についての評価</b> |   | s 目標達成    |  |   |
| 評価の理由            | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |  |   |

|   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| 評価結果の反映   | 以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。   |  |  |  |
|   | <b>(国民各層への広報活動の充実)</b>  |  |  |  |
|   | 国民の幅広いニーズに即した効果的・効率的な情報提供ができるよう、広報媒体の中核である国税庁ホームページを活用するなど、申告・納税に役立つ情報を分かりやすく提供します。             |  |  |  |
|   | <b>(租税に関する啓発活動)</b>   |  |  |  |
|   | 租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、積極的に広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開催等による租税に関する知識の普及を図ります。 |  |  |  |
|   | <b>(関係民間団体との協調関係の推進)</b>  |  |  |  |
| 適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、e-Taxの一層の普及及び定着やマイナンバー制度の円滑な導入及び定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、関係民間団体との協調関係の推進を図ります。 |   |  |  |  |
| <b>(地方公共団体との協力関係の確保)</b>  |   |  |  |  |
| 納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、市町村等における申告書の收受、申告説明会の共同開催及び税務広報資料の市町村広報誌への掲載等に関して、地方税務協議会等において十分な協議を行い、地方公共団体との協力関係の確保を図ります。   |   |  |  |  |
| <b>(国民の意見や要望への的確な対応等)</b>   |   |  |  |  |
| 国民各層から寄せられた税務行政に対する意見・要望等について、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みます。   |   |  |  |  |

**財務省政策評価懇談会における意見**

| 業績目標に係る<br>予算額 | 区 分           |         | 平成25年度  | 26年度    | 27年度    | 28年度    |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算    | 553,228 | 562,247 | 509,432 | 476,111 |
|                |               | 補正予算    | 0       | 0       | 0       | —       |
|                |               | 繰越等     | 0       | 0       | N. A.   |         |
|                |               | 合計      | 553,228 | 517,003 | N. A.   |         |
| 執行額 (千円)       |               | 483,162 |         | N. A.   |         |         |

(注) 平成27年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

(概要)

国税庁の広報活動に必要な経費

|                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| <b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 国税庁レポート2016 (国税庁) |
|----------------------------------|-------------------|

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b> | <p><b>(国民各層への広報活動の充実)</b><br/>                 広報施策の実施に当たっては、インターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえ、国税庁ホームページへ申告・納税の手続きに関する情報を掲載するなど、情報提供に取り組みました。</p>                     |
|                             | <p><b>(租税に関する啓発活動)</b><br/>                 租税教育については、関係省庁等と連携・協調を図りつつ、学校教育における租税教育の充実に向けて環境整備や支援に取り組みました。</p>  |
|                             | <p><b>(関係民間団体との協調関係の推進)</b><br/>                 適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、関係民間団体が開催する改正税法やマイナンバー制度等の説明会へ講師派遣を実施するなど、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、関係民間団体との協調関係の推進に取り組みました。</p> |
|                             | <p><b>(地方公共団体との協力関係の確保)</b><br/>                 納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等において、所得税申告書等のデータ提供や申告相談における職員の相互派遣等について十分な協議を行い、実施するなど、地方公共団体との協力関係の確保に取り組みました。</p>   |
|                             | <p><b>(国民の意見や要望への的確な対応等)</b><br/>                 国税庁、国税局及び税務署の各窓口や国税庁ホームページ等を通じて寄せられた税務行政に対する意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みました。</p>                 |

|              |   |                 |          |
|--------------|---|-----------------|----------|
| <b>担当部局名</b> | 長官官房 (総務課、企画課、広報広聴室)、課税部 (課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官)、徴収部 (管理運営課)、税務大学校 | <b>実績評価実施時期</b> | 平成28年10月 |
|--------------|---|-----------------|----------|

## 業績目標 1-2-2：相談等への適切な対応

（問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。）

|         |  |
|---------|--|
| 上記目標の概要 | <p>納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告前の照会について文書回答事例を公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。</p> <p><b>（上記目標を達成するための施策）</b></p> <p>業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応<br/>         業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応<br/>         業1-2-2-3：改正消費税法への対応<br/>         業1-2-2-4：改正相続税法への対応</p> |
|---------|--|

## 業績目標1-2-2についての評価結果

|             |   |
|-------------|---|
| 業績目標についての評定 | S 目標達成  |
| 評定の理由       | <p>全ての施策の評定が「S 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>  |
| 分析          | <p><b>（必要性・有効性・効率性等）</b></p> <p>納税者からの問合せや相談に迅速・的確に対応し、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>消費税法の改正内容等について、事業者が正しく理解し、自ら適正な申告ができるよう、「電話相談センター」のほか、各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応したことは有効な取組でした。</p> <p>来署納税者の申告書等の提出や一般的な相談については、受付窓口の集中化を行うことにより、効率的に収受事務や相談事務を行いました。また、確定申告電話相談センターにおいては、問合せの内容に応じて税理士又はオペレーターが対応し、効率的に運用しました。</p> <p><b>（平成27年度行政事業レビューとの関係）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談センター運営経費</li> </ul> <p>平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るため、電話相談システム用機器等を更改するとともに、庁舎移転に伴う機器等の移設作業を効率化することにより、コストの削減を図りました。（反映額：▲1百万円）（事業番号0006）</p> |

|           |  |      |        |      |      |      |      |     |
|-----------|--|------|--------|------|------|------|------|-----|
| 施策        | 業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応                                |      |        |      |      |      |      |     |
| 測定の指標（定量） | [主要]<br>業1-2-2-1-A-1<br>電話相談センターにおける10分以内の相談割合<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|           | 目標値  |      | 95     | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |
|           | 実績値  |      | 98.9   | 99.0 | 97.0 | 97.7 | 97.8 |     |

(出所) 長官官房税務相談官調

(注1) 平成24年度までの数値は、電話相談センターにおける15分以内の相談割合を示しています。

(注2) 平成23年度の実績値は、東日本大震災に係る問合せに対応するため、通常とは異なる体制としたことから、その一部の計数を含めずに割合を算出しています。

**(目標値の設定の根拠)**

税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するための指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

| 業1-2-2-1-A-2<br>電話相談センターにおける電話相談の満足度<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |   |
|--|------|--------|------|------|------|------|-----|---|
|  | 目標値  | 90     | 95   | 95   | 95   | 95   |     | ○ |
|  | 実績値  | 94.4   | 94.5 | 94.7 | 95.0 | 95.0 |     |   |

(出所) 長官官房税務相談官調

(注1) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

(注2) 平成23年度の実績値は、東日本大震災に係る問合せに対応するため、通常とは異なる体制としたことから、その一部の計数を含めずに割合を算出しています。

**(目標値の設定の根拠)**

税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するための指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値に達したことから、達成度は「○」としました。

| [主要]<br>業1-2-2-1-A-3<br>税務署における面接相談の満足度(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |   |
|---|------|--------|------|------|------|------|-----|---|
|   | 目標値  | 80     | 85   | 85   | 85   | 85   |     | ○ |
|   | 実績値  | 87.8   | 87.0 | 87.7 | 87.6 | 91.5 |     |   |

(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

**(目標値の設定の根拠)**

税に関する相談のために来署した納税者の相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定量的な指標）

|                                       |      |        |      |      |      |      |     |
|---------------------------------------|------|--------|------|------|------|------|-----|
| 業1-2-2-1-A-4<br>職員の応接態度の好感度<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|                                       | 目標値  | 80     | 85   | 85   | 85   | 85   | ○   |
|                                       | 実績値  | 85.2   | 84.3 | 84.3 | 84.6 | 90.3 |     |

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

(目標値の設定の根拠)

来署した納税者に対する職員の応接態度の好感度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

|   |      |        |      |      |      |      |     |
|---|------|--------|------|------|------|------|-----|
| 業1-2-2-1-A-5<br>税務署内の案内表示、<br>受付・窓口の利用満足度<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|   | 目標値  | 75     | 75   | 75   | 75   | 75   | ○   |
|   | 実績値  | 78.3   | 77.6 | 77.7 | 78.1 | 86.6 |     |

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

(目標値の設定の根拠)

税務署における案内表示、受付・窓口の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

|   |      |        |      |      |      |      |     |
|---|------|--------|------|------|------|------|-----|
| 業1-2-2-1-A-6<br>税務署内の設備の利用満足度<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|   | 目標値  | 65     | 65   | 65   | 65   | 65   | ○   |
|   | 実績値  | 67.7   | 67.0 | 66.9 | 67.2 | 77.0 |     |

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

(目標値の設定の根拠)

税務署内における設備の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

|  |   |        |        |      |      |      |      |     |
|--|---|--------|--------|------|------|------|------|-----|
|  | 業1-2-2-1-A-7<br>文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合<br>(単位：%) | 会計年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|  |   | 目標値    | 90     | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |
|  |   | 実績値    | 95.7   | 95.8 | 98.8 | 97.7 | 96.6 |     |
| <p>(出所) 課税部審理室調</p> <p>(注) 審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除きます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>                  |   |        |        |      |      |      |      |     |
| <b>施策についての評価</b>   |   | s 目標達成 |        |      |      |      |      |     |
| <b>評価の理由</b>   | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。                      |        |        |      |      |      |      |     |
| <b>施策</b>  | 業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応                            |        |        |      |      |      |      |     |
| <b>測定指標（定量的な指標）</b>  | [主要]<br>業1-2-2-2-A-1<br>苦情の3日以内の処理件数割合<br>(単位：%)        | 会計年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|  |   | 目標値    | 90     | 90   | 90   | 90   | 90   | ○   |
|  |   | 実績値    | 88.9   | 87.9 | 86.6 | 86.1 | 92.0 |     |
| <p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。<br/>なお、平成27年度の実績値については、納税者の都合により3日以内に処理ができなかったものを除いて算出しています。</p> |   |        |        |      |      |      |      |     |
| <b>施策についての評価</b>   |   | s 目標達成 |        |      |      |      |      |     |
| <b>評価の理由</b>   | 測定指標が「○」であったことから「s 目標達成」としました。                          |        |        |      |      |      |      |     |

|                               |  |           |  |            |
|-------------------------------|--|-----------|--|------------|
| <b>施策</b> 業1-2-2-3：改正消費税法への対応 |  |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b>           | [主要]<br>業1-2-2-3-B-1<br>改正消費税法に関する<br>相談等への対応  | <b>目標</b> | 事業者からの改正消費税法に関する相談等に対しては、適切かつ丁寧に対応します。   | <b>達成度</b> |
|                               |  | <b>実績</b> | 消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応しました。<br>また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応するとともに、酒類業の業種所管庁として、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正について指導、助言するほか、必要に応じて速やかに調査を実施するなど、円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組みました。 | ○          |
|                               | <p>(目標の設定の根拠)<br/>事業者が消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるよう、改正消費税法に関する相談について、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組について、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、改正消費税法に関する相談については、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応したことから、達成度は「○」としました。</p> |           |  |            |
| <b>施策についての評価</b>              |  | s 目標達成    |  |            |
| <b>評価の理由</b>                  | 測定指標が「○」であったことから「s 目標達成」としました。   |           |  |            |
| <b>施策</b> 業1-2-2-4：改正相続税法への対応 |  |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b>           | [主要]<br>業1-2-2-4-B-1<br>改正相続税法に関する<br>広報の充実  | <b>目標</b> | 国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図ります。   | <b>達成度</b> |
|                               |  | <b>実績</b> | 納税者が相続税の仕組みやその改正内容等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設するなど広報の充実を図りました。  | ○          |
|                               | <p>(目標の設定の根拠)<br/>納税者が相続税の仕組みやその改正内容等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図ることは、適正申告の実現を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設するなど広報の充実を図ったことから、達成度は「○」としました。</p>  |           |  |            |

| <b>施策についての評価</b>  | s 目標達成  |         |         |         |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
|---|---|---------|---------|---------|---------|------|------|---------------|------|---------|---------|---------|---------|------|---|---|---|---|-----|---|---|-------|--|----|---------|---------|-------|--|----------|--|---------|---------|-------|--|--|--|--|--|
| <b>評価の理由</b>  | 測定指標が「○」であったことから「s 目標達成」としました。  |         |         |         |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| <b>評価結果の反映</b>  | <p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p><b>(納税者からの相談等への適切な対応)</b><br/> 納税者からの相談等への対応に当たっては、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識と応接態度の一層の向上を図ります。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めます。</p> <p><b>(納税者からの苦情等への迅速・適切な対応)</b><br/> 税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、誠実な態度で接することを基本とし、申出がなされた日から原則として3日以内（祝日、休日等を除く。）での処理を図っていきます。</p> <p><b>(改正消費税法への対応)</b><br/> 事業者が軽減税率制度の延期を含む改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等を適時適切に実施するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応します。また、酒類業の業種所管庁として消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正に取り組みます。</p> <p><b>(改正相続税法への対応)</b><br/> 国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図るとともに、相談に対して、適切かつ丁寧に対応します。</p> |         |         |         |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>   |   |         |         |         |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| <b>業績目標に係る予算額</b>   | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況<br/>(千円)</td> <td>当初予算</td> <td>374,983</td> <td>383,597</td> <td>473,221</td> <td>386,566</td> </tr> <tr> <td>補正予算</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>N. A.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>374,983</td> <td>383,597</td> <td>N. A.</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額 (千円)</td> <td>369,602</td> <td>373,765</td> <td>N. A.</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  | 区 分     |         | 平成25年度  | 26年度    | 27年度 | 28年度 | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算 | 374,983 | 383,597 | 473,221 | 386,566 | 補正予算 | 0 | 0 | 0 | — | 繰越等 | 0 | 0 | N. A. |  | 合計 | 374,983 | 383,597 | N. A. |  | 執行額 (千円) |  | 369,602 | 373,765 | N. A. |  |  |  |  |  |
| 区 分   |   | 平成25年度  | 26年度    | 27年度    | 28年度    |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| 予算の状況<br>(千円)   | 当初予算  | 374,983 | 383,597 | 473,221 | 386,566 |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
|   | 補正予算  | 0       | 0       | 0       | —       |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
|   | 繰越等   | 0       | 0       | N. A.   |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
|   | 合計  | 374,983 | 383,597 | N. A.   |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| 執行額 (千円)  |   | 369,602 | 373,765 | N. A.   |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| <p>(注) 平成27年度の「繰越等」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。</p> <p>(概要)<br/> 電話相談センターの運営に必要な経費</p> |   |         |         |         |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |
| <b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>  | 平成27年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について（平成28年6月国税庁）、平成27年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について（平成28年1月国税庁）、国税庁レポート2016（国税庁）  |         |         |         |         |      |      |               |      |         |         |         |         |      |   |   |   |   |     |   |   |       |  |    |         |         |       |  |          |  |         |         |       |  |  |  |  |  |

|                                    |  |  |                        |
|------------------------------------|--|--|------------------------|
| <p><b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b></p> | <p><b>(納税者からの相談等への適切な対応)</b><br/> 納税者からの相談等への対応に当たっては、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識と応接態度の一層の向上を図りました。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めました。</p> <p><b>(納税者からの苦情等への迅速・適切な対応)</b><br/> 苦情等を寄せられた納税者に対して、親切かつ誠実な態度で接することを基本とし、的確かつ誠実に対応するとともに、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内（祝日、休日等を除く。）に処理するよう、迅速・適切な対応の実施に努めました。</p> <p><b>(改正消費税法への対応)</b><br/> 事業者が消費税の仕組みやその改正内容等を十分に理解して、自ら適正な申告・納付ができるよう、周知・広報、指導、相談に適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応しました。また、酒類業の業種所管庁として消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正に取り組みました。</p> |  |                        |
|                                    | <p><b>担当部局名</b></p>  | <p>長官官房（総務課、厚生管理官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）</p> | <p><b>実績評価実施時期</b></p> |

## 業績目標 1-2-3 : 電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進

〔電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。〕

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、I C T を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。e-Taxについては、税務署に赴くことなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上します。また、申告書の入力事務が削減されるとともに申告書の保管・管理が不要となるなど、税務行政の効率化にも寄与するものです。国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、利用環境の改善のため、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な周知・広報に取り組み、I C T を活用した申告・納税の一層の普及及び定着を図ります。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-2-3-1 : e-Taxの普及と利用満足度の向上<br/>業1-2-3-2 : 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進</p> |
|---------|---|

## 業績目標1-2-3についての評価結果

## 業績目標についての評定

B 進展が大きくない

## 評定の理由

施策「業1-2-3-2」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-2-3-1」の評定が「b 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。  
なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

## 分析

**(必要性・有効性・効率性等)**

電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進を図ることは、税務署に赴くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、申告書の入力事務が削減されるなど税務行政の効率化に寄与するものであることから、重要で必要な取組です。

e-Taxの利便性の向上のため、法人税法等に係る添付書類のイメージデータによる提出を可能としたことや e-Tax の受付日を拡大したことは、有効な取組でした。

e-Taxの利用拡大により、收受・入力事務や申告書の印刷・郵送費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。

**(平成27年度行政事業レビューとの関係)**

## ・ 国税電子申告・納税システム

平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、機器更改において、最新技術を活用した機器の集約化を行うとともに、調達区分の細分化や調達期間及び機器導入作業期間を確保することにより、コスト削減を図りました。(反映額: ▲90百万円)(事業番号0010)

| 施策                        | 業1-2-3-1 : e-Taxの普及と利用満足度の向上   |      |        |      |      |      |      |     |  |
|---------------------------|--|------|--------|------|------|------|------|-----|--|
| 測定指標（定量的な指標）              | [主要]<br>業1-2-3-1-A-1<br>e-Taxの利用状況<br>（公的個人認証の普及割合等に左右される<br>国税申告2手続<br>（単位：％）   | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |  |
|                           | 目標値  | —    | —      | —    | 54   | 56   | ×    |     |  |
|                           | 実績値  | —    | —      | 51.9 | 53.0 | 52.5 |      |     |  |
|                           | <p>(出所) 長官官房企画課情報技術室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>           「財務省改善取組計画」における改善促進手続のうち、所得税及び消費税（個人）の国税申告2手続については、オンライン利用率が公的個人認証サービスに基づく電子証明書の普及割合等の外的要因に左右されることから、これら2手続を区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。27年度の目標値は、28年度の最終目標値である58%を踏まえて56%と設定しました。</p> <p>(注) 財務省改善取組計画とは、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき、オンライン手続の利便性向上に向けた取組を推進するため、平成26年度から平成28年度までを対象期間とした計画です。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>           実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。</p> |      |        |      |      |      |      |     |  |
|                           | [主要]<br>業1-2-3-1-A-2<br>e-Taxの利用状況<br>（法人税申告等上記以外<br>の国税申告4手続<br>（単位：％）  | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | ○   |  |
|                           | 目標値  | —    | —      | —    | 69   | 71   |      |     |  |
|                           | 実績値  | —    | —      | 66.9 | 71.0 | 74.3 |      |     |  |
|                           | <p>(出所) 長官官房企画課情報技術室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>           改善取組計画における改善促進手続のうち、法人税、消費税（法人）、酒税及び印紙税の国税申告4手続については、上記2手続と区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。27年度の目標値は、28年度の最終目標値である72%を踏まえて71%と設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>           実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>   |      |        |      |      |      |      |     |  |
|                           | [主要]<br>業1-2-3-1-A-3<br>e-Taxの利用状況（申請・届出等9手続）<br>（単位：％）  | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | ○   |  |
|                           | 目標値  | —    | —      | —    | 58   | 59   |      |     |  |
| 実績値                       | —  | —    | 57.7   | 58.4 | 61.7 |      |      |     |  |
| <p>(出所) 長官官房企画課情報技術室調</p> |  |      |        |      |      |      |      |     |  |

(注) 申請・届出等9手続とは、法定調書(7手続)、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始届出をいいます。

**(目標値の設定の根拠)**

改善取組計画における改善促進手続のうち、申請・届出等9手続については、上記の国税申告手続と区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。27年度の目標値は、28年度の最終目標値である62%を踏まえて59%と設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

| 業1-2-3-1-A-4                   | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|--------------------------------|------|--------|------|------|------|------|-----|
| ICT活用率(所得税申告及び消費税申告(個人))(単位:%) | 目標値  | —      | 61   | 65   | 70   | 71   | ○   |
|                                | 実績値  | 61.9   | 65.5 | 68.8 | 71.8 | 73.7 |     |

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注1) ICT活用率は、総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含む。)の割合を示します。

(注2) 当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、国税申告手続(所得税及び消費税(個人))について算出したものです。

**(目標値の設定の根拠)**

インターネット環境を利用して申告書を作成(書面提出分を含む。)することは、申告書の入力事務の削減など税務行政の効率化に寄与すること、また、将来、自宅等からのe-Tax申告への移行が期待できることなどから、ICTの活用状況を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。27年度の目標値は、28年度の最終目標値である72%を踏まえて71%と設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

| 業1-2-3-1-A-5      | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|-------------------|------|--------|------|------|------|------|-----|
| e-Taxの利用満足度(単位:%) | 目標値  | 60     | 68   | 70   | 75   | 75   | △   |
|                   | 実績値  | 68.0   | 70.6 | 73.3 | 74.2 | 74.0 |     |

(出所) 長官官房企画課情報技術室調

(注) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価で上位評価(「とても良い」及び「やや良い」など)を得た割合です。

**(目標値の設定の根拠)**

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、e-Taxに対する利用満足度を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。

**(目標の達成度の判定理由)**

実績値が目標値を下回ったものの、実績値と目標値との差が1%以内であったことから、達成度は「△」としました。

測定指標(定量的な指標)

|  |   |   |            |      |         |         |         |     |  |
|--|---|---|------------|------|---------|---------|---------|-----|--|
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | 業1-2-3-1-A-6<br>オンライン申請の受付<br>1件当たりの費用<br>(単位：円)  | 会計年度                                      | 平成23年度     | 24年度 | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 達成度 |  |
|  |   | 目標値                                       | —          | 減少   | 減少      | 減少      | 減少      | ○   |  |
|  |   | 実績値                                       | 508        | 473  | 433     | 432     | 354     |     |  |
|  | <p>(出所) 長官官房会計課、企画課情報技術室調</p> <p>(注) 数値は、年間運用経費・その他広報等経費及び1年当たりの整備経費の合計額をオンライン申請件数で除して算出したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>                        |   |            |      |         |         |         |     |  |
|  | 業1-2-3-1-A-7<br>国税申告手続の事務処理<br>時間(所得税、法人<br>税及び消費税)<br>(単位：時間)  | 会計年度                                      | 平成23年度     | 24年度 | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 達成度 |  |
|  |   | 目標値                                       | —          | —    | —       | 減少      | 減少      | ○   |  |
|  |   | 実績値                                       | —          | —    | 918,000 | 892,000 | 888,000 |     |  |
|  | <p>(出所) 長官官房企画課情報技術室、課税部個人課税課、法人課税課、徴収部管理運営課調</p> <p>(注) 数値は、国税申告手続(所得税、法人税及び消費税)について、書面申告の事務処理時間(收受、入力、編てつ及び廃棄)を示します。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため指標として設定しています。なお、当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p> |   |            |      |         |         |         |     |  |
|  | 施策についての評定   |   | b 進展が大きくない |      |         |         |         |     |  |
|  | 評定の理由   | 一部の主要な測定指標が「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。 |            |      |         |         |         |     |  |
| 施策   | 業1-2-3-2：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進   |   |            |      |         |         |         |     |  |
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | [主要]<br>業1-2-3-2-A-1<br>国税庁ホームページ<br>「確定申告書等作成コ<br>ーナー」の利用満足度<br>(単位：%)   | 会計年度                                      | 平成23年度     | 24年度 | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 達成度 |  |
|  |   | 目標値                                       | 80         | 83   | 85      | 85      | 85      | ○   |  |
|  |   | 実績値                                       | 80.1       | 81.3 | 83.1    | 83.6    | 85.1    |     |  |
| <p>(出所) 課税部個人課税課調</p> <p>(注) 数値は、サービス提供全般に関する評価について、「とても役立つ」から「全く役に立たない」の5段階評価</p> |   |   |            |      |         |         |         |     |  |

で上位評価（「とても役立つ」及び「どちらかといえば役立つ」）を得た件数を基礎として、評価割合を算出しています。

**（目標値の設定の根拠）**  
 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進を図る観点から、利用満足度を測定するため指標として設定しています。当該指標は、改善取組計画において設定された指標と同じものです。目標値は26年度の目標値（28年度の最終目標値）を引き続き設定しました。

**（目標の達成度の判定理由）**  
 実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

**施策についての評価**      s   目標達成

**評価の理由**      測定指標が「○」であったことから「s 目標達成」としました。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

**（e-Taxの普及と利用満足度の向上）**  
 e-Taxについては、税理士会などの関係民間団体と連携した普及拡大策を推進するとともに、市区町村と連携してマイナンバーカード取得者に対してe-Taxを利用するよう広報・周知に取り組みます。  
 また、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、引き続き、利用者の利便性の向上やサポート体制の充実に取り組みます。

**（国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進）**  
 確定申告書等作成コーナーについては、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。

**財務省政策評価懇談会における意見**

- e-Taxの普及と利用満足度が前年から低下しているが、その理由をもう少し詳しく分析する必要がある。
- マイナンバーの導入を含め、行政効率・事務効率をいかに上げていくか、また、課税の公平性をいかに担保していくかということが大事であり、評価指標としてのe-Taxの普及や満足度向上に留まらず、そういった観点からの目標設定があっても良いのではないかと。
- e-Taxについては、マイナンバーが導入された今が利用促進を前進させる良い機会であり、その利便性について、PR等を強力に進めていくべきである。
- 国税職員がタックスコンプライアンスの向上に多くの事務量を投下できるよう、e-Taxの更なる利用促進を図ってほしい。そのために、学校・金融機関も含め、マイナンバーを早く入れて効率化してほしい。

| 業績目標に係る<br>予算額 |           | 区分            | 平成25年度    | 26年度      | 27年度      | 28年度      |
|----------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                |           | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算      | 7,331,689 | 7,639,312 | 8,394,963 |
| 補正予算           | 0         |               | 0         | △5,981    | —         |           |
| 繰越等            | 0         |               | 0         | N. A.     |           |           |
| 合計             | 7,331,689 |               | 7,639,312 | N. A.     |           |           |
| 執行額 (千円)       |           | 7,121,445     | 7,446,777 | N. A.     |           |           |

(注) 平成27年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

(概要)

国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

|  |  |                 |          |
|--|--|-----------------|----------|
| <b>実績評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 平成27年度におけるe-Taxの利用状況等について（平成28年8月国税庁）、国税庁レポート2016（国税庁）   |                 |          |
| <b>前事務年度実績評価<br/>結果の施策への反映<br/>状況</b>      | <p><b>(e-Taxの普及と利用満足度の向上)</b><br/>                 e-Taxについては、関係民間団体等と連携を図りつつ、一層の普及拡大に取り組むとともに、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、更なる利便性の向上に向けてシステム改善やサポート体制の充実に取り組みました。</p> <p><b>(国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進)</b><br/>                 確定申告書等作成コーナーについては、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、利用拡大を図りました。</p> |                 |          |
| <b>担当部局名</b>                               | 長官官房（会計課、企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）  | <b>実績評価実施時期</b> | 平成28年10月 |

## 実績目標(小) 1-3:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>適正・公平な課税を実現するためには、申告が適正でないと思われる納税者に対する確に調査・行政指導を行うことや、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行することなどが重要であることから、納税者の権利利益の保護を図りつつ、これらを適正に実施します。また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正かつ迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p> <p><b>(上記目標を達成するための業績目標)</b></p> <p>業績目標1-3-1: 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。</p> <p>業績目標1-3-2: 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。</p> <p>業績目標1-3-3: 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p> |
|---------|---|

## 実績目標(小) 1-3についての評価結果

|             |  |
|-------------|--|
| 実績目標についての評定 | <b>B 進展が大きくない</b>  |
| 評定の理由       | <p>実績目標(小) 1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3の評定を総合して評価を行いました。業績目標1-3-1及び1-3-2の評定は「S 目標達成」でしたが、業績目標1-3-3の評定が「B 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。</p>  |
| 分析          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>適正・公平な税務行政を推進するため、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収等を行うことは、重要で必要な取組です。</p> <p>業績目標1-3-1～1-3-3には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配慮して各種施策に取り組みました。</p> |

## 財務省政策評価懇談会における意見

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 該当なし |
|---------------------------|------|

|       |   |          |          |
|-------|---|----------|----------|
| 担当部局名 | 課税部(課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、国税不服審判所 | 実績評価実施時期 | 平成28年10月 |
|-------|---|----------|----------|

## 業績目標 1-3-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

|         |  |
|---------|--|
| 上記目標の概要 | <p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、経済社会の国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-3-1-1：有効な資料情報の収集<br/> 業1-3-1-2：的確な調査事務の運営<br/> 業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組<br/> 業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施</p> |
|---------|--|

| 業績目標1-3-1についての評価結果 |   |
|--------------------|---|
| 業績目標についての評定        | S 目標達成  |
| 評定の理由              | <p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>  |
| 分析                 | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>適正申告の実現を図るため、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施することは、重要で必要な取組です。</p> <p>大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた自主的な取組を促進したことは、有効な取組でした。</p> <p>大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的に調査事務運営を推進しました。</p> |

| 施策               | 業1-3-1-1：有効な資料情報の収集  |    |  |     |
|------------------|--|----|--|-----|
| 測定指標<br>(定性的な指標) | [主要]<br>業1-3-1-1-B-1<br>有効な資料情報の収集   | 目標 | <p>法定資料の適正な提出の確保に努めるとともに、新たな資産運用手法や取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。</p>                     | 達成度 |
|                  |  | 実績 | <p>法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変化に伴う新たな取引形態や資産運用手法に着目した、活用効果の高い資料情報を積極的に収集しました。</p> | ○   |
|                  | <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>法定資料の適正な提出の確保策を講ずるほか、社会・経済状況の変化に対応した有効な資料情報を収集し、活用することは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。</p> |    |  |     |

(目標の達成度の判定理由)  
 上記のとおり、法定資料の適正な提出の確保のため、未提出者に対する指導や法定監査を実施したほか、調査等において有効な活用が見込まれる資産運用に関する資料情報の積極的な収集を実施したことから、達成度は「○」としました。

**施策についての評定**      s   目標達成

**評定の理由**  
 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

**施策**      業1-3-1-2：的確な調査事務の運営

|  |   |             |               |             |             |             |             |            |  |
|--|---|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|--|
| <b>測定指標（定量的な指標）</b>  | [主要]<br>業1-3-1-2-A-1<br>調査関係事務の割合<br>(単位：%)   | <b>事務年度</b> | <b>平成23年度</b> | <b>24年度</b> | <b>25年度</b> | <b>26年度</b> | <b>27年度</b> | <b>達成度</b> |  |
|  |   | 目標値         | 60            | 60          | 60          | 60          | 60          | ○          |  |
|  |   | 実績値         | 60.6          | 61.6        | 62.5        | 62.9        | 63.3        |            |  |
|  | (出所) 課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調<br>(注) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。 |             |               |             |             |             |             |            |  |
|  | (目標値の設定の根拠)<br>的確な調査・指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。  |             |               |             |             |             |             |            |  |
|  | (目標の達成度の判定理由)<br>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。   |             |               |             |             |             |             |            |  |
|  | [主要]<br>業1-3-1-2-A-2<br>調査関係事務の割合<br>(調査課分)(単位：%)   | <b>会計年度</b> | <b>平成23年度</b> | <b>24年度</b> | <b>25年度</b> | <b>26年度</b> | <b>27年度</b> | <b>達成度</b> |  |
|  |   | 目標値         | 85            | 85          | 85          | 85          | 85          | ○          |  |
|  |   | 実績値         | 86.0          | 86.2        | 85.9        | 85.8        | 86.1        |            |  |
|  | (出所) 調査査察部調査課調<br>(注) 調査課は、大法人(原則、資本金1億円以上の法人)の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。   |             |               |             |             |             |             |            |  |
| (目標値の設定の根拠)<br>的確な調査・指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。 |   |             |               |             |             |             |             |            |  |
| (目標の達成度の判定理由)<br>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。  |   |             |               |             |             |             |             |            |  |

**施策についての評定**      s   目標達成

|              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| <b>評定の理由</b> | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|------------------------------------|

|                     |   |           |  |            |
|---------------------|---|-----------|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組</b>  |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>業1-3-1-3-B-1<br>大口・悪質な不正事案等への的確な対応  | <b>目標</b> | 大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を実施しました。                                  | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>高額な所得があると見込まれるにもかかわらず申告額が少ない納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、そうした事案に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、大口・悪質な不正事案に対して、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |           |  |            |
|                     | [主要]<br>業1-3-1-3-B-2<br>国際化・高度情報化への的確な対応  | <b>目標</b> | 国際化・高度情報化により複雑化した取引等に対して、的確な調査を行います。   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 取引実態の把握が困難な国際取引や電子商取引などについて、情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査を実施しました。                            | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際化、高度情報化の進展に伴い複雑化している国際取引や電子商取引等に対しては、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことが、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、国際取引や電子商取引などについて、情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>               |           |  |            |
|                     | 業1-3-1-3-B-3<br>大法人に対する的確な対応  | <b>目標</b> | 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的に、コーポレートガバナンスの充実に向けた自主的な取組を促進していきます。                          | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた法人の自主的な取組を促進しました。 | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的としたコーポレートガバナンスの充実に向けた自主的な取組を促進することは、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。</p>   |           |  |            |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のため、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた法人の自主的な取組を促進したことから、達成度は「○」としました。</p> |
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成   |
| <b>評価の理由</b>     | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |

|                     |  |  |            |
|---------------------|--|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施</b>  |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | <b>目標</b>  | 社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査を実施し、刑事訴追を求めます。  | <b>達成度</b> |
|                     | <b>実績</b>  | 関係各部及び検察当局等との連携の強化を図り、納税秩序を危うくする脱税請負人関与事案や、平成23年度に創設された単純無申告脱犯及び消費税受還付未遂犯を立件・告発したほか、租税条約等に基づく情報提供要請の活用による国際事案への的確な対応など、査察が手掛けるべき社会的波及効果の高い事案についても積極的に対応し、厳正な査察調査を実施しました。 | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>悪質な脱税者に対し刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に努めることが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、関係各部及び検察当局等との連携を図り、脱税請負人関与事案などを立件・告発したほか、社会的波及効果の高い事案についても積極的に対応し、厳正な査察調査を実施したことから、達成度は「○」としました。</p> |  |            |
| <b>施策についての評価</b>    | s 目標達成   |  |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。  |  |            |

|                |   |
|----------------|---|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(有効な資料情報の収集)</p> <p>法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報</p> |
|----------------|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>の積極的な収集に努めます。</p> <p><b>(的確な調査事務の運営)</b></p> <p>I C T化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と書面でのお尋ねなどの簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みます。</p> <p><b>(社会・経済状況に対応した調査への取組)</b></p> <p>大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。</p> <p>なお、大法人に対しては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を促進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みます。</p> <p><b>(悪質な脱税者に対する査察調査の実施)</b></p> <p>査察制度の目的を達成し、国民の負託に応えていくため、特に、社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みます。</p> |
|--|--|

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b> | _____ |
|-------------------------|-------|

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 国税庁レポート2016（国税庁）、平成27年度査察の概要（平成28年6月国税庁） |
|----------------------------------|--|

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b> | <p><b>(有効な資料情報の収集)</b></p> <p>法定資料の適正な提出を確保するため、各種説明会等あらゆる機会を通じた広報、未提出者に対する法定監査等を実施するとともに、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報の積極的な収集に努めました。</p> <p><b>(的確な調査事務の運営)</b></p> <p>I C T化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある調査と簡易な接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p> <p><b>(社会・経済状況に対応した調査への取組)</b></p> <p>大口・悪質な不正事案に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を実施しました。</p> <p>なお、大法人に対しては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を促進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査間隔を延長し、より調査の必要度が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みました。</p> |
|-----------------------------|--|

|                     |   |                        |                 |
|---------------------|---|------------------------|-----------------|
|                     | <p><b>(悪質な脱税者に対する査察調査の実施)</b><br/>         査察制度の目的を達成し、国民の負託に応えていくため、特に、社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みました。</p> |                        |                 |
| <p><b>担当部局名</b></p> | <p>課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）</p>   | <p><b>実績評価実施時期</b></p> | <p>平成28年10月</p> |

## 業績目標 1-3-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>期限内収納の実現と滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。このため、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付しない納税者に対しては、滞納処分を執行することなどにより確実な徴収を図ります。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-3-2-1：期限内収納の実現<br/> 業1-3-2-2：滞納の未然防止<br/> 業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務運営<br/> 業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組<br/> 業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収</p> |
|----------------|--|

| 業績目標1-3-2についての評価結果 |  |
|--------------------|--|
| 業績目標についての評価        | S 目標達成   |
| <b>評定の理由</b>       | <p>全ての施策の評価が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。<br/> なお、各施策の評価の詳細については、後述のとおりです。</p>   |
| <b>分析</b>          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要で必要な取組です。</p> <p>大口・悪質、処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成するなど組織的な対応を図ったことは、滞納の整理促進に有効な取組でした。</p> <p>集中電話催告センター室においては、集中電話催告システムの機能を活用して、新規発生滞納事案へ早期に催告を実施し、必要に応じて夜間や閉庁日（日曜日）に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p><b>(平成27年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集中電話催告システム <p>平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システムの運用支援に係る経費の見直しを行い、コスト削減を図りました。（反映額：▲9百万円）（事業番号0008）</p> </li> </ul> |

|                     |   |           |  |            |
|---------------------|---|-----------|--|------------|
| <b>施策</b>           | <b>業1-3-2-1：期限内収納の実現</b>  |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>業1-3-2-1-B-1<br>期限内収納を確保するための取組   | <b>目標</b> | 振替納税の利用勧奨等の各種施策を実施し、期限内収納の確保に取り組みます。   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 期限内納付の広報周知や個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨などの施策を、納税者の態様に応じて的確に実施したほか、ダイレクト納付について、利用勧奨を積極的に行うとともに、未対応の金融機関に対して、利用可能となるよう要請を行い、納付しやすい環境の整備に取り組みました。 | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)<br/>国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知や、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨に努めることは、期限内収納の実現を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>                              |           |  |            |
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |  |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |  |            |
| <b>施策</b>           | <b>業1-3-2-2：滞納の未然防止</b>   |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>業1-3-2-2-B-1<br>滞納を未然に防止するための取組   | <b>目標</b> | 期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施し、滞納の未然防止に取り組みます。  | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する広報周知依頼の実施や納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。   | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)<br/>前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ文書等で期限内納付を促すことや、期限までに納付のない納税者に対して、督促状を発付する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納の未然防止を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |           |  |            |
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |  |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |  |            |

| 施策           |   | 業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務運営            |        |       |       |       |       |     |  |
|--------------|---|------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|--|
| 測定指標（定量的な指標） | [主要]<br>業1-3-2-3-A-1<br>滞納整理事務の割合<br>(単位：%)   | 事務年度                               | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 達成度 |  |
|              |   | 目標値                                | 70     | 75    | 75    | 75    | 80    | ○   |  |
|              |   | 実績値                                | 77.3   | 80.8  | 81.5  | 83.4  | 84.6  |     |  |
|              | <p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。</p> <p>(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売等の事務をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、80%に引き上げました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |                                    |        |       |       |       |       |     |  |
|              | 業1-3-2-3-A-2<br>集中電話催告センター<br>室における催告回数<br>(単位：千回)  | 事務年度                               | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 達成度 |  |
|              |   | 目標値                                | —      | —     | —     | 1,850 | 1,850 | ○   |  |
|              |   | 実績値                                | 1,788  | 1,951 | 1,858 | 2,000 | 2,100 |     |  |
|              | <p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>新たに発生する滞納事案等について、条件設定に応じて催告対象者を抽出する集中電話催告システムの機能を活用し、限られた人員の下、早期に反復的な納付催告を実施することは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、26年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>   |                                    |        |       |       |       |       |     |  |
|              | 施策についての評価   |                                    | s 目標達成 |       |       |       |       |     |  |
|              | 評価の理由   | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |        |       |       |       |       |     |  |

| 施策                                  |    | 業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組  |  |  |     |
|-------------------------------------|----|---|--|--|-----|
| [主要]<br>業1-3-2-4-B-1<br>滞納の整理促進への取組 | 目標 | 滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。                  |  |  | 達成度 |
|                                     | 実績 | 滞納整理に当たっては、納税者から一括納付が困難との相談があったような場合には、納税の緩和措置を講じる一方、納税者が納付の意思を示さないような場 |  |  | ○   |

|                  |  |  |  |
|------------------|--|--|--|
| 測定指標<br>(定性的な指標) |  | 合には、厳正な滞納処分を行うなど、事実関係を正確に把握した上で、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。<br>特に、大口・悪質事案、処理困難事案に対しては、必要に応じて、プロジェクトチームによる滞納処分を実施するなど、組織的な対応を行うとともに、滞納全体に占める割合の高い消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。 |  |
|                  | <p>(目標の設定の根拠)<br/>滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |  |  |
| 施策についての評価        |  | s 目標達成   |  |
| 評価の理由            | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。  |  |  |

|   |   |        |  |
|---|---|--------|--|
| 施策  | 業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収                |        |  |
| 測定指標<br>(定性的な指標)  | [主要]<br>業1-3-2-5-B-1<br>厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収 | 目標     | 厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に努めます。   |
|   |   | 実績     | 年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。 |
|   | 達成度<br>○                                      |        |  |
| <p>(目標の設定の根拠)<br/>厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料については、的確に徴収することが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、委任を受けた年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |   |        |  |
| 施策についての評価   |   | s 目標達成 |  |
| 評価の理由   | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。               |        |  |

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

**(期限内収納の実現)**

期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知や個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。

**(滞納の未然防止)**

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。

**(効果的・効率的な徴収事務運営)**

徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。

**(滞納の整理促進への取組)**

適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、滞納全体に占める割合の高い消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。

**(厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)**

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。

評価結果の反映

**財務省政策評価懇談会における意見**

| 実績目標に係る<br>予算額 | 区分            |         | 平成25年度  | 26年度    | 27年度    | 28年度    |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算    | 973,850 | 771,831 | 803,378 | 800,838 |
|                |               | 補正予算    | 0       | 0       | 0       | —       |
|                |               | 繰越等     | 0       | 0       | N. A.   |         |
|                |               | 合計      | 973,850 | 771,831 | N. A.   |         |
| 執行額(千円)        |               | 939,251 | 767,484 | N. A.   |         |         |

(注) 平成27年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

(概要)

集中電話催告システムの整備費等に必要な経費

|  |   |                 |          |
|--|---|-----------------|----------|
| <b>実績評価を行う過程<br/>において使用した資料<br/>その他の情報</b> | 国税庁レポート2016（国税庁）、平成27年度租税滞納状況について（平成28年8月国税庁）   |                 |          |
| <b>前事務年度実績評価<br/>結果の施策への反映<br/>状況</b>      | <p><b>（期限内収納の実現、滞納の未然防止）</b><br/>         期限内収納の実現及び滞納の未然防止に当たっては、納税者が自己の納付すべき税額を定められた納期限までに完納することができるよう、各種広報媒体を利用した広報周知に努めるとともに、賦課部門とも連携しつつ、納税者の態様に応じた的確な施策を実施しました。<br/>         また、ダイレクト納付については、金融機関と連携した利用勧奨を実施するなど、一層の利用拡大に向けて取り組みました。</p> <p><b>（効果的・効率的な徴収事務運営）</b><br/>         徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p><b>（滞納の整理促進への取組）</b><br/>         適正に納税義務を履行しない悪質事案等については、厳正な滞納処分を執行するほか、滞納全体に占める割合の高い消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。特に大口・悪質、処理困難事案については、進行管理を徹底し、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分を実施するなど組織的に対応するとともに、差押債権取立訴訟の提起など、法的手段を積極的に活用し、厳正・的確な滞納処分を実施しました。<br/>         このほか、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。<br/>         なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき、適切に対応しました。</p> <p><b>（厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収）</b><br/>         年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案について、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p> |                 |          |
| <b>担当部局名</b>                               | 徴収部（管理運営課、徴収課）  | <b>実績評価実施時期</b> | 平成28年10月 |

## 業績目標 1-3-3: 不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

## 上記目標の概要

国税における不服申立制度は、簡易・迅速な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。また、平成26年6月に、公正性・使いやすさの向上の観点から、行政不服審査法が改正され、それに伴い国税通則法も改正されたことから、施行に向けて必要な準備を行います。

## (上記目標を達成するための施策)

業1-3-3-1: 不服申立ての適正・迅速な処理

業1-3-3-2: 裁決事例の公表の充実

業1-3-3-3: 改正不服申立制度への適切な対応

## 業績目標1-3-3についての評価結果

## 業績目標についての評定

B 進展が大きくない

## 評定の理由

施策「業1-3-3-2」及び「業1-3-3-3」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-3-3-1」の評定が「b 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。  
なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

## 分析

## (必要性・有効性・効率性等)

簡易・迅速な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。

異議申立てについては、①原処分理由等の的確な整理、②異議申立事務の優先的な処理及び的確な進行管理、③早期処理等についての異議申立人への協力依頼、④各国税局審理課等による的確な指導に取り組んだことにより、効果的・効率的に処理しました。

裁決事例のホームページへの公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに参考判例を付記するなどした上で新たに41事例を公表し、その充実を図ったことは有効な取組でした。

## 施策

業1-3-3-1: 不服申立ての適正・迅速な処理

## 測定指標(定量的な指標)

| 会計年度  | 平成23年度      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|---|-------------|------|------|------|------|-----|
| [主要]<br>業1-3-3-1-A-1<br>「異議申立て」の3か月以内の処理件数割合<br>(単位: %) | 目標値<br>95   | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |
|   | 実績値<br>92.6 | 95.4 | 97.0 | 96.9 | 99.3 |     |

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注) 処理期間が通常3か月を超えることとなる相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて集計しています。

|  |  |                     |  |      |      |      |      |     |
|--|--|---------------------|--|------|------|------|------|-----|
| <b>測定指標<br/>(定量的な指標)</b>   | <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>納税者の正当な権利利益の救済を図るため、異議申立てに関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |                     |  |      |      |      |      |     |
|  | [主要]<br>業1-3-3-1-A-2<br>「審査請求」の1年以内の処理件数割合<br>(単位：%)   | 会計年度                | 平成23年度   | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|  |  | 目標値                 | 90   | 95   | 95   | 95   | 95   | ×   |
|  | 実績値  | 96.9                | 96.2   | 96.2 | 92.2 | 92.4 |      |     |
| <p>(出所) 国税不服審判所調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。</p> |  |                     |  |      |      |      |      |     |
| <b>施策についての評定</b>   |  | b 進展が大きくない          |  |      |      |      |      |     |
| <b>評定の理由</b>   | 一部の主要な測定指標が「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。  |                     |  |      |      |      |      |     |
| <b>施策</b>  |  | 業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実 |  |      |      |      |      |     |
| <b>測定指標<br/>(定性的な指標)</b>   | [主要]<br>業1-3-3-2-B-1<br>裁決事例の公表の充実   | 目標                  | 有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどした上、引き続き、国税不服審判所ホームページに掲載し公表します。  |      |      |      | 達成度  |     |
|  |  | 実績                  | 参考判例を付記するなどした上で新たに41事例を国税不服審判所のホームページに掲載して公表し、裁決事例の充実を図りました。 |      |      |      | ○    |     |
|  | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどして公表することは、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することとなるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、参考判例を付記するなどして新たに41事例を公表し、裁決事例の公表の充実に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>         |                     |  |      |      |      |      |     |
| <b>施策についての評定</b>   |  | s 目標達成              |  |      |      |      |      |     |

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>評定の理由</b> | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|---------------------------------|

|                     |  |           |   |            |
|---------------------|--|-----------|---|------------|
| <b>施策</b>           | <b>業1-3-3-3：改正不服申立制度への適切な対応</b>  |           |   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>業1-3-3-3-B-1<br>改正不服申立制度への適切な対応  | <b>目標</b> | 改正不服申立制度の円滑な施行に向けて、法令解釈通達の改正、事務マニュアルの改正及び納税者への広報等に適切に取り組みます。  | <b>達成度</b> |
|                     |  | <b>実績</b> | 平成28年4月1日の施行に向けて、不服審査基本通達の改正及び事務マニュアル等の整備を行いました。また、改正不服申立制度の概要についてホームページにリーフレット等を掲載するとともに、税理士会等の民間団体の研修会等へ講師を派遣するなど、広報等に適切に取り組みました。 | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)<br/>法令解釈通達の改正、事務マニュアルの改正及び納税者への広報等の取組を的確に進めていくことが改正不服申立制度の円滑な施行に向けて重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、不服審査基本通達等を整備し、ホームページで改正後の制度の概要を周知するとともに研修会等へ講師を派遣するなど、改正不服申立制度の施行に向けて適切に対応したことから、達成度は「○」としました。</p> |           |   |            |
| <b>施策についての評価</b>    | s 目標達成   |           |   |            |
| <b>評定の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。  |           |   |            |

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p><b>(不服申立ての適正・迅速な処理)</b></p> <p>① 再調査の請求（旧：異議申立て）の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速な処理を図ります。</p> <p>② 審査請求の処理に当たって、国税不服審判所は、第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配慮しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行い、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適切な事件処理に努めます。また、個々の事件の態様に応じた進行管理の徹底を図り、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、主張の整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めます。</p> <p><b>(裁決事例の公表の充実)</b></p> <p>裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、より有用なものとなるよう、その充実を図ります。</p> |
|----------------|--|

**(改正不服申立制度への適切な対応)**

改正不服申立制度が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、施策を「改正不服申立制度の定着に向けた取組」に変更します。不服申立制度の改正の趣旨が、公正性・使いやすきの向上にあることを踏まえ、制度の広報に取り組むとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明し、改正不服申立制度の定着に向けて取り組めます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

○ 審査請求については、申立人にとって権利関係が一定期間内に確定することは非常に重要であることから、目標未達の原因の分析をもう少し進める必要がある。

| 実績目標に係る<br>予算額 | 区分            |           | 平成25年度    | 26年度      | 27年度      | 28年度      |
|----------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算      | 4,471,859 | 4,847,355 | 4,960,106 | 4,969,882 |
|                |               | 補正予算      | △39,868   | 0         | △44,370   | —         |
|                |               | 繰越等       | 0         | 0         | N.A.      |           |
|                |               | 合計        | 4,431,991 | 4,847,355 | N.A.      |           |
| 執行額(千円)        |               | 4,287,008 | 4,692,916 | 0         |           |           |

(注) 平成27年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

(概要)

国税不服審判所の運営等に必要な経費、審査請求の調査及び審理に必要な経費

**実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

国税庁レポート2016(国税庁)、平成27年度における異議申立ての概要(平成28年6月国税庁)、平成27年度における審査請求の概要(平成28年6月国税不服審判所)

**前事務年度実績評価結果の施策への反映状況**

**(不服申立ての適正・迅速な処理)**

- ① 異議申立ての処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速に処理しました。
- ② 国税不服審判所は、第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配慮しつつ、公正・中立な立場で充実した調査・審理を行うとともに、進行管理の更なる徹底を図るなどして、事件処理の適正性・迅速性を一層高めるよう努めました。

**(裁決事例の公表の充実)**

裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、引き続きその充実を図りました。

**担当部局名**

課税部(審理室)、徴収部(徴収課)、国税不服審判所

**実績評価実施時期**

平成28年10月

## 実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>経済社会のボーダレス化・グローバル化の一層の進展により、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に伴い、国際取引に関しては、二重課税リスクの問題とともに、租税回避スキーム等による「課税の空白」（税源浸食と利益移転（BEPS））等が問題となっています。こうした中、租税条約に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避等の問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換<br/>         実1-4-2：相互協議事案の適切・迅速な処理<br/>         実1-4-3：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有<br/>         実1-4-4：開発途上国に対する技術協力</p> |
|----------------|--|

## 実績目標(小) 1-4 についての評価結果

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>実績目標についての評定</b> | <b>S 目標達成</b>  |
| <b>評定の理由</b>       | <p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。<br/>         なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>   |
| <b>分析</b>          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>国際的な二重課税・租税回避（税源浸食と利益移転（BEPS））等の問題に対応するため、租税条約に基づく相互協議や各国税務当局との情報や経験の共有を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>開発途上国に対して国際課税、納税者サービス、徴収の分野における技術協力を行ったことは、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国への我が国からの投資の環境改善にも貢献するなど有効な取組でした。</p> <p>相互協議事案については、各国の相互協議担当者が出席する国際会議や新興国の税務当局への技術協力の機会を捉えて実施するなど、効率的に協議を進めました。</p> |

|  |  |      |        |      |      |      |      |     |
|--|--|------|--------|------|------|------|------|-----|
| <b>施策</b>  | <b>実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換</b>                            |      |        |      |      |      |      |     |
| <b>測定指標(定量的な指標)</b>  | [主要]<br>実1-4-1-A-1<br>情報提供要請に対する<br>90日以内の対応<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|  | 目標値  | -    | -      | -    | -    | 100  | ○    |     |
|  | 実績値  | -    | -      | -    | 93.3 | 100  |      |     |
| <p>(出所) 長官官房国際業務課調</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>外国税務当局からの情報提供要請への回答が迅速に行われているかを測定するための指標として設定しています。外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に対応することが国際的に求められていることから、目標値は100%としています。</p> |  |      |        |      |      |      |      |     |

|                     |   |           |   |            |
|---------------------|---|-----------|---|------------|
|                     | <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記のとおり、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に、要請された情報を提供又は当該要請の進捗状況を通知しました。実績値が目標値に達したことから、達成度は「○」としました。</p>   |           |   |            |
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |   |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |   |            |
| <b>施策</b>           | <b>実1-4-2：相互協議事案の適切・迅速な処理</b>   |           |   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実1-4-2-B-1<br>相互協議事案の適切・迅速な処理   | <b>目標</b> | 個々の相互協議事案について機動的・効率的な相互協議を実施し、適切・迅速に処理します。  | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 各国の相互協議担当者が出席する国際会議や、新興国に対する技術協力の供与の機会を捉えて、柔軟に相互協議を実施し、協議事案の迅速な解決に取り組みました。また、新興国に対し技術協力を行うことで新興国の協議体制の整備を支援するとともに、協議相手国と円滑な協議の促進策について積極的に対話を行うなどにより、適切・迅速な処理のための環境整備に取り組みました。 | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>条約相手国の当局との間で相互協議を実施することにより、国際的な二重課税を排除することは、適正・公平な課税を実現する上で不可欠であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、国際会議や技術協力の機会を活用して相互協議を機動的・効率的に実施したほか、新興国への技術協力や協議相手国との対話により相互協議の環境整備を図ったことから、達成度は「○」としました。</p> |           |   |            |
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |   |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |   |            |
| <b>施策</b>           | <b>実1-4-3：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有</b>  |           |   |            |
| <b>測定指標</b>         | [主要]<br>実1-4-3-B-1<br>外国税務当局との経験の共有   | <b>目標</b> | OECD関連会議、二国間会合等を通じて、各国税務当局との間で各国共通の諸問題に関する経験の共有を図り、問題解決に取り組めます。   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | OECD関連会議、二国間会合等の国際会議へ積極的に参加し、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備に貢献したほか、各国税務当局共通の諸問題に関する経験の共有を図り、税源浸食と利益移転   | ○          |

|   |   |        |                       |      |      |      |      |     |
|---|---|--------|-----------------------|------|------|------|------|-----|
| (定性的な指標)  |   |        | (BEPS)等の問題解決に取り組みました。 |      |      |      |      |     |
|   | <p>(目標の設定の根拠)<br/>各国税務当局が共通して抱える諸問題について情報や経験を共有し、我が国の税務行政の向上に資するためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、税務当局間の国際会議に積極的に参加し、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備に貢献したほか、各国税務当局が共通して抱える税源浸食と利益移転(BEPS)等の問題の解決に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |        |                       |      |      |      |      |     |
| 施策についての評定   |   | s 目標達成 |                       |      |      |      |      |     |
| 評定の理由   | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |        |                       |      |      |      |      |     |
| 施策  | 実1-4-4：開発途上国に対する技術協力  |        |                       |      |      |      |      |     |
| 測定指標(定量的な指標)  | [主要]<br>実1-4-4-A-1<br>開発途上国に対する技術協力の満足度(受入研修)<br>(単位：%)   | 事務年度   | 平成23年度                | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|   | 目標値   | 95     | 95                    | 95   | 95   | 95   | 95   | ○   |
|   | 実績値   | 98.9   | 98.7                  | 98.3 | 96.4 | 99.1 |      |     |
| <p>(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調</p> <p>(注) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |   |        |                       |      |      |      |      |     |
| [主要]<br>実1-4-4-A-2<br>開発途上国に対する技術協力の満足度(職員派遣)<br>(単位：%)   | 事務年度  | 平成23年度 | 24年度                  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度  |     |
| 目標値   | 90  | 90     | 90                    | 90   | 90   | 90   | ○    |     |
| 実績値   | 90.1  | 92.4   | 92.2                  | 92.1 | 94.5 |      |      |     |
| <p>(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調</p> <p>(注) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>  |   |        |                       |      |      |      |      |     |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
|                                  | (目標の達成度の判定理由)<br>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。   |
| <b>施策についての評定</b>                 | s 目標達成  |
| <b>評定の理由</b>                     | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。  |
| <b>評価結果の反映</b>                   | <p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p><b>(租税条約等に基づく情報交換)</b><br/>租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。</p> <p><b>(相互協議事案の適切・迅速な処理)</b><br/>協議相手国の税務当局と協力して事案の進捗管理を徹底しつつ、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の促進に取り組みます。</p> <p><b>(各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有)</b><br/>国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備に引き続き貢献するとともに、各国税務当局との経験の共有を図ります。</p> <p><b>(開発途上国に対する技術協力)</b><br/>各国税務当局の短期的な関係強化にとどまらず、将来を見据えた投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を実施します。</p> |
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>          | ○ 開発途上国への支援は非常に重要である。国税職員の高いコンプライアンス意識を伝授するような支援については、これからもぜひ続けてほしい。  |
| <b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 国税庁レポート2016（国税庁）  |
| <b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b>      | <p><b>(租税条約等に基づく情報交換)</b><br/>租税条約等に基づき、我が国から情報交換の要請を効果的・効率的に実施する一方で、事案の進捗管理の更なる徹底を図り、外国税務当局からの情報提供要請に適切に対応しました。</p> <p><b>(相互協議事案の適切・迅速な処理)</b><br/>事案の進捗管理を徹底しつつ、国際会議等の機会を利用して相互協議を実施するなど、機動的かつ効率的な協議の実施により事案の適切・迅速な処理に努めました。また、新興国等の相互協議の経験が少ない国との間においては、二国間の対話により相互理解の構築を図るとともに、技術協力の機会に併せて相互協議を実施することにより技術協力と相互協議の相乗的な効果を踏まえた取組を行いました。</p> <p><b>(各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有)</b></p>  |

|                     |  |                        |                 |
|---------------------|--|------------------------|-----------------|
|                     | <p>各国共通の国際課税の問題に対処するため、指針の整備のための国際会議に積極的・能動的に参画しました。</p> <p><b>(開発途上国に対する技術協力)</b><br/>         各国税務当局の短期的な関係強化にとどまらず、将来を見据えた投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を実施しました。</p> |                        |                 |
| <p><b>担当部局名</b></p> | <p>長官官房（国際業務課、相互協議室）、調査査察部（調査課）、税務大専科</p>  | <p><b>実績評価実施時期</b></p> | <p>平成28年10月</p> |

## 実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

|                |  |
|----------------|--|
| <b>上記目標の概要</b> | <p>国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改訂）等を踏まえ、「日本産酒類の総合的な輸出環境整備」に取り組むこととしています。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応<br/> 実2-2：酒類の公正な取引環境の整備<br/> 実2-3：日本産酒類の輸出環境整備<br/> 実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応<br/> 実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携<br/> 実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進<br/> 実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保</p> |
|----------------|--|

## 実績目標(大)2についての評価結果

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>実績目標についての評定</b> | <b>S 目標達成</b>  |
| <b>評定の理由</b>       | <p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>   |
| <b>分析</b>          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、その促進に向け、酒類の安全性の確保や酒類の公正な取引環境の整備、未成年者飲酒防止対策等の推進などを図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>日本産酒類の輸出環境整備に当たり、国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出の実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行うなど、効率的に実施しました。</p> <p><b>(平成27年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金<br/> 平成27年度行政事業レビューにおける外部有識者及び推進チームの所見を踏まえ、中期事業計画により事業目的の明確化を図るとともに、近代化支援への取組等の事業の縮減により、コスト削減を図りました。(反映額：▲89百万円) (事業番号0011)</li> <li>・ 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金<br/> 平成27年度行政事業レビューにおける外部有識者及び推進チームの所見を踏まえ、引き続き全般的な経費の見直しを行い、コスト削減を反映させました。(反映額：▲3百万円) (事業番号0012)</li> </ul> |

| 施策  | 実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応                         |      |   |      |      |      |      |     |
|---|--|------|---|------|------|------|------|-----|
| 測定指標（定量的な指標）  | [主要]<br>実2-1-A-1<br>酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度（単位：％） | 会計年度 | 平成23年度  | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|   | 目標値<br>実績値   | 85   | 85  | 90   | 90   | 90   | 90   | ○   |
| <p>(出所) 課税部鑑定企画官調</p> <p>(注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価（「極めて良かった」及び「良かった」）を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>           酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>           実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |  |      |   |      |      |      |      |     |
| 測定指標（定性的な指標）  | 実2-1-B-1<br>酒類業者のコンプライアンスの維持・向上及び酒類の安全性の確保への対応     | 目標   | 酒類業者に対して、酒類の表示に関する指導等を通じてコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行います。   |      |      |      |      | 達成度 |
|   |  | 実績   | 酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。<br>また、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準及び酒類の地理的表示に関する表示基準といった新たな表示制度の周知に努めました。 |      |      |      |      | ○   |
| <p>(目標の設定の根拠)<br/>           酒類業者に対して、酒類の表示に関する指導等を通じて、コンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い、再発防止に向けた適切な対応を図ることが酒類業の健全な発達を実現する上で不可欠であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>           上記実績のとおり、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、新たな表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>                          |  |      |   |      |      |      |      |     |
| 施策についての評価   | s 目標達成   |      |   |      |      |      |      |     |
| 評価の理由   | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。                 |      |   |      |      |      |      |     |

| 施策   |   | 実2-2：酒類の公正な取引環境の整備   |  |      |      |       |      |     |
|--|---|--|--|------|------|-------|------|-----|
| 測定指標<br>(定量的な指標)   | [主要]<br>実2-2-A-1<br>酒類の取引状況等実態<br>調査による指導事項の<br>改善割合 (単位：%)   | 事務年度   | 平成23年度   | 24年度 | 25年度 | 26年度  | 27年度 | 達成度 |
|  | 目標値   | 80   | 90   | 90   | 90   | 95    | ○    |     |
|  | 実績値   | 87.7   | 96.8   | 96.2 | 95.8 | 100.0 |      |     |
| <p>(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成26事務年度分(平成26年7月～平成27年6月)」<br/>(平成28年2月 課税部酒税課) (<a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/160205/index.htm">http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/160205/index.htm</a>)</p> <p>(注) 数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)<br/>酒類の取引状況等実態調査において指導した事項が改善されているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、95%に引き上げました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |   |  |  |      |      |       |      |     |
| 施策についての評定  |   | s 目標達成   |  |      |      |       |      |     |
| 評定の理由  | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |  |  |      |      |       |      |     |
| 施策   |   | 実2-3：日本産酒類の輸出環境整備  |  |      |      |       |      |     |
| 測定指標<br>(定性的な指標)   | [主要]<br>実2-3-B-1<br>日本産酒類の輸出環境<br>整備への対応  | 目標   | 関係府省等と連携しながら、貿易障壁の除去に向けた働き掛け、海外への日本産酒類の情報発信等に取り組むほか、輸出セミナーの開催など、酒類業者のニーズを反映した取組を実施します。 |      |      |       |      | 達成度 |
|  | 実績  | <p>国際会議等への技術系職員の派遣や在京大使等酒蔵ツアーの開催など、様々な取組を通じて日本産酒類の情報発信を行いました。</p> <p>貿易障壁に対しては、関係府省と連携し、国際交渉などの働き掛けを通じて除去に取り組みました。</p> <p>国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出に関する実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図りました。</p> |  |      |      |       | ○    |     |
|  | <p>(目標の設定の根拠)<br/>「日本再興戦略」等において取り組むこととされた、日本産酒類の輸出促進に向けた総合的な輸出環境整備を関係府省等と連携して取り組むことが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、酒類業者のニーズを反映した取組について、積極的に実施したことから、達成度は「○」としました。</p> |  |  |      |      |       |      |     |

|                     |   |           |  |            |
|---------------------|---|-----------|--|------------|
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |  |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |  |            |
| <b>施策</b>           | <b>実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応</b>   |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実2-4-B-1<br>構造・経営戦略上の問題への対応   | <b>目標</b> | 業界動向を把握・分析した結果を情報提供するほか、経営指導の専門家等による研修の実施など、経営改善に対する支援等を実施します。   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。  | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)<br/>中小企業が多数を占める酒類業界において、酒類業の経営改善等に対して各種支援等を実施することが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記実績のとおり、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |           |  |            |
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |  |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |  |            |
| <b>施策</b>           | <b>実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携</b>   |           |  |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実2-5-B-1<br>独立行政法人酒類総合研究所との連携の推進  | <b>目標</b> | 高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進します。   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 酒税の適正公平な課税や適正表示を確保するため、使用原料を推定するなどの高度な分析や、酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施するほか、酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、酒類製造業者に対する指導相談を行うなど、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。 | ○          |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>独立行政法人酒類総合研究所と、高度な分析・鑑定、酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて連携を推進することが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> |
|--|---|

|                  |        |
|------------------|--------|
| <b>施策についての評価</b> | s 目標達成 |
|------------------|--------|

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>評価の理由</b> | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|---------------------------------|

|           |                            |  |  |
|-----------|----------------------------|--|--|
| <b>施策</b> | <b>実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進</b> |  |  |
|-----------|----------------------------|--|--|

|                     |                                    |           |  |            |
|---------------------|------------------------------------|-----------|--|------------|
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実2-6-B-1<br>未成年者飲酒防止対策等の推進 | <b>目標</b> | 未成年者飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保に努めるほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の必要な取組を行います。  | <b>達成度</b> |
|                     |                                    | <b>実績</b> | <p>未成年者飲酒防止対策等については、酒類販売管理協力員等を通じて未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況を情報収集するとともに、酒類小売販売場の臨時調査を行い、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。</p> <p>また、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」等を支援し、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。</p> <p>さらに、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に関し、同法で定める「アルコール関連問題啓発週間」においては、未成年者飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行ったほか、平成28年5月31日には同法に基づき、関係省庁と共に不適切な飲酒の誘因の防止等を内容とした「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）を策定しました。</p> | ○          |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むなど未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応することが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、未成年者飲酒防止等の推進のため、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。</p> |
|--|--|

|                     |   |           |   |            |
|---------------------|---|-----------|---|------------|
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |   |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |   |            |
|                     |   |           |   |            |
| <b>施策</b>           | <b>実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保</b>  |           |   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | [主要]<br>実2-7-B-1<br>酒類に係る資源の有効な利用の確保  | <b>目標</b> | 酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、周知・啓発に努めます。                                   | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。 | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)<br/>酒類容器のリサイクル等、酒類に係る資源の有効な利用の確保という社会的要請に対応することが重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)<br/>上記のとおり、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p> |           |   |            |
| <b>施策についての評価</b>    |   | s 目標達成    |   |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |   |            |
|                     |   |           |   |            |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <b>評価結果の反映</b>  | 以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。   |  |  |
|   | <b>(酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)</b>  |  |  |
|   | 酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類買上げ調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。 |  |  |
|   | この他、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準及び酒類の地理的表示に関する表示基準といった新たな表示制度の周知を行います。   |  |  |
| <b>(酒類の公正な取引環境の整備)</b>  |   |  |  |
| 酒類の公正な取引環境の整備については、酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。 |   |  |  |
| <b>(日本産酒類の輸出環境整備)</b>   |   |  |  |
| 関係府省等と連携しつつ、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛け、各種国際   |   |  |  |

会議のレセプション等への職員派遣などによる日本産酒類の特性・魅力の発信等に取り組むほか、酒類業者に対して輸出に必要な情報提供を行うなど、日本産酒類の輸出を支援する取組を行います。

**(構造・経営戦略上の問題への対応)**

酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

**(独立行政法人酒類総合研究所との連携)**

独立行政法人酒類総合研究所との連携については、使用原料の推定などの高度な分析、酒類等の放射性物質に関する調査などの取組を行います。

**(未成年者飲酒防止対策等の推進)**

未成年者飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、適切な酒類の販売管理調査の実施により、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法の施行に伴い、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

**(酒類に係る資源の有効な利用の確保)**

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

| 実績目標に係る<br>予算額 | 区 分           |           | 平成25年度    | 26年度      | 27年度      | 28年度      |
|----------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算      | 1,372,450 | 1,424,714 | 1,631,565 | 1,720,543 |
|                |               | 補正予算      | 0         | 0         | 0         | —         |
|                |               | 繰越等       | 0         | 0         | N.A.      |           |
|                |               | 合計        | 1,372,450 | 1,424,714 | N.A.      |           |
| 執行額(千円)        |               | 1,306,293 | 1,310,381 | N.A.      |           |           |

(注) 平成27年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、平成28年11月頃に確定するため、平成28事務年度実績評価書に掲載予定。

**(概要)**

単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金として酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

**実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

国税庁レポート2016(国税庁)、「酒類の品質及び安全性の確保」(国税庁ホームページ)

**(酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)**

酒類の安全性の確保と品質向上については、酒類製造業者に対する酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査のほか、市販酒類の分析等や酒類等の放射性物質に係る調査等必要な施策を行いました。また、製造工程の改

|                             |  |                       |                        |
|-----------------------------|--|-----------------------|------------------------|
| <p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p> | <p>善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を的確に実施しました。</p> <p>この他、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準及び酒類の地理的表示に関する表示基準といった新たな表示制度の周知を行いました。</p> <p><b>(構造・経営戦略上の問題への対応)</b></p> <p>酒類業者に対する構造・経営戦略上の問題については、経営指導の専門家等による研修を実施するほか、大半が中小企業である清酒業界及び単式蒸留しょうちゅう業界に対して、日本酒造組合中央会への補助金の交付を行うことにより支援しました。</p> <p><b>(日本産酒類の輸出環境整備)</b></p> <p>日本産酒類の輸出環境整備については、平成26年6月に改訂された「日本再興戦略」改訂2014において日本産酒類の海外展開に引き続き取り組むこととされたこと等を踏まえ、関係府省等と連携し、酒類業団体の取組への支援や輸出に取り組む事業者のニーズの応じた支援等に取り組みました。</p> <p><b>(独立行政法人酒類総合研究所との連携)</b></p> <p>独立行政法人酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、酒類の安全性、酒税の課税、適正表示などに関する高度な分析等を実施しました。</p> <p><b>(酒類の公正な取引環境の整備)</b></p> <p>酒類の公正な取引環境の整備については、酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、指針に則していない取引の改善指導等に取り組みました。</p> <p><b>(未成年者飲酒防止対策等の推進)</b></p> <p>未成年者飲酒防止対策等の推進については、業界の自主的な取組への支援や関係省庁と連携した広報啓発活動を行うとともに、適切な酒類の販売管理調査を実施することにより、適正な販売管理の確保に取り組みました。</p> <p><b>(酒類に係る資源の有効な利用の確保)</b></p> <p>酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に取り組みました。</p> |                       |                        |
|                             | <p><b>担当部局名</b></p>  | <p>課税部（酒税課、鑑定企画官）</p> | <p><b>実績評価実施時期</b></p> |

## 実績目標(大)3：税理士業務の適正な運営の確保

|         |   |
|---------|---|
| 上記目標の概要 | <p>税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています(税理士法第1条)。このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされています(税理士法第2条及び第52条)。これらを踏まえ、国税庁は税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>実3-1：税理士会等との連絡協調の推進<br/>         実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施<br/>         実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組</p> |
|---------|---|

## 実績目標(大)3についての評価結果

|             |   |
|-------------|---|
| 実績目標についての評定 | S 目標達成  |
| 評定の理由       | <p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>  |
| 分析          | <p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>税理士業務の適正な運営の確保は、国税庁の3つの任務のうちの一つであり、税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めることは、重要で必要な取組です。</p> <p>税理士会等との連絡協調を図るため、定期的に協議会を開催し、書面添付制度やe-Taxの一層の普及・定着、確定申告期の相談体制の整備、租税教育の推進、社会保障・税番号(マイナンバー)制度、改正相続税法への対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、また、税理士の資質向上の観点から、税理士会が開催する説明会等への講師派遣を積極的に行ったことは有効な取組でした。</p> <p>税理士等に対する指導監督については、非行の未然防止を図るため、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行うなどの取組を実施しました。</p> <p>書面添付制度については、税務行政の円滑化・簡素化に資することから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と具体的協議を行うなどの取組を実施しました。</p> |

|   |   |      |        |      |      |      |      |     |
|---|---|------|--------|------|------|------|------|-----|
| 施策  | 実3-1：税理士会等との連絡協調の推進                         |      |        |      |      |      |      |     |
| 測定指標  | [主要]<br>実3-1-A-1<br>税理士会への説明会等の評価<br>(単位：%) | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 |
|   |   | 目標値  | 65     | 70   | 70   | 70   | 70   | ○   |
|   |   | 実績値  | 69.6   | 71.6 | 72.5 | 72.6 | 73.4 |     |
| (出所) 長官官房総務課調   |   |      |        |      |      |      |      |     |
| (注) 数値は、税理士会への説明会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上 |   |      |        |      |      |      |      |     |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <b>(定量的な指標)</b> | <p>位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b><br/>         税理士会等が開催する説明会や研修会の充実を図る観点から、講師派遣した説明会等の評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、26事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b><br/>         実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |
|                 | <p><b>施策についての評定</b>      s   目標達成</p>   |

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>評定の理由</b> | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。 |
|--------------|---------------------------------|

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| <b>施策</b> | <b>実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施</b> |
|-----------|--------------------------------|

|                      |                                       |      |        |      |       |       |       |     |
|----------------------|---------------------------------------|------|--------|------|-------|-------|-------|-----|
| <b>測定指標 (定量的な指標)</b> | [主要]<br>実3-2-A-1                      | 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 達成度 |
|                      | 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数<br>(単位：回) | 目標値  | 650    | 750  | 950   | 950   | 1,050 | ○   |
|                      |                                       | 実績値  | 783    | 946  | 1,155 | 1,236 | 1,225 |     |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b><br/>         税理士等に対する国民の信頼を確保するため、税理士業務の適正な執行と綱紀の保持について注意喚起がなされているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b><br/>         実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|                      |                               |           |  |            |
|----------------------|-------------------------------|-----------|--|------------|
| <b>測定指標 (定性的な指標)</b> | 実3-2-B-1<br>税理士等に対する的確な調査等の実施 | <b>目標</b> | <p>税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施します。</p>   | <b>達成度</b> |
|                      |                               | <b>実績</b> | <p>税理士法違反行為に関する情報収集の充実に取り組みとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、法令に基づき行政指導及び懲戒処分等を行いました。</p> | ○          |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p><b>(目標の設定の根拠)</b><br/>         税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施することは、税理士法に定められた義務の適正な履行を確保する上で重要であるためです。</p> |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

|                     |   |           |   |            |
|---------------------|---|-----------|---|------------|
|                     | <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努め、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等に対しては懲戒処分等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>   |           |   |            |
|                     | <b>施策についての評価</b>  | s 目標達成    |   |            |
| <b>評価の理由</b>        | 全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。  |           |   |            |
| <b>施策</b>           | <b>実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組</b>  |           |   |            |
| <b>測定指標（定性的な指標）</b> | <p>[主要]</p> <p>実3-3-B-1</p> <p>書面添付制度の普及・定着に向けた取組</p>   | <b>目標</b> | <p>税理士会等との協議会において積極的に意見交換を行うなど、書面添付制度の普及・定着を図ります。</p>                             | <b>達成度</b> |
|                     |   | <b>実績</b> | <p>書面添付制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を行うなど積極的に取り組みました。</p> | ○          |
|                     | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>書面添付制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、書面添付制度の一層の普及・定着のため、税理士会等と協議を行うなどの取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p> |           |   |            |
|                     | <b>施策についての評価</b>  | s 目標達成    |   |            |
| <b>評価の理由</b>        | 測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。   |           |   |            |

|                |  |
|----------------|--|
| <b>評価結果の反映</b> | <p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p>   |
|                | <p><b>(税理士会等との連絡協調の推進)</b></p> <p>申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する説明会や研修会への講師派遣等を積極的に行うことにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。</p> <p><b>(税理士等に対する指導監督の的確な実施)</b></p> <p>税理士業務の適正な運営を確保するため、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い税理士・税理士法人の税理士法違反行為の未然防止を図ります。具体的には、税理士会等との綱紀監察をテーマ</p> |

|                                  |  |                 |          |
|----------------------------------|--|-----------------|----------|
|                                  | <p>とした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行います。</p> <p>また、各種情報の収集を図り、税理士法に基づく調査を的確に実施するとともに、税理士法違反行為を行っている税理士・税理士法人等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。</p> <p><b>(書面添付制度の普及・定着に向けた取組)</b></p> <p>添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みます。</p>  |                 |          |
| <b>財務省政策評価懇談会における意見</b>          | <hr/>  |                 |          |
| <b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b> | 国税庁レポート2016（国税庁）   |                 |          |
| <b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b>      | <p><b>(税理士会等との連絡協調の推進)</b></p> <p>申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士が果たすべき役割は極めて大きいため、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等の要望を踏まえた説明会を実施することにより、税理士会等との連絡協調を推進しました。</p> <p><b>(税理士等に対する指導監督の的確な実施)</b></p> <p>税理士業務の適正な運営を確保するため、税理士等に対して、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い税理士・税理士法人の非行の未然防止を図りました。特に、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行いました。</p> <p>また、各種情報の収集を図り、税理士法に基づく調査を的確に実施するとともに、税理士法に違反する行為を行っている税理士・税理士法人等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処しました。</p> <p><b>(書面添付制度の普及・定着に向けた取組)</b></p> <p>税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みました。</p> |                 |          |
| <b>担当部局名</b>                     | 長官官房（総務課）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）   | <b>実績評価実施時期</b> | 平成28年10月 |

### Ⅲ 成果重視事業の評価書



|             |   |
|-------------|---|
| 成果重視事業の名称   | 国税電子申告・納税システムの利用促進及び納税者等利便向上事業  |
| 関連する「実績目標」  | 実績目標 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収  |
| 担当所管課等      | 国税庁長官官房企画課・情報技術室  |
| 成果重視事業の概要   | 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進及び納税者等の利便向上のためのシステム開発等を行う。   |
| 目標期間        | 平成 17 年度～28 年度  |
| 目標          | 対象手続：改善促進 15 手続<br>目標年度：平成 28 年度末<br>(1) e-Tax の利用満足度：75%<br>(2) オンライン申請の受付 1 件当たりの費用：対前年度比減少<br>(3) オンライン利用率<br>公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続：58%<br>法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続：72%<br>申請・届出等 9 手続：62%   |
| 目標設定の考え方    | 国民の視点に立ってオンライン利用率の増加のみならず、サービスの品質の向上に重点を置いて、利用者の利用者満足度(CS)の向上を図るとともに行政側の効果の増大や費用の減少等、行政運営の効率化にも取り組む。  |
| 目標達成度合の判定方法 | 判定時期：平成 28 年度末<br>(1) e-Tax の利用満足度：75%<br>(2) オンライン申請の受付 1 件当たりの費用<br>前年度を下回る：達成、前年度を上回る：未達成<br>(3) オンライン利用率<br>公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続：58%<br>法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続：72%<br>申請・届出等 9 手続：62%  |
| 目標の達成状況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax の利用満足度の平成 27 年度実績値は、74.0%であり、前年度(74.2%)を下回っている。</li> <li>オンライン申請の受付 1 件当たりの費用の平成 27 年度実績値は、354 円であり、前年度(432 円)を下回っている。</li> <li>オンライン利用率の平成 27 年度実績値は、法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続が 74.3%、申請・届出等 9 手続が 61.7%であり、それぞれ前年度実績値を上回っているが、公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続は 52.5%であり、前年度実績値を下回っている。</li> </ul> |

|                   | (単位：百万円)   |        |        |        |
|-------------------|--|--------|--------|--------|
|                   | 年 度  | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 予算額等              | 予 算 額  | 7,332  | 7,639  | 8,389  |
|                   | 支 出 済 額  | 7,121  | 7,447  | 8,035  |
|                   | 翌年度繰越額   | -      | -      | -      |
|                   | 弾 力 化 措 置  |        |        |        |
|                   | 繰越明許費  | 856    | 1,063  | 1,102  |
|                   | 国庫債務負担行為   | 1,545  | 6,759  | 21,536 |
|                   | 目 の 大 括 り 化  | 7,332  | 7,639  | 8,389  |
| 予算執行の効率化・弾力化による効果 | <p>契約努力により節約できた執行差額を、利便性向上や事務の効率化のためのシステム開発費に充当する等、目の大括り化による柔軟な予算執行が可能となり、予算不足による事業への支障を生じることなく、目標の達成に向けた事業の執行が可能となった。</p> |        |        |        |
| 今後の方向性            | <p>オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」に基づき、各種施策を着実に実施し、更なる e-Tax の普及及び定着を図る。</p>  |        |        |        |

## IV 參考資料



資料1 平成27事務年度において実施したアンケート調査の概要

| No. | アンケート名   | 実施場所<br>対象者  | 実施時期  | 用紙の配付方法<br>回収方法  | 主な質問項目   |
|-----|--|--|---|--|--|
| 1   | 国税の広報についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-1-1-A-1:国税の広報に関する評価】<br>(26ページ)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国55の税務署</li> <li>・特定日の来署納税者</li> <li>・アンケート配付数 13,105</li> <li>・アンケート回収数 9,678</li> </ul> | 平成27年4月～平成28年3月(各四半期の特定日、計4日実施)<br><br>※次の期間ごとに実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関又は部門の窓口で配付</li> <li>・アンケート箱への投函依頼</li> </ul>           | 無記名による5段階評価<br>「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」<br>①国税の広報全般についての印象<br>②国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等)<br>③情報提供に関する要望   |
| 2   | 租税教育についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-1:租税教育に関する評価】<br>(27ページ)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税モニター設置署</li> <li>・国税モニター 379名のうち334名からの回答</li> </ul>                                     | 平成27年11月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配付、回収いずれも郵送等</li> </ul>                                  | 無記名による5段階評価<br>「有益である」、「やや有益である」、「どちらとも言えない」、「あまり有益でない」、「有益でない」<br>○租税教育に関する取組全般の印象  |
| 3   | 税務大学校における公開講座についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-2:税務大学校における公開講座の満足度(講座の内容)】<br>(27ページ)<br><br>【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-3:税務大学校における公開講座の満足度(講座のレベル)】<br>(28ページ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務大学校和光校舎</li> <li>・公開講座受講者 1,040名のうち548名からの回答</li> </ul>                                  | 平成27年11月中旬(公開講座開催期間)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付にて講義資料と一緒に配付</li> <li>・会場内及び出口付近に回収箱を設置して回収</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無記名による5段階評価<br/>「良かった」、「やや良かった」、「普通」、「やや悪かった」、「悪かった」</li> <li>①講座の内容</li> <li>・無記名による3段階評価<br/>「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」</li> <li>②講座のレベル</li> </ul> |
| 4   | 租税史料室についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-4:租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度】<br>(28ページ)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務大学校租税史料室</li> <li>・租税史料室の見学者・利用者(1,416名)からの回答</li> </ul>                                 | 平成27年4月～平成28年3月(見学・利用の都度)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関及び説明室で配付</li> <li>・アンケート箱への投函依頼</li> </ul>             | 無記名による5段階評価<br>「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」<br>①見学・利用の満足度<br>②案内・説明の満足度<br>③展示内容の満足度   |

| No. | アンケート名  | 実施場所<br>対象者   | 実施時期  | 用紙の配付方法<br>回収方法                        | 主な質問項目  |
|-----|---|---|---|--|---|
| 5   | 電話相談センター<br>についてのアンケート<br>【《定量的》測定<br>指標業1-2-2-1-A-2<br>:電話相談センター<br>における電話相談<br>の満足度】<br>(33ページ) | ・電話相談センター<br>・特定日の電話相談<br>を利用した納税者<br>・アンケート実施数<br>10,364 | 平成27年4月<br>～平成28年3月<br>(各四半期の特定<br>日、計8日実施)<br>※次の期間ごとに<br>実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | ・相談後に音声ガ<br>イダンスによる<br>アンケート入力<br>方式   | 無記名による5段階評価<br>〔「良い」、「やや良い」、「どち<br>らともいえない」、「やや悪い」、<br>「悪い」〕<br>①税務相談の満足度について<br>②応接の親切さ・丁寧さ<br>③回答の分かりやすさ<br>④回答の速さ<br>⑤疑問点の解決 |
| 6   | 税務署についての<br>アンケート<br>【《定量的》測定<br>指標業1-2-2-1-A-3<br>:税務署における面<br>接相談の満足度】<br>(33ページ)               | ・全国524の税務署<br>・特定日の来署納税<br>者<br>・アンケート回収数<br>11,301       | 平成27年4月<br>～平成28年3月<br>(各四半期の特定<br>日、計4日実施)<br>※次の期間ごとに<br>実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | ・玄関又は部門の<br>窓口で配付<br>・アンケート箱へ<br>の投函依頼 | 無記名による5段階評価<br>〔「良い」、「やや良い」、「どち<br>らともいえない」、「やや悪い」、<br>「悪い」〕<br>①相談の親切さ・丁寧さ<br>②説明の分かりやすさ<br>③対応の速さ<br>④応接についての全体的な印象           |
| 7   | 税務署についての<br>アンケート<br>【《定量的》測定<br>指標業1-2-2-1-A-4<br>:職員の応接態度の<br>好感度】<br>(34ページ)                   | ・全国524の税務署<br>・特定日の来署納税<br>者<br>・アンケート回収数<br>80,451       | 平成27年4月<br>～平成28年3月<br>(各四半期の特定<br>日、計4日実施)<br>※次の期間ごとに<br>実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | ・玄関又は部門の<br>窓口で配付<br>・アンケート箱へ<br>の投函依頼 | 無記名による5段階評価<br>〔「良い」、「やや良い」、「どち<br>らともいえない」、「やや悪い」、<br>「悪い」〕<br>①応接の親切さ・丁寧さ<br>②説明の分かりやすさ<br>③対応の速さ<br>④応接についての全体的な印象           |
| 8   | 税務署についての<br>アンケート<br>【《定量的》測定<br>指標業1-2-2-1-A-5<br>:税務署内の案内表<br>示、受付・窓口の利<br>用満足度】<br>(34ページ)     | ・全国524の税務署<br>・特定日の来署納税<br>者<br>・アンケート回収数<br>80,447       | 平成27年4月<br>～平成28年3月<br>(各四半期の特定<br>日、計4日実施)<br>※次の期間ごとに<br>実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | ・玄関又は部門の<br>窓口で配付<br>・アンケート箱へ<br>の投函依頼 | 無記名による5段階評価<br>〔「良い」、「やや良い」、「どち<br>らともいえない」、「やや悪い」、<br>「悪い」〕<br>①署内の案内表示の分かりやすさ<br>②受付・窓口の利用しやすさ<br>③案内表示、受付・窓口について<br>の全体的な印象  |

| No. | アンケート名  | 実施場所<br>対象者   | 実施時期  | 用紙の配付方法<br>回収方法  | 主な質問項目   |
|-----|---|---|---|--|--|
| 9   | 税務署についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-6:税務署内の設備の利用満足度】<br>(34ページ)                                     | ・全国524の税務署<br>・特定日の来署納税者<br>・アンケート回収数80,371                                       | 平成27年4月～平成28年3月<br>(各四半期の特定日、計4日実施)<br>※次の期間ごとに実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | ・玄関又は部門の窓口で配付<br>・アンケート箱への投函依頼   | 無記名による5段階評価<br>〔「良い」、「やや良い」、「どちらともいえない」、「やや悪い」、「悪い」〕<br>○ 署内の設備や備品の利用しやすさ  |
| 10  | 国税電子申告・納税システム(e-Tax)についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-3-1-A-5:e-Taxの利用満足度】<br>(41ページ)                      | ・e-Taxの利用者等<br>・アンケート回答数34,227  | 平成28年2月～5月  | ・電子申告後に引き続きアンケートを入力する方式<br>・e-Taxホームページからの書き込み方式                               | 無記名による5段階評価<br>①事前手順の操作性<br>②e-Taxの操作性<br>③受付(送信可能)時間<br>④ヘルプデスクの対応ぶり及び回答の分かりやすさ   |
| 11  | 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標業1-2-3-2-A-1:国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度】<br>(42ページ) | ・「確定申告書等作成コーナー」の利用者<br>・アンケート回答数126,828   | 平成28年1月～3月  | ・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式  | 無記名による5段階評価<br>〔「とても役立つ」、「どちらかといえば役立つ」、「どちらともいえない」、「あまり役に立たない」、「全く役に立たない」〕<br>①利用したメニュー<br>②利用の満足度   |
| 12  | 国際研修における講義についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標実1-4-4-A-1:開発途上国に対する技術協力の満足度】<br>(64ページ)                            | ・研修会場<br>・研修受講者(106名)からの回答  | 平成27年4月～平成28年3月   | ・研修開始時に配付<br>・研修終了時に回収   | 無記名による5段階評価<br>〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕<br>①講義内容の有用性<br>②全体的な満足度   |
| 13  | 技術相談についてのアンケート<br>【《定量的》測定指標実2-1-A-1:酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度】<br>(68ページ)                             | ・製造工程の改善に関する相談を希望し、国税局鑑定官室(沖縄国税事務所間税課を含む。)職員から直接対面により相談対応を受けた酒類製造業者<br>・アンケート数599 | 平成27年4月～平成28年3月   | ・調査対象の酒類製造業者にアンケート用紙及び返信用封筒(受取人払い)もしくは必要額の切手を貼付したものを交付し、回答の記入及び局鑑定官室への送付を依頼する。 | 無記名による7段階評価<br>〔「極めて良かった」、「良かった」、「概ね良かった」、「どちらともいえない」、「あまり良くなかった」、「悪かった」、「極めて悪かった」〕<br>①全体的な満足度<br>②対応の親切さ・丁寧さ<br>③説明の分かりやすさ<br>④相談内容・疑問点の解決 |

| No. | アンケート名   | 実施場所<br>対象者  | 実施時期                | 用紙の配付方法<br>回収方法  | 主な質問項目  |
|-----|--|--|---------------------|--|---|
| 14  | 税理士会への説明会等についてのアンケート<br>【<定量的>測定指標実3-1-A-1：税理士会への説明会等の評価】<br>(75ページ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士会</li> <li>・説明会等の出席者</li> <li>・アンケート数<br/>66,054</li> </ul>                             | 平成27年4月<br>～平成28年3月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会等の会場で配付及び回収</li> </ul>  | 無記名による5段階評価<br>「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」<br>①全体的な印象<br>②研修のテーマ<br>③説明の分かりやすさ<br>④内容の有用度<br>⑤資料の充実度 |
| 15  | 公売についてのアンケート<br>【参考指標1-3-2-7：国税庁ホームページ「公売情報」の利用満足度】<br>(133ページ)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁ホームページ「公売情報」</li> <li>・公売会場</li> <li>・国税庁ホームページ「公売情報」利用者及び公売参加者からの回答（回答数635）</li> </ul> | 平成27年7月<br>～平成28年6月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁ホームページ「公売情報」への書き込み方式</li> <li>・公売会場で配付し、アンケート箱への投函依頼</li> </ul> | 無記名による5段階評価<br>①操作性<br>②情報の分かりやすさ<br>③検索機能の使いやすさ  |

資料2 平成27事務年度において実施したサンプル調査の概要

| No. | 指標名  | 実施場所<br>調査対象  | 実施時期  | 調査方法  |
|-----|--|---|---|---|
| 1   | 所得税還付金の6週間以内の処理件数割合<br>【《定量的》測定指標<br>実1-1-1-A-2】<br>(18ページ)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国55の税務署</li> <li>・収受した所得税還付申告書</li> <li>・サンプル数 17,284</li> </ul>       | 平成28年2月～5月  | 還付金支払決定日ごとに還付件数の1% (小数点以下切上げ) を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。 |
| 2   | 納税証明書の15分以内の発行割合<br>【《定量的》測定指標<br>実1-1-1-A-3】<br>(18ページ)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国524の税務署</li> <li>・窓口で申請されて発行する納税証明書</li> <li>・サンプル数 18,769</li> </ul> | 平成27年4月～平成28年3月<br>(各四半期の特定日、計4日実施)<br><br>※次の期間ごとに実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19 | 調査日に発行する全ての納税証明書に係る交付請求書の受付時から交付時までの時間を測定する。                          |
| 3   | 電話相談センターにおける10分以内の相談割合<br>【《定量的》測定指標<br>業1-2-2-1-A-1】<br>(32ページ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談センター</li> <li>・特定日の電話相談</li> <li>・サンプル数 393,921</li> </ul>          | 平成27年4月～平成28年3月<br>(各四半期の特定日、計19日)<br><br>※次の期間ごとに実施<br>・27.5.11～15<br>・27.8.31～9.4<br>・27.11.2～6<br>・28.2.15～19  | 調査日に受けた全ての電話相談について、受付時から終了時までの時間を測定する。                                |



## V 国税庁実績評価書についての附属説明書



## 実績目標（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

### 1. 実績目標の内容

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としてしています。

このため、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

#### ① 納税環境の整備

我が国は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正かつ円滑に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただく必要があります。

このため、租税の意義や税法の知識、手続などについて正しく理解していただくよう努めます。また、納税者の視点に立った広報・広聴、相談等に努めるとともに、申告・納税の際の納税者の負担の軽減を図ります。

#### ② 適正・公平な税務行政の推進

申告納税制度の下において、適正な申告と納税が確保されるためには、納税者の間で課税が適正・公平に行われているとの信頼が確保され、正しい申告と納税を行う意欲が堅持されていくことが不可欠です。

このため、税務行政においては、適正・公平な課税の実現に向け、関係法令を適正に適用するとともに、申告が適正でない認められる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査や滞納処分等を行います。

また、不服申立てに適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

### 2. 目標達成のための取組

実績目標(大)1については、その細目として、4つの実績目標（実績目標(小)1-1～1-4）を設定し、取り組みました。

4つの実績目標(小)の取組については、それぞれの目標ごとに記載しています。

### 3. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。このためには、国税庁に対する国民からの理解と信頼を得ることが重要であると考えています。

このような使命を果たすため、国税庁では、税務行政の運営に当たり、

- ① 納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるように、サービスの向上を図る。

- ② 納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収を行う。
- ③ 国税庁の様々な取組を分かりやすくお知らせするとともに、各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政を改善する。

ことなどを基本的な考え方として、様々な施策に取り組みます。

なお、経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展により、所得・資産の把握は一層困難になっています。また、申告書の提出件数を見ると、多数の所得税、法人税の確定申告書が提出されています。

こうした中、現下の厳しい行財政事情の下、国税庁の定員は、平成26年度は55,790人、平成27年度は55,703人（△87人）と連年純減になっており、予算（経費）については、「中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある」との政府の基本方針を踏まえ、人件費を除く一般経費は、1,398億円となっています。

国税庁は、このような状況の中で、内部事務の一元化を実施するなど、効率化に努めてきたところですが、引き続き内部事務を効率的に処理するための取組を継続するとともに、職員による提案制度の充実を図るなど、創意工夫しながら、職場環境の整備にも配慮しつつ、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

また、納税者に対して誠実に対応するほか、国民の信頼を損なうことのないよう、綱紀の厳正な保持に努めます。

#### 参考指標 1-1：国税職員の定員の推移

(単位：人)

| 会計年度             | 平成23年度末 | 24年度末  | 25年度末  | 26年度末  | 27年度末  |
|------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 国 税 職 員<br>の 定 員 | 56,263  | 56,194 | 55,856 | 55,790 | 55,703 |

(出所) 長官官房総務課調

#### (1) 申告書の提出件数（個人）

##### イ 所得税

平成27年分の所得税確定申告書の提出件数は、2,151万5千件で、前年より12万4千件増加しています。このうち、還付申告の件数は、1,246万5千件と、提出件数の約58%を占めています。土地等の譲渡所得の申告件数は、48万9千件で、前年より8千件増加し、株式等の譲渡所得の申告件数は、90万7千件で、前年より3万件減少しています。

##### ロ 消費税（個人事業者）

平成27年分の個人事業者の消費税確定申告書の提出件数は、114万2千件で、前年より3千件増加しています。

##### ハ 贈与税

平成27年分の贈与税申告書の提出件数は、53万9千件で、前年より2万件増加しています。

参考指標 1-2：申告書の提出件数（個人）

（単位：千件）

| 年 分     | 平成23年分 | 24年分   | 25年分   | 26年分   | 27年分   |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所得税     | 21,853 | 21,525 | 21,434 | 21,391 | 21,515 |
| 還付申告    | 12,573 | 12,403 | 12,487 | 12,403 | 12,465 |
| 土地等譲渡所得 | 403    | 429    | 485    | 481    | 489    |
| 株式等譲渡所得 | 999    | 984    | 1,098  | 937    | 907    |
| 消費税     | 1,210  | 1,149  | 1,134  | 1,139  | 1,142  |
| 贈与税     | 427    | 437    | 491    | 519    | 539    |

（出所）報道発表資料（平成28年6月 課税部個人課税課、資産課税課）（[http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kakushin\\_jokyo/index.htm](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kakushin_jokyo/index.htm)）

（注）所得税の提出件数のうち、還付申告、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得については、それぞれに重複しているものも含まれています。

（2）相続税申告書の提出件数

平成26年分の相続税申告書の提出件数は56千件で、前年の54千件より約2千件増加しています。

参考指標 1-3：相続税申告書の提出件数

（単位：千件）

| 年 分  | 平成22年分 | 23年分 | 24年分 | 25年分 | 26年分 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 提出件数 | 50     | 52   | 53   | 54   | 56   |

（出所）報道発表資料（平成27年12月 課税部資産課税課）（[http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sozoku\\_shinkoku/index.htm](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sozoku_shinkoku/index.htm)）

（3）申告書の提出件数（法人）

イ 法人税

平成27年度の法人税確定申告書の提出件数は、282万4千件となっています。

また、調査課所管法人分の法人税確定申告書の提出件数は、2万3千件となっています。

ロ 消費税（法人）

平成26年度の法人の消費税確定申告書の提出件数は、195万9千件で、前年度より1万2千件増加しています。

また、平成26年度の調査課所管法人の消費税確定申告書の提出件数は、3万7千件となっています。

参考指標 1-4：申告書の提出件数（法人）

（単位：千件）

| 会計年度    | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 法人税     | 2,763  | 2,761 | 2,771 | 2,794 | 2,825 |
| 調査課所管法人 | 25     | 23    | 23    | 23    | 23    |
| 連結法人（社） | 1,109  | 1,275 | 1,425 | 1,528 | 1,607 |
| 消費税     | 1,977  | 1,950 | 1,947 | 1,959 |       |
| 調査課所管法人 | 36     | 36    | 35    | 37    |       |

（出所）課税部法人課税課、調査査察部調査課調

（注1）法人税については、各年4月から翌年3月末までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

（注2）「連結法人」欄は、連結親法人数（単位：社）を示し、調査課所管法人も含まれています。

（注3）消費税については、当該会計年度中に終了した課税期間分の各年9月30日現在における申告及び処理の事績です。

（4）収納済税額

平成27年度に国税庁が収納した税額は62兆6,016億円で、前年に比べて、5兆3,655億円増加しています。

参考指標 1-5：収納済税額

（単位：億円）

| 会計年度  | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収納済税額 | 452,622 | 469,180 | 501,801 | 572,361 | 626,016 |

（出所）徴収部管理運営課調

（注）上記収納済税額には滞納処分費を含みません。

（5）徴税コスト

平成27年度の徴税コスト（国税庁取扱分の租税及び印紙収入100円当たりの徴税费）は、1.30円となっています。

参考指標 1-6：徴税コスト

| 会計年度               | 平成23年度                | 24年度          | 25年度          | 26年度          | 27年度          |               |
|--------------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 徴税コスト<br>(①÷②×100) | 円<br>1.78             | 円<br>1.60     | 円<br>1.47     | 円<br>1.39     | 円<br>1.30     |               |
| 参考                 | 徴税费 ①                 | 億円<br>6,942   | 億円<br>6,524   | 億円<br>6,444   | 億円<br>6,866   | 億円<br>6,847   |
|                    | 租税及び印紙収入<br>(国税庁扱い) ② | 億円<br>390,124 | 億円<br>407,378 | 億円<br>439,690 | 億円<br>494,982 | 億円<br>526,185 |

（出所）長官官房会計課、徴収部管理運営課調

（注）徴税费は、人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用です。

（6）事務改善についての提案件数

平成27年度において、職員から事務の改善策についての提案制度に基づき提出された

提案件数は5,279件となっており、平成18年度以降増加しています。

**参考指標 1-7：事務改善についての提案件数**

(単位：件)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 提案件数 | 3,521  | 3,888 | 4,488 | 5,099 | 5,279 |

(出所) 長官官房総務課調

**(7) 非行の予防講話等の実施回数**

職員の非行を未然に防止するため、服務規律に対する職員の意識を高めることを目的として、従来から、監督者及び国税庁監察官が職員に対して「非行の未然防止」に関する予防講話等を実施しています。

**参考指標 1-8：非行の予防講話等の実施回数（1署当たり）**

(単位：回)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 実施回数 | 3.7    | 3.5  | 3.8  | 3.8  | 3.8  |

(出所) 長官官房首席国税庁監察官調

## 実績目標（小） 1－1：税務行政の適正な執行

### 1. 実績目標の内容

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を目指すため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 実1-1-1 関係法令の適正な適用と迅速な処理

適正・公平な課税を実現するため、税務行政の執行に当たっては、次のとおり関係法令を適正に適用するとともに、事務処理に当たっては、適正かつ迅速な処理に取り組みました。

##### （1）審理事務の的確な実施

課税・徴収事案の処理に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、必要な証拠の十分な収集・保全及び事実関係に即した的確な事実認定を行い、これに基づき、法令の適用及び法令要件の充足性の確認を十分に行うなど、適正・公平な課税の実現に取り組みました。

##### （2）更正の請求の適正かつ迅速な処理

更正の請求については、納税者の救済手段であることから早期処理を行うように会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るとともに、「3か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、平成27事務年度において378千件を処理しました。

その結果、測定指標の「『更正の請求』の3か月以内の処理件数割合」については、98.5%となり、目標の95%を達成しました。

なお、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等に対処する時間を要したことが理由であることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。

#### 参考指標 1-1-1：「更正の請求」の処理件数

（単位：千件）

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 処理件数 | 310    | 260  | 312  | 367  | 378  |

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

##### （3）所得税還付金の適正かつ迅速な処理

所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類のチェックの確実な実施に努めるとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守

と管理者による確実な監査の実施を徹底することにより、正確性の確保を図りました。

納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。

これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確に還付金支払を実施しつつ、一層効率的かつ迅速な処理に努めました。

その結果、6週間以内に処理されたものの割合は96.7%となり、目標の95%を達成しました。

**参考指標 1-1-2：所得税還付申告書提出件数** (単位：千件)

| 年 分  | 平成23年分 | 24年分   | 25年分   | 26年分   | 27年分   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 提出件数 | 12,792 | 12,573 | 12,403 | 12,487 | 12,465 |

(出所) 課税部個人課税課調

**(4) 納税証明書の適正かつ迅速な処理**

納税証明書の発行に当たっては、「納税証明書の15分以内の発行割合」を測定指標として、正確性を確保した上で迅速な処理に努めた結果、平成27年度においては、90%の目標に対して92.1%となり、目標を達成しました。

なお、15分を超えたものの多くは、申告書提出の有無や納付の確認を行う必要があったものや、複数種類の納税証明書の請求を同時に受けたことを理由とするものであり、いずれも正確性を確保するために処理時間を要したものであると考えています。

**(5) 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理**

酒類の製造及び販売業免許の処理については、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確かつ効率的な実態把握及び管理に努めるとともに、その期間が長期にわたる場合には、免許制度の趣旨を踏まえ、免許の取消処分を行うなど厳正かつ適切な処理に努めました。

**参考指標 1-1-3：酒類の製造及び販売業免許場数の推移** (単位：場)

| 会計年度          |     | 平成23年度            | 24年度              | 25年度              | 26年度              | 27年度              |
|---------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 酒類製造免許場数      |     | 3,107             | 3,081             | 3,089             | 3,095             | 3,150             |
| 酒類販売業<br>免許場数 | 卸売業 | 内10,251<br>11,685 | 内10,112<br>11,515 | 内10,092<br>11,490 | 内10,123<br>11,529 | 内10,203<br>11,652 |
|               | 小売業 | 174,544           | 174,737           | 175,356           | 175,165           | 174,261           |

(出所) 「国税庁統計年報書」(長官官房企画課)

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。

(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成27年度は課税部酒税課調。

参考指標 1-1-4：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等

(単位：件、%)

| 会計年度      | 平成23年度            | 24年度              | 25年度              | 26年度              | 27年度              |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 付与件数      | (100.0)<br>30,225 | (100.0)<br>28,808 | (100.0)<br>31,500 | (100.0)<br>32,195 | (100.0)<br>32,352 |
| 特区法に基づくもの | 18                | 9                 | 17                | 19                | 21                |

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 「付与件数」欄の( )書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。

(注2) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。)に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

(6) 地価動向を的確に反映した路線価等の評定

平成28年分の路線価等の評定に当たっては、地価動向を確実に把握し、それを路線価等に反映させるため、次の事務に取り組みました。

- ① 標準地の適正な配置
- ② 地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集
- ③ 固定資産税評価に係る情報の的確な収集
- ④ 地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施
- ⑤ 精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集

なお、平成28年分の路線価等は、7月1日に国税庁ホームページで公開しました。

参考指標 1-1-5：国税庁ホームページ「路線価図」へのアクセス件数 (単位：千件)

| 事務年度   | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度   | 27年度  |
|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
| アクセス件数 | 9,685  | 9,465 | 9,746 | 10,062 | 9,477 |

(出所) 課税部資産評価企画官調

○ 実1-1-2 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等に対して迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。

個人情報の取扱いについては、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修、各種会議等を通じて、個人情報を適切に取り扱うための留意事項や個人情報の不適切な取扱いに対する未然防止策を周知徹底するとともに、情報管理体制等に関する点検を実施するなどして、職員の意識向上を図りました。

なお、納税者あての封書に他の納税者あての書類を同封して送付した事案や別人宅に書類を送付した事案といった誤送付事案のほか、所定の場所に文書が保存されておらず所在不明となっている事案など個人情報の漏えい等事案がみられました。個人情報の漏えい等事案については、その原因を究明し、再発防止策を講ずるなどして、納税者に関する情報の厳正な管理に努めたところです。

参考指標 1-1-6：情報公開法に基づく開示請求件数等

(単位：件)

| 会計年度    |      | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|---------|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 開示請求件数  |      | 3,265  | 3,523 | 3,612 | 3,636 | 3,790 |
| 開示決定等件数 |      | 3,238  | 3,568 | 3,592 | 3,592 | 3,840 |
| 内<br>訳  | 全部開示 | 426    | 744   | 557   | 503   | 569   |
|         | 部分開示 | 2,525  | 2,712 | 2,906 | 2,973 | 3,100 |
|         | 不開示  | 287    | 112   | 129   | 116   | 171   |

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 1-1-7：行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等

(単位：件)

| 会計年度    |      | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開示請求件数  |      | 64,542 | 66,207 | 63,109 | 59,106 | 59,914 |
| 開示決定等件数 |      | 64,277 | 66,152 | 62,836 | 58,631 | 55,978 |
| 内<br>訳  | 全部開示 | 10,073 | 10,073 | 10,019 | 9,929  | 9,962  |
|         | 部分開示 | 53,505 | 55,243 | 52,039 | 47,966 | 45,378 |
|         | 不開示  | 735    | 836    | 778    | 736    | 629    |

(出所) 長官官房総務課調

○ 実1-1-3 守秘義務の遵守

税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らさないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行いました。

なお、職員が税務申告に係る情報を漏えいするなどの問題事例がみられたことから、再発を防ぎ、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得るために、守秘義務の遵守について改めて職員への周知徹底を行いました。

○ 実1-1-4 職員研修の充実

経済取引の国際化や情報化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応していくには、職務遂行に必要な専門的な知識・技能等を付与し、職員の能力・資質の一層の向上を図る必要があるため、職員研修を次のとおり見直し、充実を図りました。

(1) 税務大学校において実施している研修

平成27年度においては、職場の研修ニーズ等を踏まえ、カリキュラムの見直しを行ったほか、アンケートの結果、受講者の理解度が低いと認められる講義については、講師に講義方法の改善を求めるなど、研修内容の一層の充実を図りました。

参考指標 1-1-8：税務大学校における研修の実施状況 (単位：コース、人、日)

| 会計年度 | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| コース数 | 189     | 171     | 86      | 78      | 64      |
| 受講者数 | 14,682  | 14,460  | 9,189   | 9,020   | 9,942   |
| 延べ日数 | 326,123 | 434,891 | 326,150 | 359,971 | 443,925 |

(出所) 税務大学校調

(注) 各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。

(2) 国税局等において実施している研修

事務を適正かつ効率的に行えるよう、職員に対して実務に即した研修を実施したほか、管理者に対しても事務運営や管理能力を向上させることを目的とした研修を実施しました。

参考指標 1-1-9：国際化・高度情報化関連研修の実施状況 (単位：コース、人)

| 会計年度          |        | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|---------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 国際化<br>関連研修   | 研修コース数 | 69     | 70    | 100   | 101   | 99    |
|               | 研修受講者数 | 2,890  | 2,583 | 2,711 | 1,967 | 2,186 |
| 高度情報化<br>関連研修 | 研修コース数 | 96     | 94    | 75    | 55    | 69    |
|               | 研修受講者数 | 1,783  | 1,746 | 1,378 | 1,306 | 1,315 |

(出所) 長官官房人事課調

○ 実1-1-5 業務・システム最適化の推進

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定、平成28年5月改定)に基づいた「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月CIO連絡会議決定、平成27年3月改定)や「平成27年度政府情報システム投資計画」(平成27年7月CIO連絡会議決定)に沿って、国税総合管理(KSK)システムのリプレースに併せて、機器の集約・統合や運用経費の削減に取り組みました。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を取り扱うことから、不正利用や情報漏えいの防止には万全の体制で取り組む必要がある。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、定期的なセキュリティ監査、標的型メール攻撃に対する訓練、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施するなど、情報セキュリティの確保を図りました。

○ 実1-1-6 社会保障・税番号制度の導入に向けた取組

法人番号の付番機関として、法人番号の指定等の業務を行うためのシステム構築などの準備を進め、指定等の業務を的確に実施するとともに、番号の活用用機関として、番号を活用した納税者利便の向上策等の検討内容や番号が記載された申告書や法定調書等

の入力・活用を行うための既存システムの改修等を進めました。

また、国税庁ホームページの特設ページによる情報提供や、関係民間団体等に対して説明会を開催するなど、番号制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。

## 実績目標（小） 1－2：納税者サービスの充実

### 1. 実績目標の内容

適正申告・納税を推進するため、納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報・広聴活動を充実し、租税に関する啓発活動を推進するとともに、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスを充実します。

また、e-Taxの一層の普及及び定着を図ることなど、電子申告等 I C Tを活用した申告・納税を一層推進することにより、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。

### 2. 目標達成のための取組

実績目標（小） 1－2については、その細目として、3つの業績目標（業績目標 1－2－1～1－2－3）を設定し、取り組みました。

3つの業績目標の内容については、それぞれの目標ごとに記載しております。

### 業績目標 1-2-1 : 広報・広聴活動等の充実

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

#### 1. 業績目標の内容

申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) を活用するなど、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。

また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。

#### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

##### ○ 業1-2-1-1 国民各層への広報活動の充実

広報施策の実施に当たっては、外部の専門家の意見やインターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえ、平成27事務年度の重点広報項目として「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」、「改正相続税法等」及び「ICTを利用した申告・納税手続の推進」を掲げ、マイナンバー制度、相続税法等の改正、国税庁ホームページをはじめとするICTを利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震の被災者の方々に対して、国税庁ホームページ、メールマガジン、Twitterを通じて申告納税等に関して速やかに情報提供を行いました。

##### （1）国税庁ホームページ

広報媒体の中核である国税庁ホームページに、各種情報（記者発表資料、統計情報、法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等）や国税庁の取組紹介などを掲載し、情報提供の充実を図るとともに、音声読上げソフトに対応したページを作成し、障害のある方や高齢者の方を含め、誰もが必要な情報に簡単にアクセスできるよう利便性の向上を図りました。

特に、確定申告期には、確定申告の関連情報を集約した「確定申告特集ページ」を設け、利用される方が目的のページに容易にアクセスできるよう文章表現等を分かりやすくしたほか、スマートフォン版の「確定申告特集ページ」を設けるなど、利便性の向上を図りつつ、確定申告を行う方をサポートするための情報を提供するとともに、インターネット広告、ポスター、テレビCM、新聞広告などにより当該ページに誘導する広報を実施しました。

その結果、平成27年度の国税庁ホームページのアクセス件数は、177,572千件（前年比

95.3%)と多くの皆様に利用されました。

また、情報発信サービスの一環として、国税庁ホームページの更新情報をお知らせする「新着情報」（毎週1回）や身近な税情報等を提供・案内する「メールマガジン」（毎月1回）を引き続き配信するほか、YouTubeにおいて国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画番組を配信するとともに、Twitterにおいて時機に応じた情報発信に努めました。

なお、平成27年度の「新着情報・メールマガジン」の利用登録者数は54,214人（前年比104.6%）でした。

さらに、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」において、「確定申告書等作成コーナー」の利用方法などを動画で分かりやすく説明した番組を配信するとともに、確定申告に関する情報を集めた「確定申告特集ページ」にWeb-TAX-TVの入口を設けるなど、案内機能の充実を図りました。

その結果、平成27年度の国税庁が提供する動画の再生回数は、989,976回（前年比91.4%）と多くの皆様に利用されました。

**参考指標 1-2-1-1：国税庁ホームページへのアクセス件数** (単位：千件)

| 会計年度   | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アクセス件数 | 133,932 | 143,016 | 166,414 | 186,311 | 177,572 |

(出所) 長官官房広報広聴室調

**参考指標 1-2-1-2：国税庁が提供する動画の再生回数** (単位：回)

| 会計年度 | 平成24年度  | 25年度    | 26年度      | 27年度    |
|------|---------|---------|-----------|---------|
| 再生回数 | 565,058 | 718,053 | 1,082,537 | 989,976 |

(出所) 長官官房広報広聴室調

**(2) 国税庁レポート**

国税庁レポート2016については、e-Taxの利便性向上策などの納税者サービスの充実、マイナンバー制度の導入と定着に向けた取組などの納税者利便の向上と行政効率化のための取組のほか、調査において重点的に取り組んでいる事項や滞納の整理促進など、適正・公平な課税・徴収のための取組等について、項目ごとに訴求ポイントを明確にし、分かりやすさに配慮して作成しました。

また、広く納税者に見ていただけるよう、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2016.pdf>) に掲載しています。

**○ 業1-2-1-2 租税に関する啓発活動**

**(1) 租税教育の充実**

租税教育は、基本的には学校教育の中で実施されるとともに、社会全体で継続的、段階的に取り組むべきものとの考え方の下、次代を担う児童・生徒が、国の基本となる租税の

意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、学校教育における租税教育の充実に向けて、環境整備や支援に努めました。

また、総務省、文部科学省、国税庁等で構成する「租税教育推進関係省庁等協議会」では、租税教育の充実に向けた協議を行い、連携・協調して租税教育を推進する環境整備に取り組みました。

具体的には、全国で行われている優れた取組事例などを基に作成した「租税教育の事例集」の改訂、租税教育関係者等を対象としたシンポジウムの開催など、租税教育の充実にも努めました。

学校等で開催される租税教室については、租税教育推進協議会を中心に、国税当局だけでなく、地方税当局、税理士会、関係民間団体などの協力を得て、講師を派遣するとともに、租税教室講師養成研修を実施し、具体的な手法の情報交換を行いました。

この結果、講師派遣人員は、国税当局が8,313人、地方税当局や関係民間団体が26,137人となり、全体として34,450人の講師派遣を行うことができました。

また、学校教育における租税教育の充実を図るため、学校教育関係者に租税教育の重要性を認識してもらうとともに、税に関する知識を深めていただくため、国税局の幹部等が講師を行うセミナーを開催しました。

このほか、児童・生徒に、税に対する関心を持ってもらうための施策として、「税に関する高校生の作文」及び「中学生の『税についての作文』（全国納税貯蓄組合連合会との共催）」の募集を実施し、平成27年度においては、高校生は約20万編、中学生は約62万編と多くの応募がありました。

さらに、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」においては、児童・生徒等が税について学習ができるよう税に関するビデオ等の提供及び学校教師をはじめとした講師を務める方向けに、パワーポイントによる租税教育用の教材を引き続き提供するとともに、租税教育の事例集（改訂版）を掲載し、「税の学習コーナー」の充実に取り組みました。

こうした取組の結果、平成27年11月に実施した教師等の学校教育関係者を含む国税モニターへのアンケートにおいて、租税教育に関する評価については、上位評価割合が97.9%と目標の95%を達成することができました。

### 参考指標 1-2-1-3：租税教室への講師派遣の人員

(単位：人)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員   | 8,199  | 8,551  | 8,159  | 8,403  | 8,313  |
| 職員以外 | 15,031 | 17,542 | 21,207 | 23,868 | 26,137 |
| 合計   | 23,230 | 26,093 | 29,366 | 32,271 | 34,450 |

(出所) 長官官房広報聴室調

(注) 平成24、25年度は、大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

参考指標 1-2-1-4：税の作文の応募編数

(単位：編)

| 会計年度         | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 高校生の<br>応募編数 | 175,442 | 182,736 | 181,500 | 193,393 | 199,401 |
| 中学生の<br>応募編数 | 561,537 | 584,661 | 583,142 | 615,230 | 616,062 |

(出所) 長官官房広報広聴室、徴収部管理運営課調

(注) 中学生の「税についての作文」は、全国納税貯蓄組合連合会との共催により募集しているものです。

(2) 税を考える週間

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、キャンペーン期間（税を考える週間）を設け、国税庁の取組等を紹介した特集ページを国税庁ホームページに掲載し、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくための情報を提供するとともに、インターネット広告などから当該ページへ誘導する広報を実施しました。

また、国税局・税務署においては、幹部を講師とした講演会等を積極的に実施し、国民の皆様に租税の意義や役割、国税庁の取組等を紹介しました。

参考指標 1-2-1-5：講演会等の開催回数

(単位：回)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数 | 1,904  | 1,148 | 1,692 | 1,596 | 1,458 |

(出所) 長官官房広報広聴室調

(注) 平成23年度は10月から12月の開催回数、24年度以降は1年間の開催回数です。

なお、24年度以降は、社会人のみを対象とし、大学生、専修学校生等は含んでいません。

(3) 公開講座の開設等による税知識の普及

イ 税務大学校では、「税を考える週間」に合わせ、平成27年11月17日から19日までの3日間、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方々に参加いただけるよう、「家族形態の多様性と所得税制」、「身近な国際課税」、「企業のタックスコンプライアンス向上のための方策」、「マイナンバー制度の概要と税務について」、「相続税のあらまし」及び「お酒に関するよもやま話」といったバラエティに富んだ6テーマにより、和光校舎において公開講座を開催しました。

測定指標として設定した「公開講座の満足度」の実績値は、講座の内容が82.5%、講座のレベルが84.7%であり、いずれも目標を達成し、前年度を上回る結果となりました。

これは、①近隣自治体等に直接訪問し、講座の概要やレベルを明確にした開催説明を行ったこと、②6講座のテーマやレベルに合わせて開催する順番や組合せに配慮したこと、③初めての方にも興味を持って参加していただけるような講座を設定したことによるものと考えています。

参考指標 1-2-1-6：税務大学校における公開講座の受講者数

(単位：人)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度 | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|------|-------|-------|
| 受講者数 | 1,085  | 1,060 | 886  | 1,398 | 1,040 |

(出所) 税務大学校調

ロ 租税史料室（税務情報センター）では、租税に関する知識の普及に役立てることを目的として、収集した史料の一部を租税史料室（税務情報センター）2階展示室での展示（常設展示コーナー、特別展示コーナー（年1回10月に展示替え））や閲覧を通じて公開（無料）しています。

常設展示コーナーでは、「国税の歴史」をテーマとして、江戸時代から現在までの租税史料を時代に沿って紹介しています。また、特別展示コーナーでは、毎年テーマを決めた展示を行っており、平成27年9月末までは、「約束された期限を守って納税してもらうために ～明治から今へ・時代とともに～」と題して納税奨励をテーマに実施し、平成27年10月から平成28年9月までは「土地をめぐる税の歴史～測量・地図とのかかわりあい～」と題して土地に関する税をテーマに展示を実施しています。

こうした取組の結果、租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度について、上位評価割合が96.8%と目標の95%を達成することができました。

平成28年度においても、引き続き、展示方法や展示解説について、より丁寧で分かりやすいものとなるよう工夫するとともに、見学者からの質問の時間を十分に設けるなど、従来にも増して満足いただけるように努めます。また、団体等での見学の際には、見学者の希望に沿った史料の個別展示にも配慮します。

参考指標 1-2-1-7：租税史料室（税務情報センター）の見学者数

(単位：人)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 見学者数 | 1,891  | 2,850 | 2,455 | 3,708 | 3,953 |

(出所) 税務大学校調

参考指標 1-2-1-8：国税庁ホームページ「税務大学校コーナー」へのアクセス件数

(単位：千件)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| アクセス件数 | 10,607 | 14,222 | 20,116 | 25,071 | 19,633 |

(出所) 税務大学校調

○ 業1-2-1-3 関係民間団体との協調関係の推進

税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会、納税協会などの関係民間団体が開催する改正税法やマイナンバー制度等の説明会への講師派遣を行ったほか、「税を考える週間」における広報活動、e-Taxの一層の普及及び定着やマイナンバー制度の円滑な導入のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求

めました。

また、各関係民間団体が開催する各種行事について、他の関係民間団体との共同開催を推進していくことなどにより、団体間の連携・協調の強化が図られるよう取り組みました。

#### ○ 業1-2-1-4 地方公共団体との協力関係の確保

地方公共団体との協力関係については、地方税務協議会等を2,636回開催し、所得税申告書等のデータ提供、申告書用紙の共同送付、市町村等における申告書の收受、申告説明会の共同開催、申告相談における職員の相互派遣、税務広報文書の市町村広報誌等への掲載等について十分な協議を行い、実施しました。

さらに、資料情報等の相互データ提供が円滑に実施されるよう、地方税ポータルシステム（eLTAX）とのデータ連携範囲の拡大に向けて取り組みました。

また、e-Taxについては一層の普及及び定着に向けた各種施策の実施や周知・広報、マイナンバー制度については円滑な導入のための周知・広報などに関する協力関係の確保を図りました。

#### 参考指標 1-2-1-9：地方税務協議会等の開催回数

(単位：回)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数 | 2,867  | 2,761 | 2,717 | 2,652 | 2,636 |

(出所) 長官官房総務課調

#### ○ 業1-2-1-5 国民の意見や要望への的確な対応等

平成27年度に国民各層から寄せられた意見・要望等は、国税庁ホームページ経由で3,947件、税務署等の窓口経由で1,008件でした。

寄せられた意見・要望等は、内容ごとに関係部署において検討し、事務の改善等に取り組んだものについては、取組の内容を国税庁ホームページの「ご意見・ご要望に対する取組」のページ (<http://www.nta.go.jp/kohyo/kocho/keijiban/torikumi/h27.htm>) に公表しました。具体的には、パンフレットやタックスアンサーの記載内容について分かりやすく改善するなど、納税者サービスの向上を図りました。

国税モニターの方々に対しては、国税庁の取組を紹介等するとともに国税モニター座談会（全国で251回開催）を実施し、国税モニターから直接ご意見などを伺い、今後の広報広聴施策の展開に反映させました。

また、広聴活動については、引き続き職員がその重要性を認識するよう、会議、研修等の場を通じて周知を図りました。

#### 参考指標 1-2-1-10：ホームページに寄せられた意見等の件数

(単位：件)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 件数   | 4,722  | 7,309 | 6,478 | 4,814 | 3,947 |

(出所) 長官官房広報広聴室調

## 業績目標 1-2-2 : 相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

### 1. 業績目標の内容

納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告前の照会について文書回答事例を公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。

また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。

### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 業1-2-2-1 納税者からの相談等への適切な対応

##### (1) 電話相談センターにおける相談の充実

電話相談センターで受け付けた納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確かつ丁寧に対応するため、税法や通達、更には相談技法や具体的事例に基づく研修等を行い、税務相談官の専門知識と応接態度等の向上を図りました。

この結果、平成27年度の「電話相談センターにおける10分以内の相談割合」の実績値は97.8%と、目標値95%を達成することができました。

また、「電話相談センターにおける電話相談の満足度」の上位評価割合の実績値についても95.0%と、目標値95%を達成することができました。

#### 参考指標 1-2-2-1 : 電話相談センターの相談件数

(単位：千件)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 5,302  | 5,006 | 5,190 | 5,288 | 5,355 |

(出所) 長官官房税務相談官調

##### (2) 「タックスアンサー」の充実

タックスアンサーについては、平成27年度には、電話相談センターに多数寄せられた相談や社会経済情勢を反映した項目（例：「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税」や「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」など）を新たに追加するなど、納税者が利用しやすくなるよう、内容の充実と整備を図りました。

#### 参考指標 1-2-2-2 : 国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数

(単位：千件)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| アクセス件数 | 48,034 | 53,338 | 65,275 | 72,899 | 69,944 |

(出所) 長官官房税務相談官調

### (3) 来署納税者への適切な対応

来署した納税者が各税の制度や手続に関する一般的な相談を行う場合には、一つの窓口（管理運営部門）で対応し、納税者の利便性向上に取り組みました。

相談内容が申告又は納税に直結しており、書類や事実関係を具体的に確認する必要がある個別の相談に関しては、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士から、事前予約をいただいた上で、各税目を所掌する窓口（課税部門）で適切に対応しました。

なお、改正消費税法に関する相談については、平成25年10月から各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応しました。

税務署における面接相談に当たっては、迅速かつ的確な対応に努めた結果、「税務署における面接相談の適切な対応」の上位評価割合の実績値は91.5%となり、目標の85%を達成することができました。

また、以下の項目については、より多くの納税者からご意見をいただくため、税務署や確定申告期に庁舎外に設置された確定申告会場においてアンケート調査を行いました。

#### イ 職員の応接態度

職員に対する応接研修を適切に実施することにより、納税者に対する職員の応接態度の向上を図った結果、上位評価割合の実績値は90.3%となり、目標値の85%を達成することができました。

アンケート結果でも、「親切・丁寧に対応してもらった」、「分かりやすく説明してもらった」など評価された意見が多く寄せられ、面接相談の満足度の向上を図るため、今後も納税者からのご意見に真摯に対応していきます。

#### ロ 税務署内の案内表示、受付・窓口

来署された納税者に分かりやすい案内表示の設置、利用しやすい受付・窓口対応に取り組んだ結果、上位評価割合の実績値は86.6%となり目標値の75%を達成することができました。

アンケート結果では、来署目的に応じた担当部署等への的確な案内に関しては高く評価されている一方で、署内の案内表示が分かりにくいとのご意見も寄せられたことから、各税務署ごとに案内表示を工夫しました。

#### ハ 税務署内の設備

納税者にとって、より利用しやすい税務署を目指し庁舎の環境整備に取り組んだ結果、上位評価割合の実績値は77.0%となり、目標値の65%を達成することができました。

アンケート結果では、良い評価も受けている一方で、庁舎の老朽化や狭あい等の問題を指摘する意見もあったことから、予算の制約等も踏まえつつ、庁舎の環境整備に取り組みました。

### (4) 説明会による情報の提供等

納税者に申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、確定

申告に関する各種説明会、改正税法の説明会、年末調整説明会等を開催し、情報の提供を行いました。

また、納税者が正しい記帳に基づき適正な申告ができるよう、希望する方を対象に指導担当者（税務署の職員又は各国税局が外部に委任した税理士等）による記帳指導を行うとともに、あらゆる機会をとらえて、所得税青色申告制度の説明と勧奨を行い、その普及に努めました。その結果、平成27年度では、約2万1千人の方が記帳指導を受け、そのうち、29.3%に当たる約6千人の方が自ら記帳できる能力（自計能力）を習得したと指導担当者に判定されました。

青色申告承認者数については年々増加しており、平成27年分の確定申告においては、621万8千人（対前年比102.8%）となっています。

**参考指標 1-2-2-4：各種説明会の開催回数・参加人員** (単位：回、千人)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数 | 23,443 | 23,918 | 25,515 | 27,016 | 26,671 |
| 参加人員 | 1,087  | 1,155  | 1,166  | 1,179  | 1,180  |

(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課、調査査察部調査課調

**参考指標 1-2-2-5：記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合** (単位：%)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 習得した割合 | 40.0   | 34.7 | 27.1 | 30.3 | 29.3 |

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 平成24年度からは、記帳指導を効率的に実施する観点から集合指導を原則としているところ、従来の個別指導に比べ、中途辞退等により自計能力を判定できなかった方が増加したことから割合が低下していますが、中途辞退者等を除いて算出した場合の「自計能力を習得した割合」は、23年度が45.4%、24年度が45.4%、25年度が45.6%、26年度が45.4%、27年度が43.6%です。

**参考指標 1-2-2-6：所得税青色申告承認者数** (単位：千人)

| 年 分      | 平成23年分 | 24年分  | 25年分  | 26年分  | 27年分  |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 青色申告承認者数 | 5,630  | 5,726 | 5,855 | 6,038 | 6,210 |

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 翌年3月15日現在の計数です。

**(5) 事前照会への的確な対応**

事前照会については、納税者に対して適切な情報を提供するとともに法令適用の統一性・透明性を確保するため、正確かつ迅速な処理を行いました。

特に、文書回答手続による事前照会については、3か月以内に処理するよう努めた結果、平成27年度の3か月以内の処理件数割合は96.6%となり、目標値95%を達成することができました。

また、文書回答手続については、国税庁ホームページに掲載したリーフレット「ご存じ

ですか？文書回答手続」を利用し、関係民間団体等が主催する研修会において説明や勧奨を行うなど、積極的な広報活動に取り組むことでその利用促進を図りました。

さらに、納税者の予測可能性の向上といった観点から、事前照会に対する回答事例のうち、他の納税者の参考となるものを「質疑応答事例」として国税庁ホームページに掲載するとともに、税制改正等を踏まえた見直しを行い内容の充実を図りました。

参考指標 1-2-2-7：文書回答手続による事前照会の受付件数 (単位：件)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 受付件数 | 178    | 147  | 160  | 131  | 126  |

(出所) 課税部審理室調

参考指標 1-2-2-8：質疑応答事例のホームページへの掲載件数等

| 会計年度           | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 掲載件数<br>(件)    | 1,728  | 1,756 | 1,784 | 1,785 | 1,812 |
| アクセス件数<br>(千件) | 1,638  | 1,647 | 1,706 | 1,581 | 1,333 |

(出所) 課税部審理室調

(注) 掲載件数は、毎年3月31日現在のものを集計しています。

## (6) 確定申告期における対応

### イ 確定申告会場の設置等

ICTを利用した申告書作成の利便性を体験していただき、翌年以降、自宅等のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxを利用した申告につながるため、確定申告会場に「確定申告書等作成コーナー」を利用できるパソコンを設置するなど、納税者サービスの充実に取り組みました。

また、駅前や街の中心部など、便利な場所や公共施設で人が集まる場所等に広域申告センター及び外部会場を設置し、申告相談及び申告書の受付を行いました。

参考指標 1-2-2-9：確定申告期の申告相談等件数 (単位：千件)

| 年 分  | 平成23年分 | 24年分  | 25年分  | 26年分  | 27年分  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 3,853  | 3,882 | 4,046 | 3,971 | 3,902 |

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

参考指標 1-2-2-10：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

所得税（及び復興特別所得税）

（単位：千人）

| 年 分       |                | 平成23年分 | 24年分   | 25年分   | 26年分   | 27年分   |
|-----------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 署相談<br>会場 | e-Tax          | 4,462  | 4,517  | 4,584  | 4,511  | 4,430  |
|           | 書面             | 380    | 361    | 410    | 447    | 442    |
| 自宅等       | HP作成コーナー・e-Tax | 619    | 637    | 634    | 621    | 516    |
|           | HP作成コーナー・書面    | 2,441  | 2,612  | 2,891  | 3,232  | 3,744  |
|           | 各種ソフト・e-Tax    | 2,789  | 2,945  | 3,120  | 3,281  | 3,474  |
| 計         |                | 10,690 | 11,071 | 11,638 | 12,093 | 12,606 |

個人事業者の消費税及び地方消費税

（単位：千件）

| 年 分       |                | 平成23年分 | 24年分 | 25年分 | 26年分 | 27年分 |
|-----------|----------------|--------|------|------|------|------|
| 署相談<br>会場 | e-Tax          | 49     | 49   | 49   | 54   | 56   |
|           | 書面             | 7      | 6    | 6    | 10   | 8    |
| 自宅等       | HP作成コーナー・e-Tax | 34     | 37   | 38   | 39   | 38   |
|           | HP作成コーナー・書面    | 81     | 84   | 88   | 102  | 105  |
|           | 各種ソフト・e-Tax    | 429    | 438  | 458  | 480  | 506  |
| 計         |                | 599    | 614  | 639  | 684  | 713  |

贈与税

（単位：千人）

| 年 分       |                | 平成23年分 | 24年分 | 25年分 | 26年分 | 27年分 |
|-----------|----------------|--------|------|------|------|------|
| 署相談<br>会場 | e-Tax          | —      | 57   | 69   | 68   | 70   |
|           | 書面             | 57     | 7    | 7    | 8    | 8    |
| 自宅等       | HP作成コーナー・e-Tax | —      | 8    | 9    | 10   | 9    |
|           | HP作成コーナー・書面    | 76     | 77   | 92   | 101  | 128  |
|           | 各種ソフト・e-Tax    | —      | 65   | 90   | 108  | 128  |
| 計         |                | 132    | 213  | 267  | 295  | 343  |

（出所）課税部個人課税課、資産課税課調

（注）数値は、翌年3月末日までの申告書の提出人員（件数）を示します。

参考指標 1-2-2-11：所得税確定申告書の郵送提出割合

（単位：%）

| 年 分    | 平成23年分 | 24年分 | 25年分 | 26年分 | 27年分 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 郵送提出割合 | 13.1   | 13.1 | 13.2 | 13.6 | 14.8 |

（出所）課税部個人課税課調

## ロ 確定申告期における電話相談体制の充実

平成27年分の確定申告期では、引き続き、全署を対象として、電話相談センターにおいて確定申告に関する電話相談を集中的に受け付けました。

この実施に当たっては、専門的な質問、税務相談には職員や税理士が、税務相談以外の定型的な質問（開庁時間など）や申告書用紙等の送付依頼にはオペレーターが対応することなどにより効率的な運用及び納税者サービスの向上に努めました。

## ハ 閉庁日における申告相談等の実施

平成27年分の確定申告においては、確定申告期間の休日における税務署での相談等のニーズに応えるため、平成28年2月21日と2月28日の日曜日に、一部の税務署のほか合同会場、広域申告センターにおいて申告相談等の業務を実施しました。

両日の相談件数は合計19万4千件（前年比99.7%）で、申告書収受件数は合計29万件（同103.1%）となっています。

参考指標 1-2-2-12：閉庁日における相談件数（所得税）

（単位：件）

| 年 分  | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 174,234 | 193,833 | 196,483 | 194,393 | 193,777 |

（出所）課税部個人課税課調

## ○ 業1-2-2-2 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

税務行政に対する理解と信頼を確保するため、苦情等を寄せられた納税者に対しては、親切かつ誠実な態度で接することを基本として対応しました。また、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内（祝日、休日等を除く。）に処理するよう、迅速かつ適切な対応に取り組みました。

測定指標として設定した「苦情の3日以内の処理件数割合」の実績値は92.0%と目標値の90%を上回り、目標を達成しました。実績の集計に当たっては、納税者の日程の都合によるものを除いています。

処理が3日を超えた理由を見ると、より適切な対応について検討を行うため国税局等との協議に時間を要したものが15.4%、申出に対して説明等を行ったものの理解を得るのに時間を要したものや、事実確認に時間を要したものなどその他の理由によるものが84.6%となっています。

なお、事実確認に時間を要するなどの理由で、3日以内の処理が困難と認められた場合には、納税者支援調整官に意見を求めるなどして当面の処理方針を決定の上、納税者に速やかに連絡するなど、理解と信頼を得るよう努めました。

また、寄せられた苦情等については、納税者支援調整官等が取りまとめの上、関係部署に連絡するとともに研修等で周知徹底することにより、納税者サービスの向上や苦情の未然防止などに取り組みました。

### ○ 業1-2-2-3 改正消費税法への対応

事業者が消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるよう、改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、平成25年10月から各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応しました。

また、消費税転嫁対策特別措置法に規定された総額表示義務の特例や転嫁拒否等に関する相談についても、関係府省庁と連携して適切に対応するとともに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、同法に違反する行為等の防止・是正について指導、助言を行ったほか、転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合においては、速やかに調査を実施するなど、円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組みました。

なお、平成26年4月の消費税率8%への引上げから一年以上が経過したこともあり、平成27年度の改正消費税法等に関する相談件数は減少しています。

参考指標 1-2-2-13：改正消費税法等に関する相談件数 (単位：件)

| 会計年度        | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 電話相談センター    | 121,954 | 133,770 | 277,388 | 212,319 | 167,066 |
| 改正消費税相談コーナー | —       | —       | 9,772   | 2,339   | 325     |

(出所) 長官官房税務相談官、課税部消費税室調

### ○ 業1-2-2-4 改正相続税法への対応

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設し、国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図りました。

参考指標1-2-2-14：国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」へのアクセス件数 (単位：件)

| 事務年度   | 平成27年度  |
|--------|---------|
| アクセス件数 | 353,004 |

(出所) 課税部資産課税課調

## 業績目標 1-2-3 : 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進

電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。

### 1. 業績目標の内容

e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など ICT を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。

e-Taxについては、税務署に赴くことなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上します。また、申告書の入力事務が削減されるとともに申告書の保管・管理が不要となるなど、税務行政の効率化にも寄与するものです。

「確定申告書等作成コーナー」については、計算誤りのない申告書の作成ができるほか、e-Taxで送信もできるため、納税者の利便性が向上するとともに、税務行政の効率化にもつながります。なお、税務署等の相談会場に来られた方に対しては、設置しているパソコンを利用していただくことにより同様の効果が得られるほか、さらに翌年度以降の自宅等からの ICT 申告の利用拡大につながるものです。

国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、利用環境の改善のため、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な周知・広報に取り組み、ICT を活用した申告・納税の一層の普及及び定着を図ります。

### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 業1-2-3-1 e-Taxの普及と利用満足度の向上

##### （1）e-Taxの普及に向けた取組

e-Taxは、納税者利便の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、

- ① 医療費の領収書など第三者作成の添付書類については、その内容を入力して送信することによって、これらの書類の提出等を省略することができる
- ② 税理士が代理送信する場合、納税者本人の電子証明書の添付を省略することができる
- ③ e-Taxを利用した還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮している

などの施策を実施するとともに、納税者及び税理士への個別勧奨や税理士会をはじめとする関係民間団体等に対しては、e-Taxの利用拡大に向けた協力依頼を行い、その普及及び定着に取り組みました。

また、平成27事務年度においては、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成26年9月に財務省において決定された「財務省改善取組計画」（以下「改善取組計画」といいます。）に従い、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、新たな施策を実施しました。

具体的には、

- ① これまでは、別途、書面での提出が必要であった出資関係図などの法人税法等に係る添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータ（PDFデータ）での提出が可能
- ② 法人税申告の財務諸表等について、税務・会計ソフトが持つデータをe-Taxで送信できるように、e-Taxで受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者に提供
- ③ e-Taxの受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日に拡大

などの施策を導入し、利便性向上に取り組みました。

なお、電子申告等ICTの活用に向けた取組については、「業1-2-3-2 国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用促進」においても、記述しています。

このような取組の結果、測定指標「e-Taxの利用状況（法人税申告等上記以外の国税申告4手続）」、「e-Taxの利用状況（申請・届出等9手続）」及び「ICT活用率」については目標を達成しましたが、「e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続）」については、目標としていた56%を下回る結果となりました。

これは、所得税申告については、その利用の前提として公的個人認証サービスの電子証明書が組み込まれたマイナンバーカードが必要となりますが、市区町村においてマイナンバーカードの交付が遅れたことにより、利用者がマイナンバーカードを取得できなかったことや、一部のICカードリーダーライターについて、マイナンバーカードやWindows10では利用できないことなどが影響し、個人の自宅等からの利用が減少していることが主な要因と考えられます。

電子納税については、税務署や金融機関の窓口に赴くことなく納税手続を行うことができることから、納付回数が多い源泉徴収義務者などを中心に積極的な働き掛けを行うなど利用拡大に取り組みました。

また、地方税ポータルシステム（eLTAX）については、平成27年中に全ての市区町村で電子申告受付サービスが導入され、国税及び地方税ともに、電子申告のメリットを享受できる環境が整ったことも踏まえ、総務省等にe-Tax・eLTAX双方の利用促進に向けた働き掛けを行いました。

今後、e-Taxの一層の普及及び定着には、更なる利用者利便の向上を図るとともに、利用環境に係る課題の解決に取り組むことが重要となります。

参考指標 1-2-3-1:オンライン利用件数（改善促進手続）

（単位：千件）

| 会計年度                      | 平成25年度 | 26年度   | 27年度   |
|---------------------------|--------|--------|--------|
| 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続 | 9,977  | 10,167 | 10,167 |
| 所得税申告                     | 9,378  | 9,537  | 9,502  |
| 法人税申告等上記以外の国税申告4手続        | 3,143  | 3,339  | 3,524  |
| 法人税申告                     | 1,734  | 1,848  | 1,962  |
| 消費税申告（法人）                 | 1,286  | 1,368  | 1,438  |
| 申請・届出等9手続                 | 4,587  | 4,589  | 4,639  |
| 計                         | 17,708 | 18,095 | 18,330 |

（出所）長官官房企画課情報技術室調

参考指標 1-2-3-2：オンライン利用件数（贈与税申告）

（単位：千件）

| 会計年度 | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|
| 利用件数 | 137    | 179  | 200  | 223  |

（出所）長官官房企画課情報技術室調

参考指標 1-2-3-3：電子納税による納付状況

（単位：千件、億円）

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 納付件数 | 1,258  | 1,505  | 1,771  | 2,032  | 2,411  |
| 納付金額 | 21,979 | 26,103 | 32,111 | 39,501 | 53,667 |

（出所）徴収部管理運営課調

（2）e-Taxの利用満足度

測定指標の「e-Taxの利用満足度」については、①事前手続の操作性、②e-Taxの操作性、③受付（送信可能）時間、④ヘルプデスクの対応及び回答の分かりやすさについて、5段階評価で満足度を伺うアンケートを実施しました。

なお、アンケートの実施に当たっては、e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、幅広いe-Tax利用者の意見を反映させる必要があるため、引き続き、分かりやすい質問となるよう努めました。

その結果、平成28年2月から5月にかけて34,227名（前年度45,899名）の方から回答をいただくとともに、上位評価割合については、74.0%となりましたが、目標値の75%を達成することができませんでした。

アンケート結果を分析すると、確定申告時期の24時間受付の取組や受付（送信可能）時間に関する項目は高い満足度を得ていますが、電子証明書の初期登録などの事前手続の操作性に関する項目については、満足度が低い状況となっています。

これらの結果も踏まえて、今後とも、より多くの納税者に満足していただけるよう、利

用者からの要望に基づく、利用者利便の向上やサポート体制の充実に努めるとともに、総務省や関係機関等と連携し、e-Taxの普及及び定着に向けた環境整備を推進していくよう取り組みます。

また、e-Taxの普及と利用満足度の向上については、「成果重視事業」としての評価を別途行っています（79ページ）。

### （3）e-Taxによる税務行政の効率化

e-Taxは、書面で提出された申告と比較して、收受・入力事務や申告書の印刷・郵送費用の削減など直接的な効果があるほか、文書管理コストの低減など間接的な効果も期待できることから、e-Taxの一層の普及及び定着に向けて取り組み、税務行政の効率化を図りました。

#### ○ 業1-2-3-2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進

平成27年分の確定申告期には、利用者からの意見等を踏まえつつ、給与所得者又は公的年金所得者の方向けに専用の初めての方でも操作がしやすい申告書作成画面を新設するなど、納税者の利便性向上に資する機能改善に取り組むことによって、「確定申告書等作成コーナー」の利用拡大を図りました。

この結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成された申告書の提出件数は、前年の410万件から454万件（前年比110.7%）と増加しました。

また、「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」については、85.1%（前年83.6%）の利用者から上位評価をいただいております。本年においては目標の85%を達成することができました。

アンケートを分析してみると、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面申告をされた方の満足度は87.0%と高い評価をいただいているところですが、「確定申告書等作成コーナー」を利用して電子申告をされた方の満足度は80.0%と書面申告と比較して低くなっています。

「確定申告書等作成コーナー」を利用して電子申告をされた方からは、公的個人認証について、「取得の手間や設定が煩雑」などの意見が寄せられており、これらが満足度が低い原因ではないかと考えられます。

これらの結果を踏まえ、より多くの方にご利用いただけるよう、「確定申告書等作成コーナー」においても利用者からの意見などを踏まえつつ、入力画面の簡素化や、入力方法についての案内の改善など、納税者の利便性向上に資する機能改善により、利用満足度の一層の向上に取り組めます。

## 実績目標（小） 1－3：適正な調査・徴収等の実施等及び納税者の権利救済

### 1. 実績目標の内容

適正・公平な課税を実現するためには、申告が適正でないと認められる納税者に対する確に調査・行政指導を行うことや、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行することなどが重要であることから、納税者の権利利益の保護を図りつつ、これらを適正に実施します。

また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正かつ迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

### 2. 目標達成のための取組

実績目標（小） 1－3については、その細目として、3つの業績目標（業績目標 1－3－1～1－3－3）を設定し、取り組みました。

3つの業績目標の内容については、それぞれの目標ごとに記載しております。

### 業績目標 1-3-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。 〕

#### 1. 業績目標の内容

適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。

また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、経済社会の国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。

#### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

##### ○ 業1-3-1-1 有効な資料情報の収集

資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書（法定資料）の適正な提出を確保するため、その提出義務者に対して期限内提出等に関する説明会を実施するほか、あらゆる機会を通じて有効な資料情報の収集に取り組み、調査等に活用しました。

##### （1）法定資料

法定資料の提出義務者に対して、その期限内提出及び正しい記載について、各種説明会等を通じた広報活動を行うとともに、未提出者に対しては、提出義務の説明及び早期提出の指導を行ったほか、必要に応じて法定監査を行うなど、適正な提出の確保を図りました。

なお、平成27事務年度の提出枚数は450,043千枚であり、全体として昨年より増加しています。

##### （2）法定資料以外の資料情報

法定資料以外の資料情報については、経済社会の国際化、高度情報化の進展や不正形態の変化などに着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報やインターネットを利用した電子商取引などの資料情報を収集するとともに、収集した資料を調査・指導に的確に活用しました。

参考指標 1-3-1-1 : 資料情報の収集枚数

(単位 : 千枚)

| 事務年度    | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 法定資料    | 306,644 | 293,761 | 320,753 | 320,903 | 450,043 |
| 上記以外の資料 | 78,802  | 92,552  | 133,549 | 88,190  | 130,085 |
| 合計      | 385,446 | 386,313 | 454,302 | 409,093 | 580,128 |

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 平成27年度は暫定値です。

○ 業1-3-1-2 的確な調査事務の運営

(1) 効果的・効率的な事務運営の推進

的確な調査・指導を実施するため、各種事務の見直し、事務処理のICT化・外部委託化などの推進により、調査に係る事務量を可能な限り確保するよう努め、また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組みました。その結果、測定指標に掲げた「調査関係事務の割合」について目標を達成しました。

なお、国税通則法の改正への対応については、改正の趣旨を十分踏まえ、法定化された手続を遵守し、税務調査手続等の適正かつ円滑な執行に取り組みました。

参考指標 1-3-1-2 : 税務調査等の件数及び追徴税額等

(単位 : 千件、億円)

| 事務年度     | 平成23年度        | 24年度        | 25年度          | 26年度        | 27年度        |
|----------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| 調査等の件数   | 内286<br>1,010 | 内196<br>868 | 内180<br>1,077 | 内194<br>925 | 内188<br>833 |
| 非違があった件数 | 650           | 554         | 718           | 597         | 526         |
| 追徴税額     | 4,400         | 3,742       | 4,109         | 3,739       | 3,874       |

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1) 「調査等の件数」の内書きは、個人課税課、資産課税課において、比較的容易に申告額等の適否の確認及び非違事項の是正ができる納税者に対して、文書・電話又は来署依頼による面接等により行った簡易な接触を除いた件数です。

(注2) 平成27年度は暫定値です。

参考指標 1-3-1-3 : 調査課所管法人に係る税務調査件数及び税務調査等に基づく追徴税額等

(単位 : 件、億円)

| 会計年度     | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 調査件数     | 3,283  | 3,065 | 2,785 | 2,799 | 2,615 |
| 非違があった件数 | 2,827  | 2,563 | 2,284 | 2,310 | 2,168 |
| 追徴税額     | 1,044  | 806   | 991   | 694   | 492   |

(出所) 調査査察部調査課調

参考指標 1-3-1-4 : 所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額 (単位: 千円)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度 | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|------|-------|-------|
| 所得金額 | 1,239  | 1,258 | 914  | 1,170 | 1,351 |

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 平成27年度は暫定値です。

参考指標 1-3-1-5 : 相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格 (単位: 千円)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 課税価格 | 28,964 | 27,411 | 25,919 | 26,569 | 25,173 |

(出所) 課税部資産課税課調

(注) 平成27年度は暫定値です。

参考指標 1-3-1-6 : 法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額 (単位: 千円)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所得金額 | 5,212  | 5,934 | 4,888 | 5,294 | 5,133 |

(出所) 課税部法人課税課調

(注) 平成27年度は暫定値です。

参考指標 1-3-1-7 : 消費税1件当たりの追徴税額 (単位: 千円)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 追徴税額 | 271    | 274  | 294  | 320  | 356  |

(出所) 課税部個人課税課、法人課税課調

(注) 平成27年度は暫定値です。

## (2) 調査の際に配慮する事項

### イ 納税者の負担軽減等

納税者の負担の軽減と事務の効率性に配慮し、調査等の実施に際しては、原則として納税者に調査日時などをあらかじめ通知するとともに、所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目との同時調査・同時処理を実施するよう取り組みました。

### ロ 調査の際の指導等

調査の際には、誤りを指導してそれを是正するだけにとどまらず、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮しました。

さらに、修正申告の勧奨に当たっては、修正申告に伴う法的効果を確実に教示するとともに、修正する必要がある内容を丁寧に説明するよう努めました。また、修正申告には至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録・保存に関して指導事項がある場合には、その内容を説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう取り組みました。

## ○ 業1-3-1-3 社会・経済状況に対応した調査への取組

### (1) 大口・悪質な不正事案等への的確な対応

広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者で問題があると認められる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を実施しました。

また、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすものであることから、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の更なる活用を図ることで、その把握に努めるとともに、調査必要度の高いと認められる事案に対しては、積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。

### (2) 国際化、高度情報化への的確な対応

近年における国際化、高度情報化の進展に伴い、様々な事業体や金融手法等を駆使した複雑な国際取引や電子商取引などが増加しています。

国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調査や租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組み厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。

特に、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避行為に対しては、東京国税局等に設置した統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。

また、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図るため、税務大学校において、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施したほか、各事務系統による国際実務研修、国際取引事案が多数存在する都市局への地方局職員の短期併任や署国際税務専門官によるOJTなどを行いました。

移転価格税制については、適用基準や執行方針の明確化を図る観点から平成28年度税制改正等の内容を執行に反映させるべく通達等の整備に取り組むとともに、的確な執行に取り組みました。

また、事前確認については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議部局の連携を一層緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。

高度情報化の進展への対応としては、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、増加するインターネット取引等をはじめとした電子商取引に係る資料情報の収集を行うとともに、積極的に調査に取り組みました。

また、高度情報化に関して、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、これらの情報を積極的に提供するなどして職員全体の能力向上を図りました。

参考指標 1-3-1-8：海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税）

（単位：億円）

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 所得金額 | 593    | 483  | 461  | 646  | 636  |

（出所）課税部個人課税課調

（注）平成27年度は暫定値です。

参考指標 1-3-1-9：海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税）

（単位：億円）

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 課税価格 | 72     | 26   | 163  | 45   | 47   |

（出所）課税部資産課税課調

（注）平成27年度は暫定値です。

参考指標 1-3-1-10：海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税）

（単位：億円）

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所得金額 | 2,878  | 2,452 | 1,783 | 2,206 | 2,336 |

（出所）課税部法人課税課、調査査察部調査課調

（注）平成27年度は暫定値です。

（3）大法人に対する的確な対応

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であることから、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた法人の自発的な取組を促進しました。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築し、調査の間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みました。

○ 業1-3-1-4 悪質な脱税者に対する査察調査の実施

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度を維持するという重要な使命を担っています。

国税局の査察部門では、関係各部及び検察当局等との連携の強化を図り、納税秩序を危うくする脱税請負人関与事案や、平成23年度に創設された単純無申告ほ脱犯及び消費税受還付未遂犯の立件・告発、租税条約等に基づく情報提供要請の活用による国際事案への的確な対応など、査察が手掛けるべき社会的波及効果の高い事案についても積極的に対応し、厳正な査察調査を実施しました。

平成27年度中に査察調査を終了し処理した件数は181件であり、そのうち115件を検察官に告発しました。脱税総額は138億円、そのうち告発分は112億円でした。

平成27年度に告発した査察事案で多かった業種・取引は、「建設業」、「不動産業」、「クラブ・バー」でした。また、告発の多かった業種以外にも、①ネットワークビジネスと称して、新規会員を勧誘することで多額の手数料を得ていた、いわゆる「マルチ商法」、②運用実態がないにもかかわらず、海外投資の名目で出資金を募っていた、いわゆる「投資詐欺」など、その事業活動自体に違法または不当な行為が含まれるとして、社会問題化した業種についても積極的に告発しました。

脱税の手段・方法としては、売上除外や架空原価・経費を計上するものが多く見受けられました。そのほか、①複数の納税者に脱税を持ち掛け成功報酬を得ることを業とする、いわゆる脱税請負人に依頼して不正を行っていたもの、②国際事案では、海外で保有する株式の配当収入を除外したものや海外の法人に対して架空の経費を計上したもの、③消費税事案では、輸出免税売上に対応する課税仕入の消費税が還付になることを奇貨として、輸出取引を装い、国内における架空の課税仕入とこれに見合う架空の輸出免税売上を計上する方法で不正に還付を受けていたもの、または、還付を受けようとしていたことから、消費税受還付未遂犯（平成23年度創設）を適用したもの、④多額の利益がありながら、故意に税を免れようとして、法定申告期限までに申告書を提出しなかったことから、単純無申告脱犯（平成23年度創設）を適用したものなどがありました。

#### 参考指標 1-3-1-11：査察調査の件数等

(単位：件、億円)

| 会計年度 |     | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|-----|--------|------|------|------|------|
| 処理   | 件数  | 189    | 191  | 185  | 180  | 181  |
|      | 脱税額 | 192    | 205  | 145  | 150  | 138  |
| 告発   | 件数  | 117    | 129  | 118  | 112  | 115  |
|      | 脱税額 | 157    | 175  | 117  | 123  | 112  |

(出所) 報道発表資料 (平成28年6月 調査査察部査察課) ([http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sasatsu\\_h27/01.pdf](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sasatsu_h27/01.pdf))

参考指標 1-3-1-12 : 税目別告発事件の件数等

(単位 : 件、%)

| 会計年度      |    | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|-----------|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所得税       | 件数 | 35     | 22    | 18    | 18    | 25    |
|           | 割合 | 29.9   | 17.1  | 15.2  | 16.1  | 21.7  |
| 法人税       | 件数 | 64     | 79    | 64    | 69    | 69    |
|           | 割合 | 54.7   | 61.2  | 54.2  | 61.6  | 60.0  |
| 相続税       | 件数 | 6      | 10    | 6     | 2     | 5     |
|           | 割合 | 5.1    | 7.8   | 5.1   | 1.8   | 4.4   |
| 消費税       | 件数 | 8      | 12    | 16    | 13    | 12    |
|           | 割合 | 6.9    | 9.3   | 13.6  | 11.6  | 10.4  |
| 源泉<br>所得税 | 件数 | 4      | 6     | 14    | 10    | 4     |
|           | 割合 | 3.4    | 4.6   | 11.9  | 8.9   | 3.5   |
| 合 計       | 件数 | 117    | 129   | 118   | 112   | 115   |
|           | 割合 | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) 報道発表資料 (平成28年6月 調査査察部査察課) ([http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sasatsu\\_h27/01.pdf](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sasatsu_h27/01.pdf))

参考指標 1-3-1-13 : 査察事件の1件当たりの脱税額

(単位 : 百万円)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 処 理  | 102    | 107  | 78   | 83   | 76   |
| 告 発  | 134    | 135  | 99   | 110  | 97   |

(出所) 報道発表資料 (平成28年6月 調査査察部査察課) ([http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sasatsu\\_h27/01.pdf](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sasatsu_h27/01.pdf))

業績目標 1-3-2 : 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

1. 業績目標の内容

期限内収納の実現と滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付しない納税者に対して、滞納処分を執行するなどにより、確実な徴収を図ります。

2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 業1-3-2-1 期限内収納の実現

期限内収納の確保を図るため、①各種広報媒体や説明会等を通じた期限内納付に関する広報周知、②個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨、③振替不能を防止するための振替納付日の周知などの各種施策を、納税者の態様に応じて的確に実施しました。

また、納付しやすい環境整備という観点から、引き続き電子納税の利用促進に取り組みました。特に、ダイレクト納付については、納税者のニーズを見極めつつ積極的に利用勧奨を行うとともに、未対応の金融機関に対応を要請するなど利用拡大に向けた取組を継続した結果、平成27年度には約78万件の利用がありました。

○ 業1-3-2-2 滞納の未然防止

滞納の未然防止を図るため、局署一体、挙署一体となって、納税者の態様に応じて期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。

また、賦課部門による調査時の納付しようや予納制度の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。

こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は1.2%となり、国税庁発足以来、最も低い割合（1.1%）であった前年と同水準となりました。

参考指標 1-3-2-1 : 国税の滞納発生割合

（単位：％）

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 滞納発生割合 | 1.4    | 1.3  | 1.1  | 1.1  | 1.2  |

（出所）徴収部徴収課調

（注）滞納発生割合とは、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）を当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）で割ったものです。

## ○ 業1-3-2-3 効果的・効率的な徴収事務運営

### (1) 効果的・効率的な事務運営の推進

滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化、効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保した結果、徴収事務のうち滞納整理事務の割合は84.6%となり、目標値80%を達成しました。

また、徴収システムの各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。

### (2) 集中電話催告センター室の活用

集中電話催告システムの機能を活用して新規発生滞納事案へ早期に催告を実施するとともに、必要に応じて、日中に応答のない納税者に対して夜間や閉庁日（日曜日）に催告を実施しました。

その結果、平成27年度において2,100千回の催告を実施し、目標値1,850千回を達成しました。

参考指標 1-3-2-2：集中電話催告センター室における完結件数 (単位：件)

| 事務年度 | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理件数 | 526,465 | 521,394 | 539,493 | 550,667 | 587,575 |

(出所) 徴収部徴収課調

## ○ 業1-3-2-4 滞納の整理促進への取組

国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、滞納の現状を踏まえ、局署の実情に応じた合理的な事務計画の策定と弾力的な事務運営による事務の実施に配意しつつ、滞納の整理促進に取り組みました。特に、滞納全体に占める割合の高い消費税滞納について確実な処理に取り組んだほか、大口・悪質、処理困難事案に対する厳正・的確な滞納処分を実施しました。

また、累積・長期化している事案については、早期かつ的確に処理方針を見極めた上で、適時・適切な滞納処分を実施するなどにより、その整理促進を図りました。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。具体的には、納税者から一括納付が困難であるとの相談があったような場合には、猶予を認めるなど納税の緩和措置を適切に講じる一方、納税者が納付の意思を示さないような場合には、財産の差押え、公売等の滞納処分を行うなど厳正に対処しました。

その結果、平成27年度の全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は9,774億円と、平成11年度以降、17年連続で前年度を下回り、消費税についても3,340億円と、平成12年度以降、16年連続で前年度を下回ることができました。

### 参考指標 1-3-2-3 : 租税滞納の状況

#### ①滞納整理中のものの額等

(単位：億円)

| 会計年度                 | 平成23年度            | 24年度              | 25年度              | 26年度              | 27年度             |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 新規発生滞納額<br>(内消費税)    | 6,073<br>(3,220)  | 5,935<br>(3,180)  | 5,477<br>(2,814)  | 5,914<br>(3,294)  | 6,871<br>(4,396) |
| 整理済額<br>(内消費税)       | 6,657<br>(3,307)  | 6,850<br>(3,390)  | 6,765<br>(3,210)  | 6,681<br>(3,380)  | 7,744<br>(4,533) |
| 滞納整理中のものの額<br>(内消費税) | 13,617<br>(4,169) | 12,702<br>(3,960) | 11,414<br>(3,564) | 10,646<br>(3,477) | 9,774<br>(3,340) |

(出所) 報道発表資料 (平成28年8月 徴収部徴収課調) ([http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/sozei\\_taino/index.htm](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/sozei_taino/index.htm))

(注) 地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

#### ②累積・長期事案

(単位：億円)

| 会計年度                | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 滞納整理中のもののうち発生後5年超の額 | 6,166  | 5,990 | 5,719 | 5,346 | 4,908 |

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 地方消費税額を除いています。

### 参考指標 1-3-2-4 : 滞納人員

(単位：人)

| 会計年度 | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 滞納人員 | 871,491 | 791,459 | 718,500 | 677,583 | 646,712 |

(出所) 徴収部徴収課調

### 参考指標 1-3-2-5 : 差押件数

(単位：件)

| 事務年度 | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 差押件数 | 227,483 | 489,756 | 545,629 | 539,262 | 609,416 |

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 平成24年度以降の件数には、多数の出資持分等の差押え (24年度：滞納事案13件で約15万件、25年度：滞納事案7件で約23万件、26年度：滞納事案6件で約9万件、27年度：滞納事案8件で約16万件) による特殊要因があります。

#### (1) 大口・悪質事案、処理困難事案に対する厳正・的確な滞納整理の実施

大口・悪質事案、処理困難事案については、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、特に、累積・長期化している大口・悪質事案については、早期かつ的確に処理方針を見極めた上で適時の財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するなど、着実に整理促進を図りました。

なお、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。

また、必要に応じて、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分を実施するなど、組織的に対応するとともに、差押債権取立訴訟の提起など、法的手段を積極

的に活用しました。

このほか、差し押さえた財産の公売に当たっては、公売参加者を広く募ることができるインターネット公売を実施するなど、様々な方法による公売を実施し、買受希望者の利便性の向上を図りました。平成27年度は、インターネット公売を4回実施したところ、延べ約5千人の方の参加があり、美術品、貴金属、自動車、不動産など408物件を、約5億円で売却しています。

なお、公売については、より効果的・効率的に行うため、公売情報ホームページによる公売財産の広報に努めており、公売情報ホームページを利用された方に対し、①操作性、②分かりやすさ、③検索機能の使いやすさについて5段階評価で満足度を伺うアンケートを実施した結果、上位評価割合は、平成27事務年度は81.9%となっています。

**参考指標 1-3-2-6：原告訴訟事件の処理件数** (単位：件)

| 会計年度        | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-------------|--------|------|------|------|------|
| 発生件数        | 170    | 155  | 146  | 171  | 156  |
| 終結件数        | 181    | 179  | 154  | 172  | 148  |
| 終結件数のうち勝訴件数 | 181    | 178  | 150  | 171  | 145  |
| 繰越件数        | 69     | 45   | 37   | 36   | 44   |

(出所) 徴収部徴収課調

**参考指標 1-3-2-7：公売公告物件数** (単位：件)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度  | 26年度   | 27年度   |
|------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 処理件数 | 33,796 | 16,461 | 9,247 | 10,207 | 19,047 |

(出所) 徴収部徴収課調

**参考指標 1-3-2-8：国税庁ホームページ「公売情報」の利用満足度** (単位：%)

| 事務年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 上位評価割合 | 77.2   | 76.2 | 73.4 | 71.7 | 81.9 |

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 公売情報ホームページは、平成27年度において、操作性・検索性の向上が図られるよう、画面デザインや検索機能等のシステム改修を行っています。

**参考指標 1-3-2-9：インターネット公売における売却件数** (単位：件)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 売却件数 | 326    | 617  | 647  | 491  | 408  |

(出所) 徴収部徴収課調

## (2) 消費税事案への取組

消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組みました。特に、新規滞納事案に対する早期着手・早期保全の徹底を図るとともに、大口滞納事案等に対する厳正・的確な滞納処分を実施しました。

その結果、消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）は、平成12年度以降、16年連続で減少しました。

### ○ 業1-3-2-5 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案について、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。平成27年度において委任を受けた件数は、34件となりました。

### 業績目標 1-3-3 : 不服申立てへの取組

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

#### 1. 業績目標の内容

国税における不服申立制度は、簡易・迅速な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。

納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

また、平成26年6月に、公平性・使いやすさの向上の観点から、行政不服審査法が改正され、それに伴い国税通則法も改正されたことから、施行に向けて必要な準備を行います。

#### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

##### ○ 業1-3-3-1 不服申立ての適正・迅速な処理

##### (1) 異議申立て

国税に関する不服申立てのうち、異議申立ての処理に当たっては、原処分に捕らわれることなく、納税者の主張に耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正に処理しました。

また、納税者の権利利益の迅速な救済を図るため、異議申立ての3か月以内の処理件数割合を測定指標とし、これまでの実績値を踏まえ95%を目標値として異議申立ての迅速な処理に取り組みました。

平成27年度においては、前年度から繰り越された650件（前年640件）と新たに異議申立てのあった3,191件（前年2,755件）の合計3,841件（前年3,395件）のうち、3,200件（前年2,745件）を処理しました。また、処理に当たって、①原処分の理由等の的確な整理、②異議申立事務の優先的な処理及び的確な進行管理、③早期処理等についての異議申立人への協力依頼、④各国税局審理課等による的確な指導に取り組んだことにより、処理期間が通常3か月を超えることとなる事案（相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案）に係る件数を除いた処理件数3,100件（前年2,642件）のうち、3,079件（前年2,559件）を異議申立てがあった日から3か月以内に処理することができました。その結果、異議申立ての3か月以内の処理件数割合は99.3%（前年96.9%）となり、目標を達成することができました。

なお、平成26年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」に名称変更され、平成28年4月から施行されています。

参考指標 1-3-3-1：異議申立ての状況

(単位：件、%)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 期首繰越件数 | 1,386  | 678   | 816   | 640   | 650   |
| 申立件数   | 3,803  | 3,424 | 2,358 | 2,755 | 3,191 |
| 処理件数   | 4,511  | 3,286 | 2,534 | 2,745 | 3,200 |
| 申立認容件数 | 375    | 325   | 253   | 256   | 270   |
| 申立認容割合 | 8.3    | 9.9   | 10.0  | 9.3   | 8.4   |
| 期末繰越件数 | 678    | 816   | 640   | 650   | 641   |

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注) 「申立認容件数」は、「処理件数」のうち異議申立人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

(2) 審査請求

国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、適正さを担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問」(パンフレット)などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理の手続や審理状況の透明性に十分配慮しました。

また、納税者の正当な権利利益の救済を迅速に図ることも制度の目的の一つであることから、国税不服審判所では審査請求の1年以内の処理件数割合を測定指標とし、これまでの実績値を踏まえて95%を目標として取り組みました。

平成27年度においては、前年度から繰り越された1,620件(前年2,570件)と新たに審査請求のあった2,098件(前年2,030件)のうち、2,311件(前年2,980件)を処理しました。しかしながら、①海外取引に関連するもので、証拠の収集に困難が伴い事実関係の確認に日数を要した事件及び②審査請求事件に複数かつ遠隔地に所在する代理人が関与しており、口頭意見陳述や閲覧等の審理手続の日程調整のほか、主張書面や証拠書類等の提出などに日数を要した事件などがあり、これらの事件の処理期間が1年を超える結果となったため、審査請求から1年以内に処理した件数は、2,136件(前年2,748件)となり、審査請求の1年以内処理件数割合は92.4%(前年92.2%)と目標を達成することができませんでした。

審査請求事件は、事件ごとに争われている内容が異なり、処理に要する期間は区々ではありますが、適切かつ迅速な事件処理を実現するため、審査請求人の手続保障に配慮しつつ、引き続き進行管理の徹底に努めてまいります。

なお、平成27年度においては、平成27年7月に民間専門家を13名採用し、事件を担当する国税審判官の半数程度(50名程度)が外部登用者となっています。

参考指標 1-3-3-2 : 審査請求の状況

(単位：件、%)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 期首繰越件数 | 2,194  | 2,808 | 2,788 | 2,570 | 1,620 |
| 請求件数   | 3,581  | 3,598 | 2,855 | 2,030 | 2,098 |
| 処理件数   | 2,967  | 3,618 | 3,073 | 2,980 | 2,311 |
| 請求認容件数 | 404    | 451   | 236   | 239   | 184   |
| 請求認容割合 | 13.6   | 12.5  | 7.7   | 8.0   | 8.0   |
| 期末繰越件数 | 2,808  | 2,788 | 2,570 | 1,620 | 1,407 |

(出所) 国税不服審判所調

(注) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

○ 業1-3-3-2 裁決事例の公表の充実

平成27事務年度においては、平成26事務年度に引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに41事例を国税不服審判所のホームページ (<http://www.kfs.go.jp>) に掲載して公表しました。その結果、ホームページにおいては、平成4年から27年までにされた裁決の中から1,628事例を掲載しています。

また、裁決事例の公表に当たっては、裁決事例ごとに参考判例を付記することなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実に努めました。

参考指標 1-3-3-3 : 国税不服審判所ホームページへのアクセス件数

(単位：千件)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| アクセス件数 | 1,229  | 1,349 | 1,473 | 1,277 | 1,334 |

(出所) 国税不服審判所調

(注) 国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨（平成8年7月以降のもの）、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

○ 業1-3-3-3 改正不服申立制度への適切な対応

平成28年4月1日の改正不服申立制度の施行に向けて、不服審査基本通達を改正し、各種事務マニュアル等を整備するなど必要な準備を行いました。また、国税庁及び国税不服審判所のホームページに改正不服申立制度の概要についてのリーフレット等を掲載するとともに、税理士会等の民間団体の研修会等に講師を派遣するなどして、改正後の制度内容についての広報に努めました。

また、改正不服申立制度の定着に向けて、改正法の施行後も、引き続き、改正後の制度内容の広報に努めるとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明しました。

### 3. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁に対する異議申立て及び国税不服審判所に対する審査請求のほかに、裁判所に対して訴訟を提起して処分の是正を求める司法上の救済制度がありますが、訴訟の状況については、次のとおりとなっています。

参考指標 1-3-3-4 : 訴訟の状況

(単位：件、%)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 期首係属件数 | 369    | 380  | 337  | 299  | 256  |
| 発生件数   | 391    | 340  | 290  | 237  | 231  |
| 終結件数   | 380    | 383  | 328  | 280  | 262  |
| 原告勝訴件数 | 51     | 24   | 24   | 19   | 22   |
| 原告勝訴割合 | 13.4   | 6.3  | 7.3  | 6.8  | 8.4  |
| 期末係属件数 | 380    | 337  | 299  | 256  | 225  |

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調

(注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告(納税者)の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

## 実績目標（小） 1－4：国際化への取組

### 1. 実績目標の内容

経済社会のボーダレス化・グローバル化の一層の進展により、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に伴い、国際取引に関しては、二重課税リスクの問題とともに、租税回避スキーム等による「課税の空白」等が問題となっています。

こうした中、租税条約に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避等の問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。

### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 実1-4-1 租税条約等に基づく情報交換

租税条約等に基づく情報交換制度については、会議や研修等を通じて職員の認識を高めることにより、効果的・効率的な情報交換を実施しました。

情報交換は、文書の送交付等により実施していますが、複雑な国際取引の解明等に当たっては、調査担当者等が外国税務当局の担当者に要請内容等を説明し意見交換を行う情報交換ミーティングを積極的に実施しています。他方、比較的簡易な内容の要請に当たっては、相手当局が部内で保有する情報に対象を絞った情報提供要請を実施することにより相手当局からの情報入手の迅速化を図るなど、効果的・効率的な情報交換の実施に取り組みました。

また、外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要請された情報を提供する、又は要請の進捗状況を通知することで、要請に回答することが国際的基準の一項目となっており、OECD租税委員会に設置された「税の透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラム」の相互審査において、その遵守状況についての審査が行われています。この基準を遵守するため、外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、事務処理目標を明確化し職員への周知を図ることによって、迅速かつ的確な情報交換の実施に取り組みました。

また、外国税務当局からの情報提供要請は、事案の困難性・複雑性により回答に要する時間が異なりますが、平成27年度については目標値を達成する結果となりました。

#### 参考指標 1-4-1：租税条約等に基づく情報交換

（単位：件）

| 会計年度                 | 平成23年度  | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 情報交換件数               | 556,256 | 231,931 | 270,642 | 149,537 | 328,760 |
| うち外国へ要請した個別事案に係るもの   | 1,006   | 634     | 696     | 497     | 463     |
| うち外国から要請された個別事案に係るもの | 299     | 155     | 119     | 102     | 166     |

（出所）長官官房国際業務課調

○ 実1-4-2 相互協議事案の適切・迅速な処理

相互協議事案の増加や複雑化・困難化に対応するため、従前より、要員の確保など相互協議の体制を順次整備してきており、迅速に相互協議を開始して事案を処理することに努めています。また、相互協議相手国との間で事案の進捗状況について定期的なモニタリングを行ったほか、各国の相互協議担当者が出席する国際会議や、新興国の税務当局への技術協力の機会を捉えて、機動的・効率的に相互協議を実施するなど、より迅速な事案解決に取り組みました。

加えて、新興国等に対しては、技術協力により相手国の相互協議の体制整備を支援するとともに、二国間の税務当局による会議等の機会に、円滑な協議の促進策について対話を行うことで相互協議の環境整備を図るなど、多面的な対応を行いました。

参考指標 1-4-2：相互協議事案の処理状況 (単位：件)

| 事務年度 | 平成23年度      | 24年度        | 25年度        | 26年度        | 27年度        |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 発生   | 内112<br>143 | 内131<br>167 | 内152<br>197 | 内149<br>187 | 内151<br>195 |
| 処理   | 内135<br>157 | 内129<br>170 | 内141<br>174 | 内121<br>141 | 内126<br>155 |
| 繰越   | 内289<br>359 | 内291<br>356 | 内302<br>379 | 内330<br>425 | 内355<br>465 |

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 1-4-3：OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況 (単位：件)

| 事務年度 | 平成23年度    | 24年度      | 25年度       | 26年度       | 27年度       |
|------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 発生   | 内18<br>24 | 内18<br>29 | 内19<br>45  | 内23<br>40  | 内26<br>56  |
| 処理   | 内8<br>11  | 内18<br>28 | 内16<br>30  | 内12<br>19  | 内11<br>23  |
| 繰越   | 内66<br>95 | 内66<br>96 | 内69<br>111 | 内80<br>132 | 内95<br>165 |

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 1-4-4：相互協議事案の平均的処理期間 (単位：月)

| 事務年度 | 平成23年度        | 24年度          | 25年度          | 26年度          | 27年度          |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 処理期間 | 内23.6<br>25.1 | 内29.6<br>29.3 | 内20.9<br>22.6 | 内22.2<br>22.4 | 内25.7<br>26.0 |

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

○ 実1-4-3 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有

国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針（OECDモデル租税条約やOECD移転価格ガイドライン等）の整備に引き続き貢献しました。また、国際的な税務コンプライアンスの向上や、税務当局と企業とのコミュニケーションの強化等の

各国共通の問題に関し、OECD税務長官会議（FTA）をはじめとするOECD関連会議やアジア税務長官会合（SGATAR）等の多国間会合、日韓税務長官会合や日中税務長官会合等の二国間会合を通じて、経験の共有、問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。

**参考指標 1-4-5：税務当局間の主な国際会議**

| 会 議 名                                 | 検 討 状 況   |
|---------------------------------------|---|
| OECD税務長官会議<br>（FTA）<br>（平成28年5月開催）    | OECD加盟国及び主要な非加盟国・地域の長官クラスが参加し、税源浸食と利益移転（BEPS）や金融口座情報の自動的情報交換に係る共通報告基準（CRS）、税分野のキャパシティ・ビルディング等の国際的な動きに対する具体的な取組についての議論が行われました。 |
| アジア税務長官会合<br>（SGATAR）<br>（平成27年11月開催） | アジア・オセアニア地域の長官クラスが参加し、各国に共通する課税問題への対応や各国税務当局の能力向上について議論が行われたほか、SGATARの運営の見直しについても議論が行われました。                                   |
| 日韓税務長官会合<br>（平成28年4月開催）               | 両国における最近の税務行政の主な動向のほか、BEPS行動計画の履行状況、韓国におけるシステム面での取組、査察調査の運営状況、付加価値税の調査手法等について、双方から説明や意見交換が行われました。                             |
| 日中税務長官会合<br>（平成28年4月開催）               | 両国における最近の税務行政の主な動向のほか、FTA北京会合、BEPSへの対応、日中相互協議、各国税務当局の能力向上等について、双方から説明や意見交換が行われました。  |

（出所）長官官房国際業務課調

**参考指標 1-4-6：関係国際会議への参加回数**

（単位：回）

| 会計年度         | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------------|--------|------|------|------|------|
| 関係国際会議への参加回数 | 44     | 56   | 58   | 54   | 50   |

（出所）長官官房国際業務課調

**○ 実1-4-4 開発途上国に対する技術協力**

開発途上国における税務行政の改善・向上の取組に当たっては、主に国際課税、納税者サービス、徴収の分野において、アジア諸国を中心に当庁職員を講師として派遣し、現地で講義を実施しました。また、開発途上国の税務職員を研修員として日本国内に受入れ、講義・視察を実施しました。

派遣や受入れに当たっては、開発途上国のニーズを踏まえるだけでなく、税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、

研修分野についての十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。

測定指標として設定した技術協力の満足度では、受入研修では95%、職員派遣では90%を目標値として取り組み、実績値では、受入研修が99.1%、職員派遣では94.5%と目標を達成することができました。

これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。

#### 参考指標 1-4-7：開発途上国に対する技術協力

##### ①受入研修

(単位：国、人)

| 会計年度             |    | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------------|----|--------|------|------|------|------|
| 国際税務行政セミナー・一般コース | 国数 | 20     | 15   | 16   | 17   | 16   |
|                  | 人数 | 20     | 15   | 16   | 17   | 16   |
| 国際税務行政セミナー・上級コース | 国数 | 12     | 11   | 13   | 13   | 9    |
|                  | 人数 | 12     | 11   | 13   | 13   | 9    |
| 国税庁実務研修          | 国数 | 12     | 12   | 11   | 13   | 14   |
|                  | 人数 | 19     | 19   | 20   | 17   | 18   |
| アジア国際課税研修        | 国数 | 3      | 5    | 6    | 6    | 6    |
|                  | 人数 | 7      | 11   | 16   | 12   | 8    |
| 国別税務行政研修         | 国数 | 4      | 4    | 5    | 5    | -    |
|                  | 人数 | 21     | 57   | 75   | 79   | -    |
| カウンターパート研修       | 国数 | 3      | 4    | 4    | 2    | 3    |
|                  | 人数 | 30     | 37   | 41   | 30   | 56   |
| 合 計              | 国数 | 54     | 51   | 55   | 56   | 48   |
|                  | 人員 | 109    | 150  | 181  | 168  | 107  |

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 合計欄(国数・人数)については延べ数となります。

##### ②職員派遣

(単位：国、人)

| 会計年度            |      | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----------------|------|--------|------|------|------|------|
| 短期のもの           | 派遣国数 | 10     | 13   | 7    | 5    | 6    |
|                 | 派遣人数 | 23     | 26   | 15   | 14   | 18   |
| 長期のもの<br>(1年以上) | 派遣国数 | 3      | 3    | 3    | 2    | 3    |
|                 | 派遣人数 | 3      | 3    | 3    | 2    | 3    |
| 合 計             | 派遣国数 | 13     | 16   | 10   | 7    | 9    |
|                 | 派遣人数 | 26     | 29   | 18   | 16   | 21   |

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 合計欄(派遣国数・派遣人数)については延べ数となります。

## 実績目標（大）2：酒類業の健全な発達の促進

### 1. 実績目標の内容

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。

また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改訂）等を踏まえ、「日本産酒類の総合的な輸出環境整備」に取り組むこととしています。

### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 実2-1 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費の全ての段階において酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

#### （1）市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等の適正性の確認を行いました。

確認の結果、ごく一部の商品において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導しました。

また、分析等の集計結果については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm>）で公表します。

参考指標 2-1：市販酒類買上げ調査件数

（単位：件）

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 調査件数 | 3,266  | 3,056 | 3,059 | 2,966 | 2,815 |

（出所）課税部鑑定企画官調

（注）市販酒類買上げ調査においては、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることをとしています。

#### （2）酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導相談

市販酒類買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、酒類製造業者に対し、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しまし

た。

平成27年度の指導相談件数については、酒類製造業者のアルコール等の分析の精確さの確保に係る技術指導を引き続き重点的に実施したことから、前年とほぼ同程度の実施件数でした。

また、技術相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施した結果、実績値は93.3%となり、目標を達成しました。

参考指標 2-2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指導相談件数 | 2,516  | 2,565 | 2,521 | 2,399 | 2,246 |

(出所) 課税部鑑定企画官調

### (3) 酒類の成分の実態把握等

市販酒類買上げ調査において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物や、含有量に規制のある汚染物質、更には国内外で取り上げられている酒類の安全性に係る成分について調査した上、その結果について国税庁ホームページの「酒類の品質及び安全性の確保」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/index.htm>)で公表しました。

また、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成27年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の調査を実施しました。

放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>)で公表しています。

なお、平成23年6月に分析を開始して以来、平成28年4月末までに、全国約11,900点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものではありませんでした。

さらに、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス食品添加物部会で、ワイン製造に用いられる食品添加物に関する国際規格が議論されていることから、国内における添加物使用実態を把握した上でコメントを提出する等、規格策定に参画しました。

### (4) 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。

参考指標 2-3：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

| 事務年度   | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 調査実施件数 | 914    | 908  | 864  | 831  | 975  |

(出所) 課税部酒税課調

#### (5) 米穀等の取引等に係る情報の記録等についての指導

消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。

#### ○ 実2-2 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、酒類に関する公正な取引のための指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する事実があると認められるときは、公正取引委員会に対し同法第45条第1項の規定に基づき、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めました。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

その結果、測定指標に掲げた「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」については100.0%となり、目標を達成することができました。

参考指標 2-4：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 調査件数 | 1,799  | 1,991 | 1,537 | 1,553 | 1,485 |

(出所)「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成26事務年度分（平成26年7月～平成27年6月）」（平成28年2月 課税部酒税課）(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/160205/index.htm>)

#### ○ 実2-3 日本産酒類の輸出環境整備

国際会議や外交上のレセプション等において、専門的な知識を備えた技術系職員の派遣を行うなど、日本産酒類の魅力発信に取り組みました。

さらに、酒類の専門的知識の普及・啓発の観点から、業界団体と連携して、在京の各国大使等を対象とした酒蔵ツアーを開催しました。

また、東日本大震災後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所の分析・研究結果を活用しつつ、関係府省と連携して継続的に規制の撤廃・緩和に

向けた働き掛けを行ったほか、これ以外の貿易障壁についても、経済連携協定などの国際交渉を通じて除去に取り組みました。

国税局においても、酒類業者に対して、輸出に関する制度やノウハウの情報提供を目的とした輸出セミナーを開催しました。その他、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークを充実させるため、関係府省の地方支分部局、関係機関、地方自治体等と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出に関する実態を的確に把握し、国税庁や関係機関等に情報提供を行うなど、酒類業者のニーズを踏まえた取組を行いました。

参考指標 2-5：酒類の輸出金額及びその伸び率 (単位：億円、%)

| 暦年   | 平成24年 | 25年  | 26年  | 27年  |
|------|-------|------|------|------|
| 輸出金額 | 207   | 251  | 294  | 390  |
| 伸び率  | —     | 21.3 | 42.0 | 88.4 |

(出所) 財務省貿易統計

(注) 輸出金額の伸び率は、平成24年からの伸び率を記載しています。

## ○ 実2-4 構造・経営戦略上の問題への対応

### (1) 経営改善等に対する支援

酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

### (2) 清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進

清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金(平成27年度執行額450百万円)を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。

日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を使用し、清酒及び単式蒸留しょうちゅうの正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。

## ○ 実2-5 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正・公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。

また、酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、消費者等に対する情報提供や酒類製造業者に対する指導相談を行いました。

参考指標 2-6：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数

(単位：点)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 依頼分析点数 | 647    | 6,578 | 3,694 | 3,502 | 3,051 |

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 平成24年度においては、東日本大震災の発生による福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射能分析を実施したほか、適正表示確保のための高度な分析を行ったことなどから、分析依頼点数が増加しています。

○ 実2-6 未成年者飲酒防止対策等の推進

酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類販売管理研修実施団体に対して、酒類販売管理研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて17,275場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、9,550場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。

さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）が制定され、平成26年6月1日に施行されました。同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から同月16日を「アルコール関連問題啓発週間」と定められており、同週間において周知・啓発に取り組みました。また、平成28年5月31日には同法に基づき、関係省庁と共に不適切な飲酒の誘因の防止等を内容とした「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定（閣議決定）しました。

参考指標 2-7：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数

(単位：場)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 確認場数 | 17,543 | 18,903 | 19,728 | 17,911 | 17,275 |

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 2-8：酒類販売管理調査場数

(単位：場)

| 事務年度 | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度  |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 調査場数 | 10,305 | 10,490 | 10,194 | 10,013 | 9,550 |

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 2-9：酒類自動販売機の設置状況

(単位：台)

| 会計年度 | 平成23年度           | 24年度             | 25年度             | 26年度             | 27年度             |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 設置台数 | 内6,652<br>26,128 | 内5,605<br>23,631 | 内4,577<br>21,189 | 内3,907<br>19,541 | 内3,268<br>17,144 |

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』(平成27年4月1日現在)の公表について」(平成27年10月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/jihanki2015/02.htm>)

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

○ 実2-7 酒類に係る資源の有効な利用の確保

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm>) の活用により、リデュース・リユース・リサイクルへの意識の高揚を図りました。

参考指標 2-10：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 説明回数 | 8,617  | 9,358 | 7,766 | 7,257 | 7,346 |

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

## 実績目標（大）3：税理士業務の適正な運営の確保

### 1. 実績目標の内容

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています（税理士法第1条）。

このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされています（税理士法第2条及び第52条）。

これらを踏まえ、国税庁は税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。

### 2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 実3-1 税理士会等との連絡協調の推進

国税庁・国税局・税務署と税理士会等との間で定期的に協議会を開催し、書面添付制度やe-Taxの一層の普及・定着、確定申告期の相談体制の整備、租税教育の推進、社会保障・税番号（マイナンバー）制度、改正相続税法への対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、連絡協調を図りました。

また、税理士の資質向上の観点から、税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう、税理士会が開催する説明会等への講師派遣を積極的に行いました。

説明会等への講師派遣に際しては、各国税局において、説明会等の実施状況及びアンケート調査に寄せられた意見・要望等についての分析・検討を行うとともに、事前に税理士会の要望を的確に把握し、これに即した適切なテーマの設定、資料の作成及び講師の派遣を行うなど、関係各部署が協力して説明会等の実施方法の改善、内容の充実を図りました。

その結果、平成27年度に実施したアンケート調査の上位評価割合は73.4%と、昨年度の72.6%を0.8ポイント上回るとともに、目標値「70%」を達成することができました。

アンケート調査の結果を調査項目別に見ると、相対的に「研修のテーマ」及び「内容の有用度」の評価が高くなっています。また、アンケート調査に寄せられた意見・要望として「参考となる資料も多く非常に勉強になった。」、「事例に基づき説明されており具体的で分かりやすかった」などの評価する意見が多数寄せられた一方で、「声が聞き取りにくいところがあった」、「資料の文字をもう少し大きくしてほしい」などの改善意見も寄せられています。

税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう、今後とも、税理士会等との連絡協調を推進するとともに、説明会等の内容の充実に取り組んでいく必要

があると考えています。

参考指標 3-1：税理士登録者数の推移

(単位：人)

| 会計年度   | 平成23年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 税理士登録数 | 72,635 | 73,725 | 74,501 | 75,146 | 75,643 |

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 3-2：税理士会への説明会及び税理士会との協議会の開催回数 (単位：回)

| 会計年度 | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数 | 4,531  | 4,530 | 4,512 | 4,395 | 4,535 |

(出所) 長官官房総務課調

○ 実3-2 税理士等に対する指導監督の的確な実施

(1) 綱紀監察をテーマとした協議会等の積極的な開催

税理士業務の適正な運営を確保するため、あらゆる機会を活用して税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行うとともに、税理士会等に対し、綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するよう依頼しました。

平成27年度の税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数は、1,225回となっており、目標を達成することができました。

(2) 税理士等に対する的確な調査等の実施

税理士法に定められた義務の適正な履行を確保する観点から、税理士法違反行為に関する情報収集の充実に取り組むとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、法令に基づき行政指導及び懲戒処分等を行いました。また、税理士等でない者で申告書の作成などの税理士業務を行っている者についても情報を収集し、問題が認められた場合には、必要に応じて捜査当局との協議などを適切に実施しました。

平成27年度に税理士等に対して実態確認又は調査を実施した件数は2,863件、平成27年度の税理士懲戒処分等件数は41件となっています。

参考指標 3-3：税理士法に基づく税理士・税理士法人等に対する調査等件数

(単位：件)

| 会計年度  | 平成23年度 | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 調査等件数 | 2,378  | 2,932 | 2,934 | 3,172 | 2,863 |

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 3-4：税理士・税理士法人等に対する懲戒処分等件数 (単位：件)

| 会計年度  | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-------|--------|------|------|------|------|
| 処分等件数 | 34     | 41   | 50   | 59   | 41   |

(出所) 長官官房総務課調

(注) 平成27年度の懲戒処分等件数の内訳は、禁止処分が5件、停止処分が36件です。

(3) 懲戒処分内容等の公表

税理士等に対する懲戒処分等については、懲戒処分等の基準である「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」に基づき、適正に実施するとともに、情報提供の充実等の観点から、懲戒処分等の対象となった税理士等については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表しました。

○ 実3-3 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

書面添付制度は、税理士等が税務の専門家の立場から申告書がどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、当制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と具体的協議を行うなどの取組を実施しました。

参考指標 3-5：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合

(所得税・相続税・法人税)

(単位：%)

| 年 度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 所得税 | —      | 1.0  | 1.1  | 1.1  | 1.2  |
| 相続税 | 6.5    | 7.3  | 8.9  | 11.8 | 13.6 |
| 法人税 | 7.4    | 7.8  | 8.1  | 8.4  | 8.6  |

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

(注1) 上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

(注2) 所得税は、翌年3月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

(注3) 相続税は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書(修正申告書を除く。)(平成23年度は、平成22年中の相続のうち、震災特例法により申告期限が延長され、平成24年1月11日までに提出されたものを含む。)を対象としています。

(注4) 法人税は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 3-6：税理士関与割合(所得税・相続税・法人税)

(単位：%)

| 年 度 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 所得税 | —      | 19.2 | 19.5 | 19.9 | 20.0 |
| 相続税 | 88.3   | 89.5 | 89.5 | 89.7 | 89.8 |
| 法人税 | 87.5   | 87.7 | 87.9 | 88.1 | 88.4 |

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

(注1) 所得税は、翌年3月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

(注2) 相続税は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書(修正申告書を除く。)(平成23年度は、平成22年中の相続のうち、震災特例法により申告期限が延長され、平成24年1月11日までに提出されたものを含む。)を対象としています。

(注3) 法人税は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

## (参考) 用語集

### あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。

### 青色申告制度

事業所得、不動産所得及び山林所得がある者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

### アジア税務長官会合 (SGATAR)

アジア地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を目的として1971年に設立された会議で、現在、17か国・地域の税務当局が加盟しています。正式名は、Study Group on Asian Tax Administration and Research です。

### い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

### インターネット公売

インターネット上の民間のオークションサイトにおいて、2日以上連続した期間内に順次買受申込みを受け付ける競り売りの方法により実施する公売をいいます。

### か 間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体です。

### き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

### 金融口座情報の自動的情報交換に係る共通報告基準 (CRS)

租税条約等に基づいて金融口座の残高情報等を税務当局間で自動的に交換するための国際的な統一基準（共通報告基準(Common Reporting Standard:CRS)）です。

CRSを踏まえて、平成27年度税制改正において国内金融機関等から口座保有者の情報の報告を求める制度が導入されています（平成29年1月1日施行）。

国内金融機関等からは、平成30年4月30日までに初回の報告が行われることとなります。

### け 経済連携協定

自由貿易協定 (FTA) の要素 (モノ・サー

ビスの自由化)に加え、投資や人の移動、二  
国間協力を含む包括的な経済連携を図る協  
定をいいます。

### **原告訴訟**

滞納者が債務超過の状態で国税を納付せ  
ずに所有財産を第三者に贈与等をした場合  
や滞納者の債務者が差押債権の取立てに応  
じない場合に、滞納国税を徴収するため、  
国が原告となって提起する詐害行為取消訴  
訟や差押債権取立訴訟などの民事訴訟をい  
います。

## **二 広域申告センター**

申告書用紙や各種届出書用紙などの交付、  
申告書作成のアドバイス及び申告書の受  
付を行っている会場です。住所地を問わず、  
どなたでも利用できます。

### **更正の請求**

既に行った申告について、納税額の計算  
が法律の規定に従っていなかったり、計算  
に誤りがあったりしたために、税額を過大  
に申告した場合や還付金が少なかった場合  
などに行う手続きです。この手続は、誤り  
の内容を記載した更正の請求書などを税務  
署に提出することにより行います。なお、  
更正の請求ができる期間は、原則として法  
定申告期限から5年以内（平成23年12月2  
日より前に法定申告期限が到来するものは  
1年以内）です。

### **構造改革特別区域法**

地方公共団体が構造改革特別区域を設定  
し、地域の特性に応じた活性化を図ること  
で、国民経済の発展等に寄与することを目  
的とした法律です。同法の「酒税法の特例」  
では、地域で生産される農産物を用いた酒  
類（濁酒・果実酒等）の製造に際し、酒類

製造免許に係る最低製造数量基準を緩和等  
することとされています。

### **公的個人認証サービス**

オンラインで申請や届出といった行政手  
続などを行う際に、他人による「なりすま  
し」やデータ改ざんを防ぐために用いられ  
る本人確認の手段です。地方公共団体情報  
システム機構が発行する「電子証明書」と  
呼ばれるデータを外部から読み取られるお  
それのないICカード(マイナンバーカード)  
に記録し、これを用いて申請書などの情報  
に「電子署名」を付すことにより、確かに  
本人が送付した情報であることを示すこと  
ができます。

### **公売**

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国  
税に充てるため、入札又は競り売りの方法  
で強制的に売却する処分をいいます。

### **コーデックス委員会**

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易  
の確保等を目的として、1962年に国連食糧  
農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）  
により設置された国際的な政府間機関で  
す。国際食品規格の作成等を行っています。

### **国税総合管理（KSK）システム**

全国の国税局と税務署をネットワークで  
結び、申告・納税の事績や各種の情報を入  
力することにより、国税債権などを一元的  
に管理するとともに、これらを分析して税  
務調査や滞納整理に活用するなど、地域や  
税目を越えた情報の一元的な管理により、  
税務行政の根幹となる各種事務処理の高  
度化・効率化を図るために導入したコンピ  
ュータシステムです。

## 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

作成した申告書等は、印刷して書面で税務署に提出することができ、また、作成したデータをそのままe-Taxで送信することもできます。

## 国税モニター

広聴活動の一環として、主に当庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局及び沖縄国税事務所において委嘱している方をいいます。

## **さ** 差押債権取立訴訟

国が、滞納者の第三債務（差し押さえた債権の債務者、すなわち滞納者の取引先等）に対する債権を滞納処分により差し押さえている場合において、第三債務者が国に対して任意に弁済しないときに、その債権を強制的に取り立てるために行う訴訟をいいます。

## **し** 事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性

を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

## 集中電話催告センター室

国税総管理（KSK）システムから取得した情報に基づき、滞納者に対して電話により納付の催告をする「集中電話催告システム」を活用して、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局に設置されている組織をいいます。

## 守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付けることにより、納税者の秘密を保護する必要があること、②納税者の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者との信頼関係が損なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となって、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

## 酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法等を明らかにしたものです。

## 酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における未成年者飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況を確認し税務署に連絡する業務を行う者をいいます。

## 酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき選任された者をいいます。酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業務を実施するために必要となる助言又は指導を行います。

## 情報交換

各国の税務当局が、租税条約等の規定に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

## 書面添付制度

税理士は、申告書の作成に際し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

## **せ** 成果重視事業

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成18年度予算から創設されたものです。

## 税源浸食と利益移転（BEPS）

多国籍企業が、各国の税制上の優遇措置や租税条約等を巧妙に組み合わせて、所得を軽課税国・無税国に移転し、グローバルに租税の軽減を図っている問題です。

## 税務に関するコーポレート・ガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

## 税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする税理士法に定められた団体です。

## **そ** 相互協議

二国間の租税条約の規定に基づき、国際的な二重課税等の条約に適合しない課税の排除を目的として、直接各国の権限ある当局間で行われる協議手続です。

## 租税回避スキーム

各国における税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する仕組みをいいます。

## 租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、文部科学省、総務省、国税庁及び日本税理士会連合会（賛助会員）が連携・協調して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいいます。

## 租税条約

我が国が締結した国際的二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協

議や情報交換等に関する規定が置かれています。

## **た** 滞納処分免脱罪

滞納処分免脱罪とは、納税者が差押えなどの滞納処分の執行を免れる目的でその財産の隠蔽等を行う犯罪です。隠蔽等を行った納税者には、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます（国税徴収法187条）。

## ダイレクト納付

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の方法です。

## 単式蒸留しょうちゅう

デンプン質原料（米、大麦及びいも等）などを発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、米しょうちゅう、麦しょうちゅう、いもしょうちゅう、泡盛など、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒です。

## **ち** 地方税ポータルシステム（eLTAX）

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

## 地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につき連絡協調を図るために組織された協議会をいいます。なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税務署単位の地区税務協議会があります。

## 調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいいます。

## 徴収システム

国税総合管理(KSK)システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいいます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができます。

## **て** 電子納税

金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができる仕組みであり、次の方法があります。

- ① ダイレクト納付による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税（登録方式・入力方式）

## **と** 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人です。

## **に** 日本酒造組合中央会

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留しょうちゅう等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

## 日本税務協会

「国民の財務に対する協力を積極旺盛にし、かつ、財務官庁に対する諸手続の遂行を援助し財務行政に関する官民の意思の疎

通を図り、その円満適正な運営に資する」ことを目的として設立された団体です。

## の 納税協会

「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

## 納税証明書

納税証明書は、申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがあります。e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

## 納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付を目的として組織された団体です。

## 納付しようよう

電話や文書等により早期の納付を働き掛けることをいいます。

## ひ 標準地

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいいます。

## ふ 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

## へ 閉庁日

土曜日・日曜日・祝日等をいいます（これらの日は、通常、業務を行っておりません。）。

## ヘルプデスク（e-Tax・作成コーナーヘルプデスク）

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関する問合せに電話で対応する専門窓口（税務相談等を除く。）です。

## ほ 法人会

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

## 法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で60種類あります。

## 法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定資料以外のものをいいます。

## よ 予納制度

納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又は調査等により近日中に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出て納付することができる制度です。

## **リ** リデュース・リユース・リサイクル

循環資源（有用な廃棄物等）の利用と処分についての重要な取組を順に示したもので、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を意味しています。

## **ろ** 路線価

路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

## **E** e-Tax

所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことができるシステムです。

## **I** ICT

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、Information and Communication Technology の略です。

## **○** OECD移転価格ガイドライン

移転価格課税について適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的として作成されたものである。具体的には、移転価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決方法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図しています。





国税庁の実績評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mof.go.jp>

